
広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業
要 求 水 準 書

令和8年6月5日

岩手中部広域行政組合

目 次

第1編 共通事項	1
第1章 要求水準書の位置づけ	1
1.1 要求水準書の位置づけ	1
1.2 要求水準書の取扱い	1
1.3 用語の定義	2
第2章 計画概要	4
2.1 一般概要	4
2.2 事業名称	5
2.3 施設規模	5
2.4 建設場所	5
2.5 事業用地全体面積	5
2.6 本事業の概要	5
2.7 事業期間（想定）	5
2.8 立地条件	6
2.9 全体計画	7
第2編 本施設の設計・建設に係る業務	13
第1章 総則	13
1.1 業務範囲	13
1.2 計画主要目	15
1.3 材料及び機器	24
1.4 試運転及び運転指導	25
1.5 性能保証	27
1.6 検査及び試験	29
1.7 正式引渡し	30
1.8 完成図書	31
1.9 契約不適合	31
1.10 設計業務	34
1.11 建設業務	35
第2章 機械設備工事仕様	40
2.1 各設備共通仕様	40
2.2 受入供給設備	42
2.3 破砕設備	49
2.4 選別設備	51
2.5 搬送設備	53
2.6 搬出・貯留設備	55
2.7 除じん・脱臭設備	64

2. 8 給水設備	67
2. 9 排水処理設備	70
2. 10 雑設備	72
2. 11 その他設備	72
第3章 電気計装設備工事仕様	75
3. 1 電気設備	75
3. 2 計装設備	82
第4章 土木建築工事仕様	88
4. 1 計画基本事項	88
4. 2 建築工事	88
4. 3 土木工事及び外構工事	101
4. 4 建築機械設備工事	102
4. 5 建築電気設備工事	105
第3編 運営・維持管理業務	110
第1章 総則	110
1. 1 運営・維持管理業務の基本事項	110
1. 2 関係法令等の遵守	111
1. 3 運営・維持管理業務の基本条件	111
1. 4 運営モニタリング	113
第2章 運営・維持管理業務の実施	115
2. 1 施設運営の基本方針	115
2. 2 業務実施体制	115
2. 3 運営マニュアル及び運営計画書等の作成、改訂業務	115
2. 4 受付、計量、搬入業務	117
2. 5 運転管理業務	118
2. 6 環境管理業務	120
2. 7 副生成物及び資源物に係る業務	120
2. 8 プラント設備の点検、検査、補修、更新業務	121
2. 9 用役管理業務	125
2. 10 機器等の管理業務	125
2. 11 建築物等の保守管理業務	126
2. 12 運営事務	128
2. 13 情報管理業務	131
2. 14 地域貢献事業	132
第3章 事業期間終了時の取扱い	133
3. 1 事業期間終了時の機能検査	133
3. 2 事業期間終了後の運営方法の検討	133

□添付資料

第1編 共通事項

第1章 要求水準書の位置づけ

1. 1 要求水準書の位置づけ

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書（以下、「本要求水準書」という。）は、岩手中部広域行政組合（以下、「本組合」という。）が実施する広域不燃ごみ処理施設（以下、「本施設」という。）の設計・建設及び運営・維持管理を行う「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業」（以下、「本事業」という。）に関し、本組合が入札参加者に対して要求する仕様やサービスの水準を示したものである。本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備又は業務等については、本要求水準書に明記されていない事項であっても事業者の責任においてすべて完備又は遂行するものとする。

1. 2 要求水準書の取扱い

1. 2. 1 設備設置の選択に係る取扱い

カッコ書きで「必要に応じて設置」と記述されている設備装置の設置については提案とする。

1. 2. 2 仕様記述方法の取扱い

本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下の取扱いとする。

(1) 【 】書きで仕様が示されているもの

本組合が標準仕様と考えるものであるが、同等品や同等の機能を有し、標準仕様から変更する明確な理由があるもののうち、本組合が妥当と判断した場合は変更を可とする。

(2) 【 】書きで仕様が示されていないもの

提案とする。

(3) 【 】が無く仕様が示されているもの

本組合が指定する仕様であって、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本組合が認める場合に変更を可とする。

1. 2. 3 参考図書の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。そのため、「(参考)」として示した情報が、実際と異なったり、「(参考)」とした資料を基に設計、建設及び運営・維持管理を行ったことで損害等が生じたりしたとしても、本組合はそれを補償しない。なお、「(参考)」と記載されたものにあっても、施設を設計・建設及び運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において用意しなければならない。

1. 2. 4 添付資料の取扱い

添付資料のうち、表題に「標準案」と示すものは本組合が標準と考えるものであるが、本要求水準書内に記述された条件や仕様を満足する範囲において、提案を妨げるものではない。

また、本要求水準書内で選択や自由を認めている部分については、それを優先する。

この場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、本組合が示す内容に変更がある場合は、本組合と事業者の間で協議を行う。

1. 3 用語の定義

表 1-1 用語の定義

No	用語	定義
1	本組合	岩手中部広域行政組合をいう。
2	対象市町	花巻市、北上市及び西和賀町をいう。 なお、構成市町と示す場合は、本組合を構成する花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町をいう
3	広域不燃ごみ処理施設	不燃ごみ、不燃性大型ごみ等を破碎・選別するための施設の総称とし、工場棟、計量棟、外構等のすべてを含めていう。
4	本事業	本組合が実施する広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
5	本施設	本事業において設計・建設され、運営・維持管理される広域不燃ごみ処理施設をいい、プラント設備及び建築物等を総称していう。
6	本要求水準書	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業要求水準書をいう。
7	施設基本計画	令和7年10月に策定した一般廃棄物処理施設基本計画（広域不燃ごみ処理施設基本計画）をいう。
8	岩手中部クリーンセンター	本施設に隣接して立地している岩手中部クリーンセンターの総称とし、工場棟、管理棟、外構等、岩手中部クリーンセンターを構成するすべてを含めていう。
9	敷地	岩手中部クリーンセンターや地域振興施設等が立地する用地全体を指し、本事業の事業用地を含む約11.6haの範囲を指す。
10	事業用地	敷地のうち、本事業にて建設工事を行い、運営・維持管理を実施する約3.1haの範囲をいう。
11	工場棟	広域不燃ごみ処理施設を構成する建築物のうち、破碎・選別プラント設備を内包する建築物をいう。
12	計量棟	広域不燃ごみ処理施設を構成する建築物のうち、搬入物等の計量を行う計量機を内包する建築物をいう。
13	DBO方式	公共が資金調達及び施設を所有し、施設の設計・建設・運営・維持管理を民間事業者者に包括的に委託する事業方式をいう。
14	受入対象物	対象市町内から排出され、委託業者、許可業者、直接搬入者が本施設に搬入する搬入物を総称していう。
15	処理対象物	受入対象物のうち、処理不適物を除いたものを総称していう。なお、不燃性大型ごみは、不燃ごみのうち収集袋等に入らない大型のごみを対象としている。
16	処理不適物	破碎処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
17	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
18	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
19	運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理（運転、維持管理、補修及び更新等を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
20	運営事業者	構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運営・維持管理業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運営・維持管理業務を担当する者をいう。
21	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る本組合と落札者の間で締結される「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本協定書」に基づく協定をいう。
22	基本契約	本事業の実施に際し、本組合と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書」に基づく契約をいう。

No	用語	定義
23	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本組合と建設事業者で締結される「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
24	運營業務委託契約	運営・維持管理業務に係る本組合と運営事業者で締結される「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 運營業務委託契約書」に基づく契約をいう。
25	建築物等	本施設の建物を総称していう。
26	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を破碎処理又は保管するために必要なすべての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
27	事業者	落札者及び運営事業者をいう。
28	事業期間	設計・建設業務期間及び運営・維持管理業務期間から構成される約 22 年間をいう。
29	提案書類	入札参加者が本事業の入札に際し、本組合に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
30	特定事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称していう。
31	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
32	要求水準書	入札公告時に公表する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 要求水準書」をいう。
33	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。

第2章 計画概要

2. 1 一般概要

2. 1. 1 本事業の目的

平成14年11月に設立した花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町から構成される本組合では、平成27年10月に岩手中部クリーンセンター（北上市和賀町後藤3地割地内）が、同年12月には遠野中継センターが稼働を開始し、可燃ごみの広域処理を行っている。

対して不燃ごみについては、現在構成市町の4施設で処理を行っているところであり、令和7年度には施設基本計画を改訂し、ごみの適正な処理を進めるための基本的事項等を定めるとともに、対象市町の不燃ごみ処理を組合事業として一元処理することにより、スケールメリットを生かした施設整備や運営方法の検討を行うこととしている。

本事業は、広域不燃ごみ処理施設を岩手中部クリーンセンターの隣接地にて「広域不燃ごみ処理施設」として整備するものであり、本事業によって、環境保全対策や火災・爆発事故対策技術の導入、並びに耐震性の強化などにより、次世代にわたり地域に安全と安心を約束する整備・運営事業を実施することを目的としている。

2. 1. 2 事業方式

本事業は、本組合が、本施設の建設に係る資金調達を行って本施設を所有し、設計・建設及び運営・維持管理業務を事業者に一括して委託するDBO（Design Build Operate）方式にて実施する。

本施設の設計・建設に係る業務は、事業者単独又は共同企業体を設立し行うものとする。

本施設の運営・維持管理に係る業務は、特別目的会社（SPC）を設立し行うものとする。

なお、本組合は本施設を標準的な耐用年数である30年間程度にわたって使用する予定であり、事業者は本施設を本事業終了後も使用継続することを前提として各業務を行うこととする。

2. 1. 3 施設整備の基本方針

本要求水準書では、施設基本計画の内容に基づき、以下の施設整備基本方針を定める。

(1) 循環型社会に適した処理を行うことができる施設

処理対象物を適正に処理できる施設とするため、ごみ量の予測値に対応した施設規模とし、破碎・選別処理により有価物はできる限り回収し、資源化率の向上を図ることができる能力を有する施設とする。また、本施設稼働に伴い発生する各種環境負荷に対して対策を講じることで周辺環境への影響を低減し、環境に優しい施設とする。

(2) 安全・安心な施設

長期稼働を見据えながら、事故や故障の少ない施設とし、運営時には安全管理体制を十分に生かせる施設とする。特に各種災害、その中でも火災事故や爆発事故を防止する対策を講じるとともに、万が一これらの事故が発生したとしても被害を最小限に留める機能を備えることが重要であり、施設内運行車両と一般来客等の動線を分離など、運用上の安全も確保できる施設とする。

(3) 経済性に配慮した施設

建設と運営を含めた本事業全体での費用削減を図ることができる施設とする。

(4) 地域特性に配慮した施設

冬季は多量の降雪や強風、地吹雪が想定されるため、風雪によりごみの搬入等に支障が生じぬよう風雪に配慮した施設配置とする。その他、景観への配慮や環境啓発に資する施設とする。

2. 1. 4 施設配置の基本方針

- (1) 建設地は本組合の事業用地内とし、工場棟、計量棟、防災調整池、駐車場、緑地、その他外構を設ける。
- (2) 本組合事務室は岩手中部クリーンセンターに含まれる。
- (3) 事業用地内道路の車両動線は、一方通行を原則とし、車両動線の交差が極力ないものとする。
- (4) ごみ搬入車両、資源化物搬出車両等と一般来客・職員車両等の動線を極力分離する。また、民家及び通行車両に支障を来たさないよう、交通量の少ない市道側（南西側）に出入口を設ける。なお、可燃物搬出車両は、一度公道に出て岩手中部クリーンセンターに搬入する。
- (5) 計量機を通過する車両が事業用地外で待機することがないように、事業用地内に十分な待機場所を確保する。
- (6) 冬季の風雪に配慮した配置とする。
- (7) 見学者に配慮した施設配置とする。

2. 2 事業名称

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業

2. 3 施設規模

9.2t/5h

2. 4 建設場所

北上市和賀町後藤3地割地内

2. 5 事業用地全体面積

約11.6ha（うち、事業用地は約3.1ha）

2. 6 本事業の概要

本事業は、事業用地に本施設を整備し、運営・維持管理するものである。

本事業の概要は以下に示すとおりである。

- (1) 本施設の設計・建設業務
ア 本施設の設計・建設
- (2) 運営・維持管理に係る業務
ア 本施設の運営・維持管理

2. 7 事業期間（想定）

事業期間（想定）は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| 事業期間 | : 特定事業契約の本契約日から約23年間とする。 |
| 設計・建設業務期間 | : 特定事業契約の本契約日から令和12年（2030年）3月31日とする。 |
| 運営・維持管理業務期間 | : 令和12年（2030年）4月1日から令和32年（2050年）3月31日とする。 |

本事業の事業工程（想定）は「表 1-2 事業工程（想定）」に示すとおりとする。

表 1-2 事業工程（想定）

年度	令和 9	令和 10	令和 11	令和 12	・・・	令和 31
新施設建設工事	設計・建設業務期間			運営・維持管理業務期間		

※特定事業契約締結日は令和 9 年 3 月を予定。

2. 8 立地条件

2. 8. 1 地形・地質等

(1) 地形

建設用地は前面道路より 1 m 程度低いため、土地造成を行うものとする。なお、造成用の盛土材は本組合より提供する。土量が不足する場合は、建設事業者で確保すること。

(2) 地質

地質の概況については、「添付資料 14 地質調査報告書」を参照すること。

(3) 地下水

地下水の概況については、「添付資料 9 井水水質分析結果」「添付資料 10 地下水質調査結果」「添付資料 14 地質調査報告書」を参照すること。

(4) 気象条件（令和 7 年（2025 年）気象庁公表データ：北上観測所）

ア 気温	最高：38.3℃ 最低：-9.3℃
イ 最大降水量	18.0mm/時
ウ 最深積雪深	27cm
エ 積雪荷重	積雪単位重量 20N/m ² 垂直積雪量 75 cm
オ 建物に対する凍結深度	64cm（東北地方多雪・寒冷地設備設計要領、舗装設計便覧「付録-3 n 年確率凍結指数の推定方法」及び気象庁 HP「過去の気象データ検索」による算出値）
カ 水道敷設に関する深度	60cm 以上（岩手中部水道企業団・標準給水装置工事要綱の規定を参考とすること。）

2. 8. 2 都市計画等事項

都市計画に係る条件を以下のとおりである。

(1) 都市計画区域	区域内
(2) 用途地域	指定なし
(3) 都市施設	ごみ処理場
(4) 防火地区	指定なし
(5) 高度地区	指定なし
(6) 建ぺい率	70%以内
(7) 容積率	200%以内
(8) 高さ制限	なし

2. 8. 3 関連計画等実施状況

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	令和元年度策定済
(2) 一般廃棄物処理施設基本計画	令和2年度策定済
(3) 循環型社会形成推進地域計画	令和2年度策定済
(4) P F I 等導入可能性調査	令和3年度実施済
(5) 生活環境影響調査	令和3年度実施済
(6) 地質調査	令和3年度実施済
(7) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂版）	令和6年度策定済
(8) 一般廃棄物処理施設基本計画（改訂版）	令和7年度策定済

2. 8. 4 事業用地周辺設備

事業用地周辺のユーティリティ設備の状況を以下に示す。

(1) 電気

本施設単独使用のために新たに引込第1柱を設置し、一般高圧方式にて受電する。なお、岩手中部クリーンセンターからの配電は想定しない。

(2) 用水

生活用水には上水、プラント用水には上水又は地下水を利用する。上水は取り合い点からの分岐と引き込み、井水のさく井は建設事業者にて実施する。

(3) 排水

生活排水は合併浄化槽にて処理後に放流する。

プラント排水は直接放流せず別途処理する。なお、岩手中部クリーンセンターに搬出し処理することも可能である。その際の排水受入可能量は15 m³/週であるが、緊急停止や休炉等により時間単位、日単位で調整が必要となる場合もあるため、その際は都度協議すること。なお、排水基準については特に設けない。

雨水排水は、防災調整池を介して事業用地外に放流する。排水側溝や施設基本計画において設定した2,700 m³の防災調整池による対応の他、既存の防災調整池を改修することも可能であり、建設事業者にて事業用地内の流量計算を行い、その仕様を決定する。

(4) 電話・通信

電話及びインターネット回線の引き込みを行う。電話回線は機械警備や緊急通報回線についても考慮すること。

なお、各回線の利用環境の整備に係る通信事業者への工事負担金や契約料金は建設事業者の負担とする。また、ごみの計量データを含む計装情報を岩手中部クリーンセンター内の本組合事務室から閲覧できるようにする。

(5) 給湯・暖房

本施設に必要な給湯、暖房設備を整備する。燃料種は提案とする。

2. 8. 5 地中障害物

工事の施工に当たり、障害となる地中障害物は、建設事業者の負担により適切に処分するものとする。

なお、予期しない大型の地中障害物等の危険物が発見された場合は、建設事業者は本組合と協議を行う。

2. 9 全体計画

2. 9. 1 景観・デザイン

建物のデザインは北上市景観計画に準拠の上、隣接する岩手中部クリーンセンターや周辺の

環境と調和し、清潔感のあるものとする。

2. 9. 2 環境保全

公害防止関係法令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の環境関連法令等に適合するとともに、「第2編 1. 2. 6 公害防止基準」を遵守し得る構造・設備とすること。また、生活環境影響調査に記載された環境保全対策について検討すること。

(1) 騒音対策

騒音が発生する機器・設備類は、騒音の少ない機種を選定するとともに、防音構造の室内への配置や必要に応じて消音器を取り付ける等騒音対策を講じること。また、低周波音についても対策を講じること。

(2) 振動対策

振動が発生する機器・設備類は、振動の伝搬を防止するため防振装置を設けることや必要に応じて独立基礎等の対策を講じること。また、低周波振動についても対策を講じること。

(3) 粉じん対策

粉じんが発生する箇所や機械設備には、十分な能力を有する集じん装置や散水設備等を設ける等の対策を講じること。

(4) 悪臭対策

建屋の搬入搬出扉は開口時の悪臭防止対策を講じること。臭気が発生する箇所、発生が懸念される箇所（破砕機など）には適切な臭気対策、局所吸引による脱臭対策を講じること。

プラットホームは臭気が外部に漏れにくい構造、仕様とすること。

臭気のある室内に出入りする扉はエアタイト構造等の臭気漏洩に配慮した仕様とすること。

2. 9. 3 事故の防止、安全対策、作業環境

(1) 火災予防、延焼防止対策として、消防関係法令及び所轄消防署の指導に基づき、防火・消防の用に供する設備、消火活動上必要な設備、防火水槽、消防用水及び自動放水装置等より構成される消防設備を整備すること。

(2) 油を使用する部屋の電気配線の措置は、所轄消防署と十分協議し、関係法令に規定された防爆構造とすること。

(3) 労働安全衛生法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守するとともに、災害（特に地震、火災、風雪、台風、落雷）に対する安全を確保すること。

(4) 関係者以外の者が立ち入ることが危険な場所には、標識、施錠装置等を設けること。また、作業員への注意を知らせる必要がある場所には標識を設置すること。

(5) 油、薬品類及び危険物類注入口には、受入口等の接続方法を間違えないように工夫し、注意事項等を記載した表示板を設けること。また、油、薬品等の注入時のこぼれが雨水排水に混入しないよう設備構成や配置に注意すること。

(6) 薬品類を取扱う箇所には、必要に応じてシャワーや洗眼器等を設置すること。また、換気設備についても、必要に応じて設置すること。

(7) 床開放開口部には、必要に応じて、手摺りや墜落制止用器具用フックを設けること。

(8) 薬品類を取扱う場所、ほこり、粉じんの多い場所には、散水設備及び排水設備を設けること。

(9) 有害ガスの発生及び酸素欠乏場所としての対策が必要な床スラブ下ピット・水槽類等には、換気設備又は可搬式通風装置を設置できるマンホール及び作業員出入用マンホールを設けるとともに、有機ガス用防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を完備すること。また、作業員等が見やすい場所に硫化水素等が人体に及ぼす作用や中毒が発生した場合の応急措置等を

記載したパネルを必要箇所に設置する等、厚生労働省、関係官公署からの通知、指導を遵守し、硫化水素等のばく露防止対策に努めること。

- (10) 車両動線上の計量棟、プラットホーム入口等には、運転手から見易い位置に高さ制限表示を設置すること。
- (11) 労働安全上危険と思われる場所には、安全標識を JISZ9103（安全色—一般的事項）により設けること。
- (12) 関連法令に準拠して、安全、衛生設備を完備する他、作業環境を良好な状態に保つように、騒音・振動防止、必要換気量、必要照度の確保及びゆとりあるスペースを確保すること。
- (13) 機側 1 m の騒音が 80dB(A) を超える機器については、防音を施した部屋に設置又は減音対策（ラギング施工、防音ボックス等）を施すこと。
- (14) 著しい悪臭の発生が想定される箇所の出入口には前室を設けるとともに、作業員が悪臭を一般の居室に持ち込まない作業動線を計画すること。
- (15) 保守の容易な設備の設置、作業安全の確保、各種保安装置、必要な予備機器・予備配管等の設置及び各種設備の適所への設置等、運転管理における安全の確保に配慮すること。また、設備・機器類の配置、建設、据付はすべて労働安全衛生法及び規則に定めるところとともに、運転・作業・保守点検に当たって安全確保上必要な歩廊、階段、手摺、防護柵等を完備すること。
- (16) AED を必要な箇所に設置すること。

2. 9. 4 安定稼働、維持管理性向上のための配慮

- (1) 運転保守管理が容易で信頼性の高い設備とすること。
- (2) 年間を通じて季節、気候の別なく、支障なく連続して安定稼働できる施設とすること。
- (3) ごみの性状の短期的、長期的な変動に対し、高い追随性を有するものとすること。
- (4) 多様な形状、性質のごみへの対処が可能な設備構成とすること。
- (5) 本施設の運転制御を行うシステムはできるだけシンプルなものとすること。また、盤等の表示灯類は長寿命かつ維持管理が容易なものとする。
- (6) 大型機器の整備・補修のための、搬出口、搬出通路及び搬出機器を予め設けること。
- (7) 各機器の巡視点検整備が支障なく行える機器配置計画とすること。
- (8) プラント設備は、原則としてすべて建屋内に収納すること。
- (9) 構成市町既存施設にて過去に発生した事故・故障事例を鑑み、想定される事故や故障に対しては、合理的な未然防止策を定めるとともに、設計には冗長性やフェイルセーフの考え方を必要に応じて導入すること。
- (10) 将来の技術向上及び関係法令に基づく技術基準の変更等に柔軟に対処可能となるよう改修・改造・更新の自由度の高い計画とすること。
- (11) 処理システムの制御及び監視が中央操作室で可能となる運転管理システムを構築すること。
- (12) 初期コストと運転維持管理コストの両面から見て、総合的に経済効率性の高い施設とすること。
- (13) 市場で調達可能な汎用品や互換性のある部品をできるだけ使用する等、経済性や保守管理性の向上を考慮すること。
- (14) 消耗品については、稼働開始直後に廃版となり調達できないといった事態が生じないよう配慮すること。
- (15) ポンプ、モータ、バルブ等は可能な限りメーカーを集約、統一すること。

2. 9. 5 環境学習計画

- (1) ごみの資源化や処理不適物等の紹介を通じて、一人ひとりの環境意識を高めることを目的とすること。
- (2) 施設見学者が安全に楽しく、分かり易く見学できるよう配慮するとともに、岩手中部クリーンセンターと連携した環境学習機能を備えること。なお、環境学習におけるDVD上映や主要説明は岩手中部クリーンセンターで行い、本施設での展示・見学は、本組合の一般廃棄物処理のうち、不燃ごみ、粗大ごみ処理について補完する役割とする。
- (3) 本施設内の見学ルート上の見学箇所では人溜まり用のスペースを適宜設けるとともに、できるだけ職員や作業員とは動線を分離すること。
- (4) 岩手中部クリーンセンターと本施設との移動は、見学者の安全を確保した上で、バス等の車両や徒歩によるものとする。

2. 9. 6 全体配置・動線計画

事業用地の概況を「添付資料2 事業用地概況図」に示す。

- (1) 事業用地からの出入口は、市道（和賀中部後藤7号線）から1か所とする。
- (2) ごみ搬入車両・資源化物搬出車両等と一般来客・職員車両等の動線を極力分離する。
- (3) 事業用地内道路の車両動線は、一方通行を原則とする。
- (4) 「添付資料4 搬入車両台数及び搬入量実績」の日別搬入台数を参考に、最大台数搬入時でも計量機を通過する車両が事業用地外で待機することがないように、事業用地内に十分な待機場所が確保できる配置及び動線とし、必要により臨時措置にて対応すること。
- (5) 隣接するクリーンドームの出入口との混同を回避するため、門扉の構造や必要なサインについて計画を行う。

2. 9. 7 寒冷地対策

本組合では、官庁施設の各種基準類に記載されている寒冷地対策の技術基準に従って以下の寒冷地対策を実施すること。

- (1) 建築物の主要な出入口は、積雪や風、地吹雪によって車両や人の通行が阻害されないように配慮すること。
- (2) 建築物から出入口、道路等への雪やつらら等の落下防止対策を講じること。
- (3) 外壁に堆積した雪が及ぼす側圧等の影響を考慮した対策を講じること。
- (4) 配管・弁・ポンプ、タンク等は、運転休止時の凍結防止を目的に原則として水抜きを行い、必要に応じて保温・ヒーティング施工を行うこと。
- (5) 空気配管の凍結防止対策として原則、除湿すること。
- (6) 建築物内外の気温差による結露防止のための処置を施すこと。また、結露した際の対策として、漏電対策や装置機器の防水性能に配慮すること。
- (7) 建築物の基礎底盤は、凍結帯（地表から64cm）より下部に設けること。また、凍結帯に設ける鉄筋コンクリート部分は、鉄筋のかぶり厚さを増す等、構造に配慮すること。
- (8) 設備機器の凍結対策として、地下階や機器冷却水を使用する諸室（空間）に必要に応じて暖房設備を設けること。
- (9) 建築物の壁や屋根等には断熱材を施工し、防寒・結露対策を講じること。
- (10) 屋根、壁、雨樋の材料、塗装については、積雪及び凍結を考慮して選定すること。
- (11) 外部に面する建具、屋外に設ける階段、タラップ等は、耐候性に配慮した材料を使用すること。
- (12) 建築設備の機器及び配管は、凍結対策に配慮すること。また、給排気口及び屋外設置の設備機器が雪に埋没しないよう計画すること。
- (13) 冬季の風雪対策を講じること。

2. 9. 8 火災・爆発防止対策

- (1) 火災の原因物質や発火・爆発原因が複数の状況、条件によるものであることを認識し、予防と対策の両面から多角的な対処を行うこと。
- (2) 受入供給設備から貯留・搬出設備の全過程に、適切な検知器、消火設備を設置すること。また、プラント設備と建築設備の両面から対処すること。
- (3) プラットホーム、受入ヤード等の大空間には、赤外線カメラやITVカメラ等の面的な監視設備とともに、スプリンクラーや放水銃等の消火設備を整えること。
- (4) 消火設備は散水だけでなく、必要に応じて泡消火等の消火剤を用いることで、消火の確実性を向上させること。
- (5) 火災の原因物質は受入ヤードの展開検査やその他手選別工程において限りなく除去する方針とし、そのために必要な設備、作業員を確保する計画とすること。
- (6) 各設備、機器は消火作業を考慮した配置とし、点検歩廊や開口部を用意すること。
- (7) 各種コンベヤに代表される搬送設備は、できるだけ難燃性ベルトや鋼板製エプロンを採用する等、耐火性に優れたものとする。
- (8) 破砕機室やコンベヤの乗り継ぎ部には必要に応じて延焼を防止するような対策を講じること。
- (9) 火災、爆発をはじめとした災害発生時に、作業員及び来場者が適切かつ迅速に避難できる経路を確保しつつ、これに資する全体施設配置とすること。
- (10) 「ごみ処理施設の火災と爆発 事故防止対策マニュアル 社団法人全国市有物件災害共済会」、「安全工学便覧（第4版） 安全工学会編」、「火災便覧（第4版） 日本火災学会編」を参考に、具体的な対処を講じること。

2. 9. 9 地震対策

- (1) 以下に示す基準類及びこれ以外にも必要な基準類は積極的に適用し、耐震設計を行うこと。
 - ア 確実に満足しなければならない基準類
 - (ア) 建築基準法・同施行令
 - イ 参考とすべき基準類
 - (ア) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）
 - (イ) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - (ウ) 建築設備耐震設計・施工指針（2014年度版 独立行政法人 建築研究所）
- (2) 地震地域係数は、1.0とする。
- (3) 耐震安全性能として官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における構造体Ⅱ類、建築非構造材A類、建築設備甲種を採用すること。
- (4) 建築物の耐震設計における保有水平耐力の確認は、必要保有水平耐力の割増係数としての重要度係数1.25を用いること。
- (5) プラント設備に係る架構のうち、重要機器を支持する架構や複数の稼働機器を一体的に支える大型の架構等は、建築の分類と同等の耐震性を確保すること。
- (6) 機器別の耐震クラスを明確にし、機器の固定に関する耐震安全性を示すこと。
- (7) 配管サポートについては、構造計算書や耐震計算書を作成することでその確実性や妥当性を確認すること。
- (8) プラント設備に係る架構等の計算を建築構造の計算と別に行う場合は、プラント設備の架構による建築構造の基礎部分への応力伝達及び固定方法を考慮して設計すること。

- (9) 地震動を検知するための感震器を設置すること。原則として 250 ガル以上の加速度を感知した場合には、処理システムを自動的に停止できるシステムを構築し、機器の損傷による二次災害を防止すること。
- (10) 緊急地震速報を利用した早期警戒システムを構築し、緊急停止システムに組み込むこと。
- (11) 気象庁震度階級 6 弱相当の地震に被災した場合においても、施設を安全に停止させ、安全確認の上、大規模な修繕を必要とせず施設を再稼働し、安全に運転を継続できる施設を目標とすること。
- (12) 指定数量以上の灯油、軽油等の危険物を保管する場合は、危険物貯蔵所に格納すること。
- (13) 灯油、軽油、薬品等の貯蔵タンクやサービスタnkを設ける場合には、必要な容量の防液堤を設けること。
- (14) 各種タンクと移送配管の接合部には必要によりフレキシブルジョイント等を設置し、地震による損傷を防止すること。
- (15) 地震によって電源や計装用空気源が断たれた場合には、各種バルブやダンパ等の動作方向がプロセスの安全側に働くようにすること。
- (16) 地震における天井被害や落下防止のため、振れ止めブレースの設置や、段差等の剛性が異なる部分へのクリアランスの確保等の対策を取ること。また、吊り金具や目地材等の落下防止にも配慮すること。
- (17) 施設の機能に大きく影響する配管を埋設する場合は、配管ピットや配管トレンチ内に設置し、地震による損傷を受けない設計とすること。
- (18) 機器、配管、ダクト等と支持架台は、一次固有振動が地震によって共振しないように設計すること。

第2編 本施設の設計・建設に係る業務

第1章 総則

1. 1 業務範囲

1. 1. 1 適用範囲

第2編は、本組合が発注する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業」のうち、本施設の設計・建設に係る業務に適用する。

1. 1. 2 設計・建設業務の概要

本施設の設計・建設業務の概要は次に示すとおりとする。詳細は「第2編 第2章 ～第4章」を参照のこと。

- (1) 工場棟の設計・建設工事
- (2) 計量棟の設計・建設工事
- (3) 関連施設・外構施設の設計・建設工事
 - ア 防災調整池
 - イ 駐車場
 - ウ 植栽、緑地
 - エ 門扉、圍障
 - オ 外構設備、その他関連する施設や設備

1. 1. 3 建設事業者の業務概要

建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、本要求水準書に従って本施設の設計・建設業務を行うこと。建設事業者が行う業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 建設事業者は、本組合と締結する建設工事請負契約に基づき、処理対象物の適正な処理が可能な本施設の設計及び建設を行うこと。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うこと。
- (2) 設計・建設業務の範囲は、機械設備工事、電気計装設備工事、土木建築工事等の実施設計及び工事の施工とし、本施設の整備に必要なものすべてを含む。
- (3) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可等手続き（本組合名で届出等を行う資料作成を含む）、プラント設備の試運転、引渡性能試験の実施及び工事中の住民対応等の各種関連業務について費用負担を含め行うこと。
- (4) 建設事業者は、本組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等、行政手続に必要な書類の作成等の協力、支援を行うこと。
- (5) 前項までの事項に係る具体的な業務の範囲は以下のとおりとする。
 - ア 調査
設計・建設に必要な測量、地質調査等を行うこと。
 - イ 事業用地における本施設の配置
事業用地の全体計画、本施設の配置、車両動線等の土地利用に係る設計を行うこと。
 - ウ 本施設の設計及び施工
工場棟、計量棟をはじめ、構内道路、事業用地進入出道路、駐車場、門扉、植栽工事等の一切の設計及び施工を行うこと。
 - エ 関連設備の整備等
電力の引き込み、上水の引き込み、排水管の整備、井戸の整備、電話・通信の引き込

み、見学者用説明・啓発機能調度品、説明用映像ビデオ（DVD）及びパンフレットの納品等を行うこと。

また、電波障害については、障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、本組合の要請に従い誠意をもって必要な協力や工事を行うこと。

オ 生活環境影響調査書の遵守

建設事業者は、設計・建設業務において、生活環境影響調査書を遵守すること。

カ 官公署等への申請

建設事業者は、自らの費用負担で本事業に必要な申請手続きをするとともに、本組合が行う申請の協力を行うこと。

キ 周辺住民等への対応

本施設の建設期間における周辺住民等からの意見や苦情に対する対応を本組合と連携して行うこと。

ク 運営事業者への本施設の運転、維持管理、保守に係る指導

ケ 本事業の実施に必要な部品の供給業務及び本施設の運営への協力

コ 法定資格者の配置

本施設の設計・建設業務期間中に必要な「電気主任技術者」は、運営事業者に所属する資格者を配置すること。

サ その他本事業に必要なすべての業務

シ 建物内備品等の調達

見学者用の説明用調度品等の調達については、建設事業者の業務範囲に含むものとし、運営に必要な備品、什器、物品、消耗品の補充や維持管理は運営事業者の業務範囲に含むものとする。

1. 1. 4 本組合の業務概要

(1) 業務実施状況のモニタリング

本組合は、本施設の設計期間、建設期間を通じ、本事業に係る監督員を配置し設計についての承諾を行うとともに、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験等の実施を求める。

(2) 周辺住民等への対応

本組合は、本施設の建設期間における周辺住民等からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。

(3) 本事業に必要な行政手続き

本組合は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置の届出、各種許認可手続き等、各種行政手続を行う。

(4) その他

前項までの事項を実施する上で必要な業務

1. 1. 5 施設機能の確保

(1) 疑義

本施設の設計・建設時に入札公告で示す本要求水準書等に疑義が生じた場合は、本組合と建設事業者で協議の上、疑義に係る解釈の決定を行うこと。

なお、設計・建設工事開始以降、本要求水準書に対する質問は、全て書面により行うこと。

(2) 性能と規模

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、施設機能の確保のために必要な能力と規模を有し、かつ経費の節減を十分考慮した設計とすること。

1. 2 計画主要目

1. 2. 1 処理能力等

(1) 公称能力

指定ごみ質の範囲内において9.2t/5hの能力を有すること。

(2) 対象物の種類、搬入方法等

処理対象物の主な種類は、以下のとおりとする。詳細は「表2-1 不燃ごみ・不燃性大型ごみの搬入実績値」、「表2-2 計画ごみ種類」に示すとおりとする。

ア 不燃ごみ

対象市町の収集車、委託業者若しくは許可業者等により搬入した不燃ごみ、及び住民等が直接搬入した不燃ごみをいう。一部、袋収集である。

イ 不燃性大型ごみ

対象市町の収集車、委託業者若しくは許可業者等により搬入した不燃ごみのうち大型ごみ、及び住民等が直接搬入した不燃ごみのうち大型ごみをいう。

ウ 危険ごみ・有害ごみ

小型家電・蛍光灯・乾電池・ライター・スプレー缶・ガスボンベ(カセットボンベ等)・リチウム電池使用製品、水銀含有ごみは、他の不燃物と区分して搬入される。

エ 災害廃棄物(非定常的に発生)

天災(地震、風水害等)を原因に、家屋の倒壊又は損壊、故障や水没等により使用できなくなった家具、家財を主たる処理対象物とし、本施設に搬入される不燃ごみや不燃性大型ごみのごみ質条件に合致するもの(大きさや性状から本施設の機能で破砕・選別処理が可能と考えられるもの)を原則とする。

表2-1 不燃ごみ・不燃性大型ごみの搬入実績値

(単位：t/年)

年度	不燃ごみ	不燃性大型ごみ	合計
R3	2,196	83	2,279
R4	2,026	73	2,099
R5	1,803	68	1,871
R6	1,731	77	1,808
R7	1,617	72	1,689
合計	9,373	373	9,746
平均	1,875	75	1,949
割合(%)	96.2	3.8	100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

表2-2 計画ごみ種類

(単位：%)

種類	主な対象物	割合
不燃ごみ	せともの、ガラスくず、金属、家電製品等	96.2
不燃性大型ごみ	家具、机、自転車等 最大サイズ：100cm×60cm×180cm	3.8

(3) 計画処理量

計画処理量は、令和 12 年度において年間 1,752t とする。なお、令和 12 年度から令和 31 年度の計画処理量は同量と想定する。

(4) 処理不適物

処理に適さないものや設備に不具合が発生する処理不適物については、本組合と建設事業者及び運営事業者で協議の上、詳細な内容を規定する。

(5) 計画ごみ質

本施設の処理対象物は、不燃ごみ及び不燃性大型ごみであり、均質なごみが搬入されるものでないことから、「表 2-1 不燃ごみ・不燃性大型ごみの搬入実績値」、「表 2-2 計画ごみ種類」及び「表 2-3 計画ごみ組成」に示す内容をもって計画ごみ質とする。

ただし、実施設計を行うにあたり建設事業者においては、本組合実施の令和 6 年度ごみ質調査結果を踏まえ、必要に応じて追加のごみ組成調査を実施すること。

なお、「表 2-3 計画ごみ組成」は、北上市における令和 3 年度から令和 7 年度の不燃ごみ・不燃性大型ごみの組成測定実績の平均値を示したものである。

単位体積重量は「表 2-4 単位体積重量の設計条件」に示すとおり「0.15t/m³」とする。

表 2-3 計画ごみ組成

(単位：%)

項目	計画ごみ組成
ガラス類	20.0
陶器・レンガ類	17.0
土砂・灰類	0.3
コンクリート類	0.0
家電・自転車類	15.0
スチール缶	2.8
アルミ缶	0.7
スチール類	15.7
アルミ類	6.6
非鉄金属類	3.5
木製家具類	0.9
紙・布類	0.9
プラスチック類	15.5
ゴム類	0.3
その他	0.8

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

表 2-4 単位体積重量の設計条件

処理対象物	単位体積重量 (t/m ³)
不燃ごみ	0.16
不燃性大型ごみ	0.13
計画単位体積重量	0.15

(6) 破砕寸法

破砕物の破砕寸法は以下のとおりとする。

低速回転式破砕機出口：【400】mm 以下（重量割合で 85%以上）

高速回転式破砕機出口：150mm 以下（重量割合で 85%以上）

1. 2. 2 搬入出条件

(1) 搬入車両とルート

搬入車両と搬入ルートを「表 2-5 搬入ルート」に示す。

表 2-5 搬入ルート

搬入車両	対象市町	搬入ルート
【家庭系】 ・収集車両（委託） ・直接搬入車両	花巻市	国道 283 号及び県道花巻和賀線等を利用
	北上市	国道 107 号及び県道後藤野野中線等を利用
【事業系】 ・許可車両 ・直接搬入車両	西和賀町	国道 107 号等を利用

(2) 搬入条件

月曜～土曜 8 時 30 分～17 時

(3) 搬出条件

ア 資源物等

本施設の運転に伴って発生する破砕鉄、破砕アルミ、小型家電、処理不適物、危険ごみ、有害ごみについては、リサイクル業者等の搬出業者が引き取るまで保管する。

イ 可燃物

本施設の運転に伴って発生する可燃物については、隣接する岩手中部クリーンセンターのプラットホームまで運搬する。

ウ 不燃物

本施設の運転に伴って発生する不燃物については、対象市町の有する一般廃棄物最終処分場等まで運搬する。

(4) 搬出先受入条件

それぞれ下記のとおりである。なお、各施設の稼働状況や季節等を考慮して本組合で搬出計画を作成するので、計画に沿って運搬する。

ア 岩手中部クリーンセンター

月曜日～土曜日 8 時 30 分～17 時

イ 一般廃棄物最終処分場（花巻市）

月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時

ウ 一般廃棄物最終処分場（北上市）

月曜日～金曜日 8 時 30 分～16 時 30 分

土曜日 8 時 30 分～12 時。

エ 一般廃棄物最終処分場（西和賀町）

5 月～11 月の毎週月曜日（祝祭日除く）13 時～15 時

(5) 薬剤・資材等搬入車両

本施設の運転に必要な薬剤、資材は、各工場等から各々の車両により搬入する。

(6) 車両条件

車両条件は、「表 2-6 搬入・搬出車両」に示すとおりとする。

表 2-6 搬入・搬出車両

車両の種類		重量等
搬入車両	収集車両（委託）	1.2～4t 車（パッカー車）
	許可車両	1.2～4t 車（パッカー車、ダンプ）、軽トラック
	直接搬入車両	乗用車、トラック等
	薬剤・資材等搬入車両	10t 車
搬出車両	破碎鉄	10t 車（ダンプ深ボディ）※
	破碎アルミ	10t 車（ダンプ深ボディ）※
	可燃物	10t 車（ダンプ深ボディ）※
	不燃物	10t 車（ダンプ深ボディ）※
	小型家電	10t 車（平ボディ）
	処理不適物	10t 車（平ボディ）
	危険ごみ・有害ごみ	10t 車（平ボディ）、鉄道貨物コンテナ（5t）

※搬出設備をコンテナ貯留とした場合はアームロール車とする。

(7) 年間搬入台数、日平均台数

対象市町が保有する施設における令和 6 年度の年間搬入台数と日平均台数を「表 2-7 年間搬入台数と日平均台数」に示す。

表 2-7 年間搬入台数と日平均台数

対象市町	年間搬入台数 (台/年)	受入日数 (日)	日平均台数 (台/日)
花巻市	6,945	263	26.4
北上市	8,967	310	28.9
西和賀町	65	24	2.7

(8) 搬入・搬出車両の事業用地内管理条件

ア 搬入・搬出車両

本施設への搬入・搬出車両は、飛散防止・臭気対策・安全対策を十分に講じるものとする。

イ 管理車両

本施設の運營業務を円滑に実施するため、10t 車（ダンプ深ボディ）やフォークリフト、ホイールローダ等、必要な車両を運営事業者で配置すること。

1. 2. 3 計量手続き、荷下ろし作業

計量手続き、荷下ろし作業は以下の内容を標準とし、提案によるものとする。なお、原則として荷下ろしは搬入者が行い、運営事業者は安全確保および不適物確認のため立会・指示を行う。

(1) 収集車両（委託）

ア 1回計量とする。

イ ICカードは事前配布とし、風袋重量を登録しておく。

ウ ICカードによる自動読み取りとする。

エ 計量後、不燃ごみ受入ヤード又は不燃性大型ごみ受入ヤードで荷下ろす。

オ 荷下ろし後、退出する。

(2) 許可車両（後納車両）

ア 事前に一般廃棄物処理手数料後納承認申請書を提出し、組合で承認した業者に限り後納可能とする。

イ 2回計量とする。

ウ ICカードは事前配布とする。

エ ICカードによる自動読み取りとする。

オ 計量後、不燃ごみ受入ヤード又は不燃性大型ごみ受入ヤードで荷下ろす。

カ 荷下ろし後、計量棟で風袋重量を計量する。

キ 料金は後納とするため、そのまま退出する。

(3) 直接搬入車両（家庭系・事業系）、許可車両（後納車両以外）

ア 2回計量とする。

イ 計量棟で該当コードのICカードを配布する。

ウ 計量棟で一般廃棄物申込書（住所、氏名、電話番号、車両ナンバー、搬入物）を搬入者に記載させる。

エ 車両集中に対応するため、車両の退避場所を設ける。

オ 計量後、直接搬入ヤードで荷下ろす。

カ 荷下ろし後、計量棟で風袋重量を計量し、自動料金支払い機にて料金を精算する。

キ 精算後、計量票兼領収書を発券し、ICカードは窓口で回収する。

ク 退出する。

(4) 搬出車両

ア 1回計量とする。

イ ICカードは事前配布とし、風袋重量を登録する。

ウ ICカードによる自動読み取りとする。

(5) その他

ア 対象市町からの依頼による減免に対応できるようにする。

1. 2. 4 年間稼働日数及び稼働時間等

(1) 年間250日、1日5時間の処理を行うものとし、運転時間も同様に1日当たり5時間を基本とし、搬入されるごみを滞りなく処理できるものとする。

(2) 施設引渡後1年以内に90日間以上の期間内の計画作業日における安定運転の確認を行う。

(3) 安定運転とは、処理システムを停止することなく、運転を継続している状態である。従って、連続運転中に非常停止、緊急停止等による処理システムの停止があってはならない。ただし、処理不適物の除去等による一時停止、想定外の自然的要因等による停止は原則として連続運転の未達とはならないが、運転員の措置方法については本組合と協議することとし、その内容によっては未達と判定する場合もあるものとする。

1. 2. 5 運転方式及び主要設備方式

(1) 運転方式

受電設備等の共通部分を含む設備の定期補修及び定期点検は、運転を行わない休日等をもって安全作業が十分確保されるように考慮すること。

(2) 設備方式

設備方式の概要は「表 2-8 本施設の設備方式概要」に示すとおりとする。

表 2-8 本施設の設備方式概要

設備名	設備方式概要
受入供給設備	<ul style="list-style-type: none"> 委託収集、許可業者収集【不燃ごみ・不燃性大型ごみ】 プラットホーム→受入ヤード（異物除去等）→受入供給設備 直接搬入【不燃ごみ・不燃性大型ごみ】 直接搬入ヤード→作業員が受入ヤードへ搬入
破碎設備	<ul style="list-style-type: none"> 不燃ごみ、不燃性大型ごみ 低速回転式破碎機、高速回転式破碎機
選別設備	<ul style="list-style-type: none"> 磁力選別機、粒度選別機、アルミ選別機、精選機
搬送設備	<ul style="list-style-type: none"> 搬送コンベヤ
貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> 破碎鉄：貯留【バンカ貯留又はコンテナ貯留】 →資源化業者引取による搬出 破碎アルミ：貯留【バンカ貯留又はコンテナ貯留】 →資源化業者引取による搬出 可燃物：貯留【バンカ貯留又はコンテナ貯留】 →岩手中部クリーンセンターへ 不燃物：貯留【バンカ貯留又はコンテナ貯留】 →最終処分場へ 小型家電：貯留ヤード →資源化業者引取による搬出 処理不適物等：貯留ヤード →資源化業者引取による搬出
集じん・脱臭設備	<ul style="list-style-type: none"> サイクロン、ろ過式集じん器、脱臭装置
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> 発じん防止用散布水、床洗浄水、火災発生時の要部注水用水等
排水処理設備	<ul style="list-style-type: none"> 床洗浄排水、パッカー車汚水タンク排水、排水貯留
電気計装設備	<p>【交流 3 相 3 線式 6.6kV、50Hz】</p> <p>※破碎機の規模、形式、電動機の種類によって異なるため、供給するごみ質・量による破碎機消費電力の瞬間的な変動幅の大きさに考慮して設置する。</p>

(3) 設備構成と選別作業の概要

- ア 直接搬入された不燃ごみ、不燃性大型ごみは、プラットホームで荷下ろしして展開し、処理不適物等の異物を目視にて取り除くこと。
- イ 異物除去後の不燃ごみ、不燃性大型ごみについては、プラットホームに隣接して設置した受入ホップに投入して破碎・選別設備で処理すること。
- ウ 収集された不燃ごみについては、プラットホームで展開する際に収集袋を手破袋し、目視にて混入している処理不適物を選別すること。
- エ 小型家電・蛍光灯・乾電池・ライター・リチウム電池使用製品・スプレー缶・ガスボンベ（カセットボンベ等）、水銀含有ごみについては、分別回収し個別処理することを前提としているが、不燃ごみ・不燃性大型ごみに混入している可能性もあるため、受入

れ段階で事前選別を行い、取り除かれたものについてはそれぞれ分けて保管すること。小型家電は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の第1条で定められた電気機械器具（政令番号1～28及びその付属品、ケーブル類）とする。なお、ライター、スプレー缶・ガスボンベ（カセットボンベ等）は、本施設でガス抜きを行い破砕・選別設備で処理すること。

- オ 不燃ごみ、不燃性大型ごみは低速回転式破砕機と高速回転式破砕機の両方を通過して破砕処理すること。
- カ 不燃ごみや不燃性大型ごみ等の破砕・選別処理にて分類した破砕鉄、破砕アルミ類、可燃物、不燃物は、それぞれの貯留設備にて貯留し、搬出先に運搬する車両に積み込む。

1. 2. 6 公害防止基準

(1) 公害防止方針

本施設の稼働に伴い、その処理過程において、粉じんや排水、騒音、振動及び悪臭等の公害を発生するおそれがあることから、以下に施設建設地の事業用地境界における基準値・目標値を定める。なお、目標値については、岩手中部クリーンセンター建設時に周辺住民と締結した協定値に準拠する。

(2) 公害防止基準値・目標値

ア 排水

表2-9 生活排水に係る基準値

項目	基準値
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20 以下
BOD 除去率 (%)	90 以上

イ 騒音

表2-10 騒音に係る目標値

(単位：dB(A))

項目	昼間	朝夕	夜間
	8:00～18:00	6:00～8:00 18:00～22:00	22:00～6:00
基準値	65 以下	60 以下	55 以下

ウ 振動

表2-11 振動に係る目標値

(単位：dB)

項目	昼間	夜間
	7:00～20:00	20:00～7:00
基準値	65 以下	60 以下

エ 悪臭

表 2-12 悪臭に係る目標値（特定悪臭物質濃度）

（単位：ppm）

項目		基準値	項目		基準値
1	アンモニア	1 以下	12	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
2	メチルメルカプタン	0.002 以下	13	イソブタノール	0.9 以下
3	硫化水素	0.02 以下	14	酢酸エチル	3 以下
4	硫化メチル	0.01 以下	15	メチルイソブチルケトン	1 以下
5	二硫化メチル	0.009 以下	16	トルエン	10 以下
6	トリメチルアミン	0.005 以下	17	スチレン	0.4 以下
7	アセトアルデヒド	0.05 以下	18	キシレン	1 以下
8	プロピオンアルデヒド	0.05 以下	19	プロピオン酸	0.03 以下
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	20	ノルマル酪酸	0.001 以下
10	イソブチルアルデヒド	0.02 以下	21	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	22	イソ吉草酸	0.001 以下

(3) 粉じん基準

除じん設備の排気口における粉じん濃度について目標値を 0.1g/m³ 以下とする。

また、粉じんに係る作業環境基準は、「表 2-13 粉じんに係る作業環境基準」の基準以下とする。

表 2-13 粉じんに係る作業環境基準

場 所	基準値
プラットホーム、受入ヤード (作業員が作業の為に常駐する場所)	2mg/m ³ 以下 (吸入性粉じんとして)

1. 2. 7 金属類の選別・回収に係る基準

本施設で選別・回収する金属類（破碎鉄と破碎アルミ）に係る品質は「表 2-14 選別物の純度及び回収率」の基準以上とする。

- (1) 破碎鉄は、磁力選別機等によって選別・回収されたものを示す。
- (2) 破碎アルミは、アルミ選別機等によって選別・回収されたものを示す。
- (3) 可燃物と不燃物は、破碎鉄と破碎アルミを選別・回収した残渣を指す。

表 2-14 選別物の純度及び回収率

種類	純度	回収率（目標値）
破碎鉄	95%以上	90%以上
破碎アルミ	85%以上	85%以上
可燃物	80%以上	—
不燃物	80%以上	—

1. 2. 8 関係法令の遵守

(1) 関連する法令の遵守

本施設の設計及び施工に関して、遵守する関係法令等は以下のとおりとする。

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- イ 再生資源の利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ウ 廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成 10 年生衛発第 1572 号）
- エ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- オ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- カ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- キ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ク 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ケ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- コ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- サ 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- シ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ス 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- セ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ソ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- タ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成 18 年法律第 91 号）
- チ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ツ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- テ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ト 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ナ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
- ニ 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ヌ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ネ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- ノ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ハ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ヒ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- フ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ヘ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ホ クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号）
- マ 事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）
- ミ 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例
- ム 北上市環境を守り育てる基本条例
- メ 北上市景観条例（平成 21 年条例第 18 号）
- モ 北上市みどりのまちづくり条例
- ヤ その他本事業に関連する法令等

(2) 関連する基準・規格等の遵守

本施設の設計及び施工に関して、準拠又は遵守する基準・規格等（最新版に準拠）は以下

のとおりとする。

- ア ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）
- イ 高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省）高調波抑制対策技術指針（平成 7 年社団法人日本電気協会）
- ウ 日本産業規格
- エ 電気学会電気規格調査会標準規格
- オ 日本電機工業会規格
- カ 日本電線工業会規格
- キ 日本電気技術規格委員会規格
- ク 日本照明器具工業会規格
- ケ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- コ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- サ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- シ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ス 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- セ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ソ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- タ 工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所）
- チ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）
- ツ 官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- テ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年国営整第 157 号、国営設第 163 号）
- ト 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ナ 建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ニ 道路土工 各指針（社団法人日本道路協会）
- ヌ 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年労働省告示第 59 号）
- ネ ごみ処理施設の火災と爆発 事故防止対策マニュアル（社団法人全国市有物件災害共済会）
- ノ 局所排気装置の定期自主検査指針（中央労働災害防止協会）
- ハ その他関連する基準・規格等

1. 3 材料及び機器

1. 3. 1 使用材料規格

- (1) 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点がない製品で、かつすべて新品とし、日本産業規格 (JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)、日本電気工業会標準規格 (JEM)、日本水道協会規格 (JWWA)、空気調和・衛生工学会規格 (HASS)、日本塗料工業会規格 (JPMS) 等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。
- (2) JIS 規格等によらない場合は、JIS 規格等と同等品以上の性能を有するものであることを証明することができ、以下に規定する内容を証明・保証できる書類を提出した上で、本組合

の承諾を得ること。また、本組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

ア 使用材料及び機器のメーカーは、建設事業者の自社製品を含め選定基準を明確にすること。

イ 材料・機器類のメーカーの選定に当たっては、過去の実績・公的機関の試験成績等を十分検討の上、運営・維持管理業務期間終了後も10年間にわたり使用することを見据え、補修や部品納品に係る利便性を考慮し、アフターサービス等に万全を期せるメーカーを選定すること。

(3) 海外調達材料及び機器等を使用する場合は以下を原則とし、事前に本組合の承諾を受けること。

ア 本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。

イ 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令と同等又はそれ以上の材料や機器等であり、それを説明できる資料を提出できること。

ウ 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本組合が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。

エ 建設事業者の検査担当員が製作期間中、十分かつ適切な管理を行うこと。また、海外調達に係る品質管理計画書（機器製作会社概要、品質管理体制、品質管理項目、部品調達方法、メンテナンス対応方法）を提出し本組合の承諾を受けること。

オ 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

1. 3. 2 使用材質

外部に面する箇所は事業用地の特性に応じた耐候性のある材料を使用し、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料についてはそれぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用するなど、その使用条件に配慮した材質を使用すること。

1. 3. 3 使用材料・機器の統一

(1) 使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績書等を十分検討の上選定し、極力メーカーの統一に努め、互換性を持たせること。原則として、事前にメーカーのリストを本組合に提出して承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカーの選定に当たっては、アフターサービスについても十分考慮して万全を期すること。

(2) 環境に配慮した材料・機器を優先的に使用することとし、エコケーブル、LED 照明器具、高効率電動機等を採用すること。

1. 3. 4 鉄骨製作工場の選定

建築及びプラント架構の鉄骨製作工場は国土交通大臣認定のMグレード以上とし、確実な品質管理を実施し、良好な品質を確保すること。

1. 4 試運転及び運転指導

1. 4. 1 試運転

(1) 建設事業者は、順調かつ安定した連続運転ができ、性能保証事項を満足することを確認するため、試運転とそれに係る調整を行う。

(2) 試運転の前に、試運転の手順や日程及び要領等をまとめた試運転要領書を提出し、本組合の承諾を得ること。

- (3) 試運転は、受電後の単体機器調整、無負荷運転、負荷運転、予備性能試験及び引渡性能試験、引渡性能試験報告会までとし、【60】日程度とする。
- (4) 予備性能試験及び引渡性能試験は、処理対象物を設備に投入して処理を行い、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降に実施することとし、実施可能な段階に達したか否かは、建設事業者の判断によるものとする。
- (5) 試運転に係る業務は、原則、建設事業者が行うものとする。ただし、試運転業務の一部を運営事業者へ委託する場合は、実施体制等を本組合に書類で提出し、責任の所在を明確にした上で本組合の承諾を得ること。
- (6) 試運転期間中、故障又は不具合等が発生した場合には、建設事業者は責任をもってその故障又は不具合等の修復及び改善に当たるとともに、直ちに本組合に報告して状況説明を行うこと。
- (7) 引渡性能試験において性能未達と判断された場合は、必要な改修を行い、改めて引渡性能試験を実施すること。
- (8) 試運転に係る費用、責任分担は以下のとおりとする。
 - ア 本組合の費用負担及び帰属範囲
 - (ア) 試運転（予備性能試験及び引渡性能試験を含む。）における負荷運転（処理対象物を投入した状態で行う一連の運転のことをいう。）を行うための処理対象物の提供に要する費用。
 - (イ) 処理対象物の処理に伴い発生する金属類・処理不適物で、本組合の業務範囲に含むもので処分すべきものの運搬、処分に要する費用及び資源物の売却益。ただし、運搬車への積込は建設事業者が行うものとする。
 - イ 建設事業者の費用負担範囲及び帰属範囲
 - (ア) 試運転の実施に係る燃料費、副資材費、ユーティリティ費（水道料金、電気料金等）、人件費（運営事業者で実施する場合も含む）及び使用する機器・車両・備品等の維持に係る費用等。
 - (イ) 試運転により発生する建設事業者の業務範囲に含むもので処分すべきものの処分に要する費用。
 - (ウ) 予備性能試験及び引渡性能試験に係る計測及び分析等に係る費用。
 - (エ) 引渡性能試験において性能未達のために追加で実施する施設の改修に要する費用。
 - (オ) 建物内備品等の調達に係る費用（建設事業者自らが使用するものは除く。）。
 - (カ) 品質が確認・確保できない等を理由に売却できない資源物の処分に要する費用。
 - (キ) その他、アに記載された本組合の費用負担項目以外の試運転に関連する費用。
 - ウ 運営事業者の費用負担範囲
 - (ア) 車両（重機を含む。）の調達に係る費用。
 - (イ) 建物内備品等の調達に係る費用（運営事業者自らが使用するものに限る。）。

1. 4. 2 運転指導

- (1) 建設事業者は、本施設に配置される運転要員に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い（点検業務を含む）について、教育指導計画書に基づき必要にして十分な教育指導を行うこと。なお、教育指導計画書はあらかじめ建設事業者が作成し、本組合の承諾を受けなければならない。
- (2) 本施設の運転指導期間は、試運転中に行うものとし、必要な期間を確保すること。この期間外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことでより効果が上がると判断される場合には、本組合と建設事業者との協議の上、実施することができるものとする。

1. 5 性能保証

建設事業者は、試運転期間中に予備性能試験及び引渡性能試験を行い、本要求水準書で要求する性能を満足していることを確認すること。

1. 5. 1 保証事項

(1) 責任設計施工

本施設の処理能力及び性能はすべて建設事業者の責任により発揮させなければならない。また、建設事業者は本要求水準書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、本組合の指示に従い、建設事業者の負担で設計・施工しなければならない。

(2) 性能保証事項

「表 2-1 5 引渡性能試験方法」に記載されたすべての保証条件に適合すること。

1. 5. 2 予備性能試験

- (1) 建設事業者は、引渡性能試験を順調に実施し、かつその後の完全な運転を行うために、引渡性能試験の前に予備性能試験を行うこと。
- (2) 予備性能試験は、建設事業者があらかじめ本組合と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した予備性能試験要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (3) 予備性能試験の試験項目や試験方法は、原則として引渡性能試験に準ずるが、詳細は別途協議すること。なお、予備性能試験期間は建設事業者の提案とする。
- (4) 予備性能試験終了後、試験期間中の処理実績及び運転データを記録、整理した予備性能試験成績書を作成し、速やかに本組合に提出し、承認を得ること。
- (5) 性能が発揮されない場合は、建設事業者の責任において対策を施し、引き続き試験を実施し、あらためて予備性能試験成績書を本組合に提出し、承認を得た後、引渡性能試験を実施すること。

1. 5. 3 引渡性能試験

(1) 引渡性能試験の実施方法

- ア 引渡性能試験は本組合の立会いのもと「表 2-1 5 引渡性能試験方法」に基づいて実施すること。
- イ それぞれの項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法がない場合は、最も適切な試験方法を本組合と協議の上、実施すること。
- ウ 引渡性能試験は、あらかじめ本組合と協議の上、試験項目及び試験方法に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。

(2) 引渡性能試験の実施条件

引渡性能試験は以下の条件で行うこと。

- ア 計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、本組合の承諾を得て他の適切な機関に依頼すること。
- イ 試験の結果、性能が満足されない場合は、必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を行うこと。
- ウ 試料の採取場所、採取方法、分析方法の根拠となる各種法令、告示、マニュアル等は、引渡性能試験実施時期において最新のものとする。
- エ 引渡性能試験終了後、引渡しの時期 2 週間前を目途として引渡性能試験成績書を本組

合に提出すること。

表 2-15 引渡性能試験方法

試験項目	試験方法	保証条件	備考
ごみ処理能力	(1)ごみ質分析 試験時のごみ質の 分析を行う。 ①試料採取場所 各貯留設備 ②試料採取回数 3回/種類 ③分析方法 本組合との協議に よる。	本要求水準書に示すごみ質の範囲にお いて、定格処理能力 9.2 t /5h 以上 ※5 時間分のごみの確保が困難な場合 は協議により確認方法を決定する。	
選別能力	(1)試料採取場所 各貯留設備 (2)試料採取回数 3回以上/種類 (3)測定方法 本組合との協議に よる。	(1)破碎鉄中の鉄分純度 95%以上及び目 標回収率 90%以上 (2)破碎アルミ中のアルミ純度 85%以上 及び目標回収率 85%以上 (3)可燃物中の可燃分純度 80%以上 (4)不燃物中の不燃分純度 80%以上	湿重量%
破碎処理能力	(1)試料採取場所 破碎機出口 (2)試料採取回数 3回/箇所 (3)測定方法 本組合との協議に よる。	(1)低速回転式破碎機の破碎物最大寸法 【400】 mm 以下 (2)高速回転式破碎機の破碎物最大寸法 150mm 以下 (3)設定した 5 時間当たりの処理能力 ※5 時間分のごみの確保が困難な場合 は協議により確認方法を決定する。	破碎寸法は 破碎された ごみの重量 の 85%以上 が通過する ふるい目の 大きさとし る。
粉じん	(1)測定場所 ろ過式集じん器出 口又は脱臭装置出 口にて本組合の指 定する箇所。 (2)測定回数 2回箇所 (3)測定方法 JIS Z 8808 排ガス 中のダスト濃度測 定方法	0.1g/m ³ N 以下	
作業環境 (粉じん)	(1)測定場所 本組合の指定する 箇所。 (2)測定回数 2回/箇所以上 (3)測定方法 労働安全衛生に基 づく作業環境測定 基準に準じ本組合 との協議による。	2mg/m ³ 以下	

試験項目	試験方法	保証条件	備考
騒音・振動	(1)測定場所 事業用地境界とし、詳細は本組合との協議による。 (2)測定回数 昼間の時間帯で2回/箇所以上 (3)測定方法 「騒音規制法」、「振動規制法」による。	「1. 2. 6 (2)公害防止基準値・目標値)」に示す基準値以下 なお、測定点数は2箇所を想定する。	定常運転時とする。
悪臭	(1)測定場所 事業用地境界とし、詳細は本組合との協議による。 (2)測定回数 2回/箇所以上 (3)測定方法 「悪臭防止法」による。	「1. 2. 6 (2)公害防止基準値・目標値)」に示す基準値以下 なお、測定点数は2箇所を想定する。	
緊急作動試験	定常運転時において、全停緊急作動試験を行う。	受電等が停止しても本施設の設備が安全で非常設備が作動すること。	
その他	本組合との協議による。		本組合が必要と認めるもの

1. 6 検査及び試験

1. 6. 1 監督員等による監理及び検査

(1) 本組合は、建設工事請負契約の履行について、現場代理人に対する指示、承諾又は協議を行う者として、監督員を定める。監督員は、以下の権限を有する。

ア この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

イ 建設事業者が作成する設計図書、施工計画、施工図等の承諾

ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料及び仮設物その他の工作物の試験若しくは検査（確認を含む）

エ 関連する工事に対する工程等の調整

(2) 本組合は、建築基準法第5条の6第4項の規定に基づき工事監理者を定める（委託する場合を含む）。工事監理者は、建築士法第2条第8項の規定に基づき、本施設が実施設計等に適合するよう工事監理を行う。

(3) 本組合は、検査を行う者として、検査員を定める。検査員は、以下の検査等を行うものとする。

ア 完成検査

工事の完成を確認するための検査。

イ 出来形検査

工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の出来形部分等を

確認するための検査。あるいは、契約解除に伴う出来形部分等に対して行う検査。

ウ 中間検査

適正かつ円滑な工事施工に資するため、工事途中において行う検査。

- (4) 本組合は、前項の検査（ア、イ、ウ）について、建設事業者より検査願等を受けた日から14日以内に建設事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を通知する。
- (5) 検査員が行う出来形検査等において、既成部分の完成を確認した場合において、本組合が部分使用を行うことについて建設事業者の承諾を得る場合を除き、正式引渡し完了までの施設の管理はすべて建設事業者の責任とする。
- (6) 検査員は、完成検査、出来形検査、中間検査のほかに、この契約の適正な履行を確保するために必要であれば、本施設の建設工事の中途においても随時検査を行うことができる。

1. 6. 2 立会検査及び立会試験

監督員が行う工事監理及び材料検査・試験並びに検査員が行う検査等の際には、建設事業者は立会うものとする。

ただし、材料検査については、本組合が特に認めた場合には、建設事業者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができるものとする。

1. 6. 3 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ本組合の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

なお、材料検査については、「公共建築工事標準仕様書」等に基づき、検査（試験）要領書を作成すること。

1. 6. 4 検査及び試験の省略

材料検査において、公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で機器類・材料等の成績が確認できる機器については、本組合が承諾した場合は検査及び試験を省略できるものとする。

1. 6. 5 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続は建設事業者において行い、これに要する経費は建設事業者の負担とする。ただし、監督員、設計・施工監理の受託者（本組合より委託する者。以下「施工監理者」という。）及び検査員の旅費等は除く。

1. 7 正式引渡し

- (1) 工事竣工後、本施設を正式引渡しするものとする。
- (2) 工事竣工とは、業務範囲の工事をすべて完了し、引渡性能試験により所定の性能が確認された後、契約書に規定する検査を受け、これに合格した時点とする。
- (3) 正式引渡しに当たり、本組合の完成検査、建築基準法の工事完了検査等の工事完了に係る法定検査、官庁届出書等の必要な手続き業務を実施、又はこれに係る本組合の事務を支援すること。

1. 8 完成図書

建設事業者は、工事竣工に際して完成図書として以下のものを提出（データ提出を含む）すること。

(1) 竣工図	2部
ア 金文字製本（A4判）	
イ 見開き製本（見開きA3判）	
ウ CAD電子データ（データ形式は、PDFとする）	
(2) 取扱説明書	5部
(3) 各種専門工事 施工会社一覧	1式
(4) 主要材料メーカー一覧	1式
(5) 各種試験報告書	1式
(6) 鍵・工具引渡書	3部
(7) 各保証書	3部
(8) 予備品・消耗品・工具等一覧表	3部
(9) 機器台帳	3部
(10) 機器履歴台帳	3部
(11) 工程ごとの工事写真	3部
(12) 特許一覧表	3部
(13) 完成写真	3部
(14) 工事過程説明用ビデオ映像（電子記憶媒体）	1式
(15) 説明用映像ビデオ（DVD）（一般用及び小学生用）	1式（内容は協議による。）
(16) パンフレット（一般用及び小学生用）	1式（内容は協議による。）
(17) その他本組合の指定するもの	各3部

CAD 図面や計算書等、電子記憶媒体で提出できるものは、媒体に収録したものも併せて提出すること。なお、ファイル形式はPDF ファイルを基本とするが、竣工図、工程ごとの工事写真、竣工写真、工事過程説明用ビデオ映像、パンフレット、その他本組合が指示するもののファイル形式については本組合と協議すること。

1. 9 契約不適合

1. 9. 1 設計に係る契約不適合

建設事業者は、本施設の設計に係る契約不適合についてはすべての責任を負い、本組合の承諾行為が、建設事業者の設計に係る契約不適合の責任を回避するものではない。ただし、本組合が提供する本要求水準書等や本組合の指示に誤りがあった場合は、この限りでない。

- (1) 実施設計図書及び施工承諾申請図書に記載した本施設の性能及び機能は、すべて建設事業者の責任において保証すること。
- (2) 正式引渡し後、本施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、契約不適合確認試験要領書に基づき、建設事業者の負担において確認試験を行うこと。確認試験は、本組合の指定する時期に行うこととし、事前に契約不適合確認試験要領書を本組合に提出し承諾を得ること。調査・検討及び確認試験に要する費用はその結果に関わらず建設事業者負担とする。
- (3) 確認試験の結果、性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善すること。
- (4) 設計上の契約不適合が確認され本組合が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償すること。
- (5) 設計に係る契約不適合期間は、原則として正式引渡し後 10 年間とする。

1. 9. 2 施工に係る契約不適合

(1) 土木建築工事関係の契約不適合等（建築機械設備、建築電気設備を含む。）

土木建築工事関係の契約不適合期間は原則として正式引渡し後3年間とする。ただし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、正式引渡し後10年間とする。

なお、防水工事等に関する保証期間については以下のとおりとする。以下の期間にわたる保証に係る保証書を提出すること。

ア アスファルト防水

(ア) コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水	10年保証
(イ) 断熱アスファルト防水	10年保証
(ウ) 露出アスファルト防水	10年保証
(エ) シャワー室アスファルト防水	10年保証
イ 合成高分子ルーフィング防水	10年保証
ウ 塗膜防水	10年保証
エ モルタル防水	5年保証
オ 躯体防水	5年保証
カ 仕上塗材吹き付け	10年保証
キ シーリング材	5年保証
ク 水槽類の防食層	10年保証

(2) 機械設備工事（電気計装設備を含む。）関係の契約不適合等

機械設備工事関係の契約不適合期間は原則として正式引渡し後3年間とする。ただし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、正式引渡し後10年間とする。

なお、以下の機器・設備類に関する契約不適合期間についてはそれぞれに記載した期間とする。

ア 可動部分	3年
そのもの本来の機能を発揮させるために機械的に連続して駆動する機構を有する可動部分及びこの可動部分と接している部分	
イ ろ過式集じん器ろ布	3年
ウ 振動部（コンベヤ類）のエキスパンション材	3年

(3) 契約不適合による損害賠償

施工上の契約不適合が確認され本組合が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償すること。

1. 9. 3 契約不適合検査

(1) 契約不適合の確認

本組合は施設の機能及び性能等に疑義が生じた場合には、建設事業者に対し、契約不適合の確認を行わせることができるものとする。契約不適合の有無については、適宜契約不適合確認試験を行い、その結果を基に判定するものとする。

(2) 契約不適合確認試験

建設事業者は本組合との協議に基づき、契約不適合確認試験要領書を作成し、本組合の承諾を得ること。建設事業者は、契約不適合確認試験要領書に基づき、本組合の指定する時期に確認試験を行うこと。調査・検討及び確認試験に要する費用はその結果に関わらず建設事業者の負担とする。

(3) 契約不適合確認の基準

契約不適合期間における、契約不適合確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ア 運転上支障がある事態が発生した場合
- イ 構造上、施工上の欠陥が発見された場合
- ウ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- エ 性能に著しい低下が認められた場合
- オ 主要装置の耐用が著しく短い場合
- カ 外部仕上、内部仕上、外構等に通常の使用状態、使用環境にあるにも関わらず、破損、剥がれ、たわみ、外れ、折れ、曲がり、錆、腐食、その他の変化、変質が生じている場合

1. 9. 4 契約不適合判定及び補修

契約不適合期間において、各設備の判定基準については以下のとおりとする。なお、ここに示した設備以外については、建設事業者が提出する契約不適合確認試験要領書に基づき本組合との協議により決定するものとする。

(1) 可動部分

ア 契約不適合判定基準

- (ア) 性能に著しい低下が認められた場合
- (イ) 外観上、異常摩耗、変形、漏れ、亀裂が認められた場合
- (ウ) その他運転上支障がある事態が発生した場合
- (エ) 確認方法は目視点検等(異常のあるものは寸法等の測定)及び運転状況等とする。

イ 補修

(ア) 上記の基準により、契約不適合と判定された場合には、補修又は新品と交換する。

(2) ろ過式集じん器のろ布

ア 契約不適合判定基準

- (ア) 性能に著しい低下が認められた場合
- (イ) 外観上に変形、穴あき、亀裂等が認められた場合
- (ウ) その他運転上支障がある事態が発生した場合(逆洗回数、圧力を増やしても差圧が基準以下に下がらない等)
- (エ) ろ布設置時に新品の計測データ(引張り強度、伸び率)等を提出すること。ろ布サンプルの引張り強度、通気度、顕微鏡観察試験及び集じん器内部観察、点検は、引渡し後は運営事業者の負担により実施する。サンプリングは引渡し後3年間行うものとし、サンプリング箇所は、ろ布1本当たり上、中、下の3箇所とし、本数は、排気の流れ等を考慮して決定する。なお、引き渡し後3年間のサンプリングは不要とする。

イ 補修

上記の基準により、契約不適合と判定された場合には、状況により補修、交換等の措置をとること。

(3) 振動部(コンベヤ類)のエキスパンション材

ア 契約不適合判定基準

- (ア) 性能に著しい低下が認められた場合
- (イ) 外観上に変形、割れ、亀裂等が認められた場合
- (ウ) その他運転上支障がある事態が発生した場合

イ 補修

上記の基準により、契約不適合と判定された場合には、状況により部分補修、全体補

修、交換等の措置をとる。

1. 9. 5 契約不適合期間経過後の対応

契約不適合期間の経過後に、所定の性能及び機能を満足できない事態が生じた場合（建設事業者又は運営事業者に帰責事由のあるもの）、これに関する補修に係る費用は、運営事業者の負担とする。運営事業者は、補修計画に基づく補修費用の支払を除き、上記の補修に関する費用につき、本組合に対して何らの支払を請求することはできないものとする。

1. 10 設計業務

1. 10. 1 基本設計

建設事業者は、契約締結後、事業スケジュールに遅滞がないよう、工事の基本設計に着手すること。基本設計の作成後、設計の内容について本組合の承諾を得るため、基本設計に係る施工承諾申請書を作成し、ファイル綴じ3部（データ提出を含む）を本組合に提出すること。

基本設計に係る施工承諾申請書は、既提出の提案書類に基づくものとし、内容を上回り、かつ本組合が認めるもの以外は内容の変更は認めない。また、本組合との協議においては、提案書作成担当者の出席を必須とする。なお、基本設計に係る施工承諾申請書の内容は、次のとおりとする。

(1) プラント関連

- ア 施設概要
- イ 施設計画基本数値
- ウ 主要施設（機器）設計計算書
- エ 設計仕様書
- オ 図面（全体配置図、動線計画図、各階機器配置図、ごみ処理フローシート、物質収支図、給排水フローシート、集じんフローシート、圧縮空気フローシート、計装フローシート、計装システム図、電気設備主要回路単線結線図等）

(2) 土木・建築関連

- ア 計画説明書（仮設計画、全体計画）
- イ 設計概要書
- ウ 設計仕様書
- エ 図面（各階平面図、立面図、断面図、内外仕上げ表等）
- オ パース（2面（鳥瞰図・アイレベル図）、A2版、額入り）

(3) 共通

- ア 工事工程表
- イ 関係法令に基づく申請書等
- ウ 工事内訳書
- エ 積算数量調書
- オ 仮設工事計画書
- カ 各種技術資料
- キ 環境保全計画書
- ク その他本組合の指定するもの

1. 10. 2 実施設計

基本設計完了後、建設事業者は基本設計に係る施工承諾申請書の承諾を得た上で、工事の実施設計に着手すること。実施設計の作成後、設計の内容について本組合の承諾を得るため、実施設計図書を作成し、ファイル綴じ3部（データ提出を含む）を本組合に提出すること。承諾後においても実施設計の準拠図書類及び性能・機能を発揮するために当然必要なものが完備さ

れていない場合は、建設事業者の責任において適合するよう変更を行うこと。

実施設計図書は、3部（データ提出を含む。図面はA1版1部、A3版5部）提出すること。
また、設計監理用として必要部数製本を行う。

(1) プラント関連

- ア 施設概要
- イ 施設計画基本数値
- ウ 主要施設（機器）設計計算書
- エ 設計仕様書
- オ 図面（全体配置図、動線計画図、各階機器配置図、ごみ処理フローシート、物質収支図、給排水フローシート、集じんフローシート、圧縮空気フローシート、計装フローシート、計装システム図、電気設備主要回路単線結線図等）

(2) 土木・建築関連

- ア 計画説明書（仮設計画、全体計画）
- イ 設計概要書
- ウ 設計仕様書
- エ 図面
- オ パース（2面（鳥瞰図・アイレベル図）、A2版、額入り）

(3) 共通

- ア 工事工程表
- イ 関係法令に基づく申請書等
- ウ 工事内訳書
- エ 積算数量調書
- オ 仮設工事計画書
- カ 各種技術資料
- キ 環境保全計画書
- ク その他本組合の指定するもの

1. 10. 3 設計の準拠図書類

基本設計及び実施設計は以下の図書類に基づいて行うこと。

(1) 契約図書

- ア 要求水準書
- イ 提案図書
- ウ その他本組合の指示するもの

(2) 参考基準図書

- ア 建築構造設計基準及び同解説
- イ 国土交通省公共建築工事標準仕様書
- ウ 岩手県土木工事標準仕様書
- エ その他公共建築物・設備・土木に係る標準仕様書・基準書・規格等

1. 11 建設業務

1. 11. 1 着工前準備

建設事業者は工事の着手、履行において以下の点に留意すること。

- (1) 工事の開始に当たり、建設事業者は次に挙げた図書を速やかに本組合に提出し、本組合の承諾を得る。なお、工事の進捗により図書の修正が必要となった場合は、本組合に適宜修正の承諾を得る。

- ア 工事工程表
 - イ 建設工事請負契約書に記載された各種届出やその他必要な書類
 - ウ 請負工事提出書類様式集に基づく書類
- (2) 建設工事については、原則として、仮設工事も含めて事業用地内で行うものとし、これにより難しい場合は本組合と協議すること。
- (3) 資格を必要とする作業は、監督員に有資格者の証明の写しを提出し、有資格者が施工しなければならない。
- (4) 建設事業者は、本施設の設備の製作及び工事施工に際し、実施設計に基づき事前に施工承諾申請図書を本組合に3部提出し、承諾を得ること。なお、工事施工に係る施工承諾申請図書の内容は、以下のとおりとする。
- ア 施工承諾申請図書一覧表
 - イ プラント設備、土木・建築(建築設備を含む) 施工承諾申請図
 - ウ 各種基準書
 - エ 施工要領書(設計要領書、搬入要領書、据付要領書、施工計画書を含む。)
 - オ 検査要領書
 - カ 計算書、検討書
 - キ その他本組合の指定するもの

1. 11. 2 許認可

本施設の施工に当たって、必要とする許認可については、建設事業者の責任と負担においてすべて取得すること。ただし、取得に際して、本組合が担う必要があるものについては本組合が行うが、建設事業者は必要な協力を行う。

1. 11. 3 工事期間中の環境保全

- (1) 建設事業者は、環境関連法令を遵守するとともに、その責任において周辺環境を考慮し、環境の保全に十分配慮すること。建設廃棄物は、適切にリサイクルや処分を行う。
- (2) 必要に応じた散水、工事関係車両の洗浄や搬入道路の清掃等、粉じん飛散防止対策を行うこと。
- (3) 工事中は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)で規定された機械の使用等、騒音や振動の発生の防止に努めること。また、事業用地境界における騒音、振動のリアルタイム測定を行い、管理値を超過した場合は直ちに作業を中断し、原因を取り除いた後に作業を再開すること。
- (4) 降雨に伴う濁水は、事業用地内の適所で必要に応じて沈砂等との処理を行った後に放流すること。また、工事期間中及び工事竣工前に、工事により堆積した沈砂池や雨水排水路の土砂を浚渫する等、機能維持の処置を行うこと。
- (5) 建設事業者は、その責任において事業用地周辺の環境保全に十分配慮し、周辺を通行する工事車両による騒音、振動、粉じんの発生低減に努めるとともに、環境保全状況の管理を行うこと。
- (6) 工事車両の出入りについては、周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内から泥等を持ち出す恐れのある時は、洗車場を設置して場内で泥を落とす等、周辺の汚損防止対策を講じること。
- (7) 建設機械は、バックホウ、ブルドーザ等を使用する場合は、以下に準じること。ただし、これに抛り難い場合は本組合と協議すること。

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)に基づく技術基準、排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年建設省経機発第249号)、排出ガス対策型建

設機械の普及促進に関する規定（平成 18 年国土交通省告示第 348 号）又は第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、その他建設機械の排出ガス対策に関する指針等

- (8) 建設発生土、解体廃棄物、建設廃棄物、建設資機材等の運搬に当たっては、車両の過積載防止を厳守すること。また、そのための具体的な防止策を講じること。
- (9) 工事に当たっては、工事中の環境保全計画書を作成し本組合の承諾を得ること。

1. 11. 4 工事期間中の安全管理

- (1) 工事中の危険防止対策を十分行い、併せて作業従業者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。
- (2) 工事車両の走行ルートについては本組合との協議を踏まえて設定すること。適宜交通指導員を配置する等、事故や交通渋滞を防止すること。
- (3) 資機材運搬車両等が一般車両とすれ違う際は、走行速度に留意し、必要に応じて徐行及び一時停止する等事故防止に努めること。
- (4) 建設事業者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、事業用地内はもとより、工事車両を含む周辺の交通安全、防火等を含む現場安全管理に万全の対策を講じること。

1. 11. 5 工事に伴う損傷等の復旧

- (1) 建設事業者は、工事に伴って周辺道路や隣接地等に汚染や損傷等を生じさせた場合は、本組合に報告するとともに早急に建設事業者の負担で復旧すること。
- (2) 設計・建設に起因する不具合、構造や使用材料の欠陥及び台風による大規模災害等の不測の事態に起因するすべての破損・故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修・改造・改善又は取替を行うこと。ただし、風水害・地震等の大規模災害等の不測の事態に起因する場合はこの限りでない。

1. 11. 6 保険への加入

建設事業者は、本施設の工事開始から正式引渡しまでの期間、少なくとも以下の保険に加入すること。保険金額等については建設事業者の裁量とする。

- (1) 組立保険
- (2) 建設工事保険
- (3) 第三者損害賠償保険

1. 11. 7 現場管理

- (1) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等の仮設計画については本組合と協議の上、他の工事や稼働中の既存施設へ支障が生じないように留意すること。
- (2) 関係法令に従い遺漏なく現場管理を行うとともに、常に工事の進捗状況を把握し、工事の円滑な進行を図ること。また、作業の開始・終了時の連絡及び適時、作業内容、進捗状況等について本組合に報告すること。
- (3) 常に工事現場の清掃及び資機材等の整理を行うとともに、火災、盗難その他の災害事故の予防対策に万全を期すこと。
- (4) 工事に伴い発生する建設副産物は、原則として構外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）や建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年建設省経建発第 3 号）及びその他関係法令等に従い、適正に処理し本組合に報告すること。また、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」を活用し、同システムへの提出データ等について本組合に報告すること。なお、資材の梱包材、資材くず、紙類、生活ごみ等は削減に努め、分別を徹底するなど適切に処理すること。

- (5) 工事資材等の搬入が極端に集中しないように、搬入時期や時間の分散に努めること。
- (6) 建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）に基づき、適正な施工体制を確保し、施工体制台帳、施工体系図を作成し、本組合に提出するとともに、施工体系図は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (7) 工事中の定点撮影及び主な工事の映像撮影を行い、工事過程説明用ビデオ映像として編集すること。

1. 11. 8 作業日及び作業時間

作業日については、以下を原則とする。

- (1) 作業日は、原則として日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とする。
- (2) 作業時間は、原則として午前 8 時から午後 6 時までとする。なお、騒音・振動を発生おそれがある特定建設作業に該当する場合は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 時間外作業については、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業又は騒音・振動を発生おそれの少ない作業であり、かつ関係法令に違反しない作業については、本組合の承諾のもと行うことができる。

1. 11. 9 仮設工事

- (1) 工事に必要な仮設工事は、提案によるものとする。
- (2) 正式引渡しまでの工事用電力、電話及び用水は、建設事業者の負担において関係機関と協議の上、諸手続きをもって実施すること。また、本工事に必要な仮設運搬設備、作業場、納入機器仮置場、作業用資材置場、作業用駐車場、作業者駐車場等は事業者の責任と負担で準備すること。
- (3) 仮設事務所内には、本組合と協議の上、施工監理者の現場事務所を別室にて設置することとし、5 名程度が執務できる面積と打合せスペースを確保すること。事務所の清掃は、建設事業者の範囲とする。
- (4) 仮設事務所内には、30 名程度が収容可能な会議室（建設事業者会議室との兼用可）を設ける。
- (5) 施工監理者用の現場事務所の仕様は、公共建築工事標準仕様書に基づくものとし、ロッカー、事務机、白板、長机、書棚、Wi-fi による通信環境、作業用保護具（ヘルメット、長靴、墜落制止用器具）、空調、複合機、流し（室内）、トイレ（室内）、下足入れ等必要な備品及び消耗品を、施工監理者を 5 名として用意すること。ただし、作業用保護具は更に 5 名分の予備を確保すること。その他については、監督員と協議の上、必要に応じて建設事業者の負担で用意する。
- (6) 周辺住民等への情報提供のため、周辺道路から見やすい箇所に工事の進捗状況を示した掲示板等を設ける。
- (7) 仮囲い及び出入口ゲートの設置及び維持管理を本工事で行う。なお、素材・意匠等については地域環境との調和を図る。工事区域の公道取合い部分及び工事区域の内側に立ち入り制限として周辺に悪影響を及ぼさない高さ 3 m の仮囲いを設置し、施工区域を囲う。

1. 11. 10 工事経過の記録

建設事業者は工事の経過について、工事の状況を静止画（定点撮影含む）及び動画により記録すること。記録内容及び頻度については、本組合と協議すること。記録データは、本組合の指示により編集を行い、完成図書として提出すること。

1. 11. 11 工事期間中の見学者対応

工事状況を見学する来場者への対応方法については、見学希望者が現れた段階で本組合と協議の上、必要とする対応について協力すること。

1. 11. 12 予備品・消耗品の納品

- (1) 建設事業者は、本施設に係る予備品及び消耗品（1年分）を納品するものとし、事前にそのリストを作成し本組合へ提出し、承諾を得ること。
- (2) 予備品は、保証期間に必要な保守、整備がされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間の掛かる部品、寿命が1年を超える消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とすること。
- (3) 消耗品は、運転により確実に損耗し、寿命が短い部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とすること。その数量、リスト表（入手可能期間を明記。）を作成し、承諾図書に添付すること。原則として対象機器ごとに収容箱及び棚等に入れ納入すること。

1. 11. 13 最新機器の納入

本要求水準書に記載のある機器設備類の中で、今後、短期間で飛躍的に性能が向上する可能性があるもの（電話、TV、モニタ、AV機器、制御機器）については、各々の機器類の発注時点において最新機器を納入すること。

1. 11. 14 地域経済等への配慮

建設事業者は、関係法令に基づく雇用基準等を遵守した上で、材料の調達、納品等を含め対象市町内に本店所在地を有する地元企業を活用するなど、工事期間を通して、地域経済及び地域社会への貢献について積極的な配慮を行うこと。

第2章 機械設備工事仕様

2. 1 各設備共通仕様

2. 1. 1 歩廊・階段・点検床等

- (1) プラント設備の運転及び保全のため、設備、機器等の周囲に必要な歩廊、階段、点検台等を設けること。機器周囲の点検台等は極力周辺歩廊と高さを合わせること。
- (2) 主要な点検歩廊は、2方向避難の確保のため、行き止まりにしないこと。
- (3) 階段の傾斜角、けあげ、踏面の寸法はできるだけ統一を図り、踏面には滑り止め対策を施すこと。なお、主要通路の階段傾斜角 45 度以下とすること。
- (4) 梯子の使用は極力、避けること。
- (5) 歩廊、階段の幅は、原則として、日常点検及び避難等に使用する主要なものは 1,200mm (有効) 以上、その他のものは 800mm (有効) 以上とすること。
- (6) 歩廊、階段で手摺を設ける場合は、原則として高さ 1,100mm (有効) 以上、階段部 900 mm (有効) 以上とすること。
- (7) 主要通路、点検通路の高さは、原則 2,200 mm 以上とすること。階段昇降口の上部には配管ルートを設けないものとする。
- (8) 手摺の支柱間隔は、手摺が揺れない間隔とすること。
- (9) 歩廊にはトウプレート (高さ 100mm 以上) を設置すること。
- (10) 機械の回転部及び突起部周辺等、通路が狭くなる恐れのあるところは、通路幅に余裕をもって配置すること。
- (11) 高所作業が必要な所では、転落防止柵、墜落制止用器具や転落防止用ネット取り付けフック、十分な高さの作業用踏み台の設置等、安全な作業が行えるよう配慮すること。
- (12) 施設見学 (視認性) を考慮し、処理設備の機能に影響がない範囲で、歩廊や機器の配置、形状などに配慮すること。
- (13) 各機器の補修や交換に必要な通路や搬入出口、機材搬入出用の吊り上げホイスト、ガイドレール、及び吊り上げフックなどを設けること。また、要所にマシンハッチを設け、その上部に吊り具受け及び使用場所を考慮して取り外し可能な安全柵などを設けること。
- (14) ごみや埃の落下が懸念される範囲、工具や部品の落下が懸念される範囲などは、チェックプレートを敷設し、安全に作業できる構造とすること。
- (15) プラント架構等、メンテナンス時に重量物を仮置きする部分は、当該重量を見込んだ荷重とすること。
- (16) プラント架構の上フランジは、溶接接合とするなどとし、ボルトによる躓き防止に配慮すること。
- (17) 機械設備工事仕様に含まれる歩廊・階段・点検床と、土木建設工事仕様に含まれる歩廊・階段・点検床は、原則として統一すること。

2. 1. 2 防熱、保温

- (1) 保温材は目的に適合したものとすること。水・空気系はグラスウール又はロックウールとすること。なお、上水及び機器冷却水への給水部については、屋内配管も結露防止として保温すること。
- (2) 人が触れ火傷する恐れのあるものについては、必ず防熱施工、保温施工を行い、夏季において機器の表面温度を 70℃ 以下並びに外気温 +40℃ 以下とすること。

2. 1. 3 機器、配管等

- (1) プラント設備や建築設備は、メンテナンスや補修、修繕が容易な機器・設備とするともに、環境への配慮と省エネに視点を持った設計とすること。
- (2) 各種機器・設備の管理、点検、整備、補修作業が安全かつ容易に行えるように必要なスペース、通路及び必要に応じ荷役用の I ビーム、フック等を設けること。
- (3) 計測、分析が必要な設備には、安全に測定できる箇所に測定口を設置すること。
- (4) 機器、部品等は、補修、修理時の利便性を考慮し、できるだけ統一を図り互換性を持たせること。
- (5) ポンプは、空転防止対策を行うとともに、必要に応じてミニマムフロー、衝撃吸収用逆止弁を設ける。また、水中ポンプは、ステンレス製の脱着装置付きのガイドパイプ、チェーン、支持材を設けるとともにケーブルは水槽躯体内に埋め込まないこと。なお、必要に応じ交互運転が可能な仕様とすること。
- (6) 機器の回転部分、稼働部分には、安全標識及び安全カバー等の防護対策を行うこと。
- (7) 粉じんが発生する箇所には、適切な防じん対策、局所吸引による集じん対策を講じ、作業環境及び機器の保全に配慮すること。
- (8) 臭気が発生する箇所、発生が懸念される箇所（破砕機など）には局所吸引による脱臭を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- (9) 使用環境に応じて、ステンレス鋼を使用するなど十分な腐食対策を行うこと。
- (10) 配管は、ドレン滞留、エア滞留、放熱、火傷、結露、発錆、振動、凍結、異種金属接触腐食などの対策を考慮して計画し、詰りが生じ易い流体用の配管には掃除が容易なように考慮すること。
- (11) 汚水システムの配管材質は管（外面、内面）の腐食などを考慮し、適切な材質を選択すること。
- (12) 設備の種類ごとに設備名称などを明記すること。
- (13) 道路を架空で横断する配管、ダクト類は道路面からの有効高さを 4.5m 以上とすること。
- (14) 交換部品重量が 100 kg を超える機器の上部には、原則、吊りフック、ホイスト及びホイストレールを設置すること。100 kg 以下についても、メンテナンスの内容に応じ、必要に応じて設置すること。
- (15) 必要な箇所にマシンハッチ、電動ホイスト、掃除用空気、散水栓等を設けること。
- (16) 火災や爆発の自動検知から水噴霧の自動注入等の対策を行う設備は、水噴霧による故障や錆が生じないように耐水性や防錆についても配慮すること。
- (17) 頻度の高い内部点検必要箇所、粉じんや落じんが堆積して清掃が必要となる箇所等には点検口を設ける、もしくは点検口を設けなくても必要な対応が可能な構造とすること。

2. 1. 4 塗装

- (1) 塗装については、下地処理を適正に行い、耐熱、耐薬品、防食、耐摩耗、配色などを考慮すること。
- (2) 塗装は原則として、下地処理として第 2 種ケレン以上を行い、下塗り（錆止め塗装）2 回以上、上塗り 2 回以上とすること。
- (3) 保温などを施工する機器は、錆止め塗装 2 回以上とすること。
- (4) 海外製作にて海外の塗装材料を使用する場合、日本産業規格に規格のあるものは、その規格品又は同等品以上の塗装材料を使用すること。
- (5) エポキシ樹脂系の塗装の下地処理は第 1 種ケレンとすること。
- (6) 極力揮発性有機化合物が少ない材料、又は含有していない材料の使用に努めること。
- (7) 配管の塗装については、各流体別に色分けし、内部流体と流れ方向を明示すること。

- ることなく計量員との受付等が行える仕様とすること。その際、車両のミラーが計量室にぶつかからないような対策を施すこと。
- キ 計量員と運転員が、容易に会話できるよう、マイク等を設置すること。
- ク 計量機は大屋根で覆うこと。大屋根の軒高は搬出入車両の種類や積雪・落雪対策を考慮して設けること。
- ケ 進入可否を表示できるよう信号機等の必要設備を設けること。
- コ 重量の表示は、計量室内及び計量機ごとに配置すること。
- サ 搬入・搬出車やごみの種類に応じた計量データの処理を行い、料金の計算、自動精算と領収書の発行が可能なシステムとすること。
- シ 計量データは計量受付終了後1日分の計量データを、帳票用プリンタに出力可能なようにすること。
- ス 計量システムは、将来の料金体系改訂等に対応できるよう考慮すること。
- セ 入退場信号機は、受付処理と連動して制御すること。
- ソ 計量データの検索・修正・削除、日報・月報・年報の集計・印刷が可能なデータ処理装置を設置すること。なお、データ修正・削除を行う居室、並びにデータ修正・削除を可能とする範囲は本組合と協議すること。
- タ 電光表示装置は任意にメッセージが表示できるものとする。
- チ 停電時にも計量データが失われないようにすること。
- ツ データ処理装置の記憶容量は十分な余裕を見込むとともに、記憶媒体によるバックアップが可能なものとする。
- テ 車両の登録は、10,000件（4桁（NO.0000～9999））の登録が可能なシステムとすること。
- ト 計量台はピット式とし、ロードセルをはじめとする計量ピット内の各設備は防水型とすること。また、和算箱等の電装品は浸水対策に配慮した計画とするとともに、計量ポスト、信号機等は支柱部分が浸水しても故障しないようにする等浸水被害の最小化に配慮すること。
- ナ ロードセルは必要に応じて冬季の凍結防止対策（赤外線灯による保温等）を施すこと。
- ニ 計量機及びデータ処理装置等は、停電時にも使用できるよう非常用電源の負荷範囲とすること。
- ヌ 渋滞が市道まではみ出すことのないよう、計量システム及び配置にて十分配慮すること。

2. 2. 2 プラットホーム（土木建築工事に含む）

- | | |
|----------|---|
| (1) 形式 | 屋内式 |
| (2) 通行方式 | 一方通行・通り抜け方式（直接搬入車両動線を確保） |
| (3) 数量 | 1式 |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 |
| (5) 主要項目 | |
| ア 面積(有効) | 【 】m ² 、(【 】m×【 】m) |
| イ 床仕上げ | 【耐ひび割れ、耐摩耗、滑り止め仕上げ】 |
| (6) 特記事項 | |
| ア | プラットホーム内のレイアウトは、「添付資料3 処理フロー（標準案）」に応じて計画すること。 |
| イ | プラットホーム内のレイアウト、面積(有効)は、搬入車両の方向転換のための切り替 |

- えしや、搬入出車両相互が交差しないよう余裕をもった設計とし、パッカー車1台分の汚水タンク排水スペースを考慮すること。
- ウ プラットホーム内の有効高さはごみ搬入車（直接搬入車を除く）の動線上や荷下ろし場所、高さの必要な重機が作業する場所については7.0m以上（プラットホーム床面からキャットウォーク及び照明まで）を確保すること。
- エ 作業員動線として有効幅員60cm以上の安全通路帯を設けること。
- オ 床面は適切に地中梁を設け、複配筋の鉄筋コンクリートスラブとし、2.0%程度の水勾配をもたせること。
- カ プラットホームの荷下ろし・展開スペース及び必要箇所には、走査型赤外線カメラによる表面温度監視装置と消火用の自動放水銃等の消火設備を設け、温度設定により自動的に放水運転可能とすること。
- キ プラットホーム内の粉じん発生を踏まえ、プラットホームの荷下ろし・展開スペース、受入ホップ部等には集じんフードを設け環境集じんを行うこと（環境集じんは、プラットホーム内の換気機能も兼ねる）。
- ク プラットホーム内の臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。
- ケ プラットホームへの進入、退出は一方通行とし、床面には車両誘導線を書き入れること。
- コ プラットホームへの進入位置及び退出位置は、プラットホーム出入口扉の開放時の外気の通り抜けを防止するため、直線上に配置しないことを原則とする。ただし、効果的な通り抜け防止対策であると認められた場合はこの限りではない。特に、冬季のプラットホーム内における作業環境が維持できるよう寒冷地対策、雪の吹込防止等に配慮すること。
- サ プラットホームの監視員が控えるプラットホーム監視員室は、原則、プラットホーム全体を見渡せる位置に設けること。また、室内には湯沸かし設備と冷暖房設備、付近にはトイレを設けること。
- シ トイレ、洗浄用水栓及び床面等清掃用の高圧洗浄装置を必要な箇所、数量で設置し、また、必要な消火栓、手洗栓、足洗い場を設けること。
- ス 床面に耐摩耗、耐食性材質、滑り止め対策を行うとともに、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保すること。
- セ 床面には必要な水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにし、排水溝は排水能力、清掃のしやすさに配慮し、十分な幅を持たせること。また、パッカー車汚水タンクの排水は専用のスペース、排水側溝を設置し、特定の場所で作業が行えるようにすること。なお、排水は清水使用を想定している。
- ソ トップライト又は窓からできるだけ自然光を採り入れる等、十分な照度を確保して、明るく清潔な雰囲気を保てるようにすること。また、照明は、できるだけ省エネ型を使用すること。なお、高所に取り付ける照明器具等は安全に交換できる構造とすること。メンテナンス用のキャットウォークを適宜配置すること。
- タ プラットホームに設置される操作盤、スイッチ等は、防水防錆仕様とすること。
- チ 荷下ろしによる衝撃、ホイールローダ・バックホウ等の重機作業による衝撃等に耐える強度を有すること。
- ツ 適所に換気扇、冷暖房設備を設置すること。

2. 2. 3 プラットホーム出入口扉

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 入口用 2基（委託用1基、許可・直接搬入用1基）

出口用 【1】基

(3) 主要項目（1基につき）

- ア 扉寸法 幅【5.0】m以上×高さ【4.5】m以上
 イ 材質 【 】
 ウ 駆動方式 【 】
 エ 操作方式 【車両感知及び車両管制による自動制御、現場手動】
 オ 車両検知方式 【 】
 カ 開閉時間 【開・閉、それぞれ10秒以内】
 キ 駆動装置 【 】

(4) 付属品 【 】

(5) 特記事項

- ア 車両検知は異なる原理のもの2種以上を組み合わせる等し、車両通過時に扉が閉まらない構造とすること。
 イ 停電時においても現場操作により扉が開閉できる構造とすること。
 ウ 強風時等にも安定して開閉が可能であり、かつ歪み、故障を生じない形式・構造とすること。
 エ レール等は必要に応じて凍結防止及び水抜き対策を考慮すること。
 オ 搬入車両の荷台上げ走行による衝突対策（危険表示等）を設置すること。
 カ プラットホーム出入口扉の内外側に衝突防止ポールを設置すること。
 キ プラットホーム出入口扉には入口・出口表示を設けること。
 ク プラットホーム出入口扉付近に歩行者用扉、信号機を設置すること。

2. 2. 4 不燃ごみ受入ヤード（土木建築工事に含む）

- (1) 形式 ヤード式

- (2) 数量 1式

(3) 主要項目

- ア 容量 【 】m³（有効）、【 】日分
 イ 面積
 (ア) 荷下ろし部 【 】m²、幅【 】m×奥行【 】m
 (イ) 保管部 【 】m²、幅【 】m×奥行【 】m
 (ウ) 破袋・手選別作業部 【 】m²、幅【 】m×奥行【 】m

- (4) 付属品 【 】

(5) 特記事項

- ア プラットホーム内に不燃ごみの受入ヤードを設けること。受入ヤードは、荷下ろし・保管に加え、破袋・手選別作業を行う場所を設けること。
 イ 破袋・手選別後の不燃ごみは、投入前ヤードにホイールローダ等で搬送すること。
 ウ 本ヤードの保管部における有効貯留容量は、定格処理能力の3日分以上とすること。
 エ 不燃ごみの搬入車の進入、荷下ろし、退出、破袋・手選別作業、投入前ヤードや各所ヤードへの搬送作業等が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
 オ 本ヤードは鉄筋コンクリート造とすること。
 カ 本ヤードのコンクリート躯体は、荷下ろしによる衝撃、ホイールローダ・バックホウ等の重機作業による衝撃や削れに考慮して鉄筋のかぶりを厚くする等の対策を講じること。床面は対摩耗、滑り止め対策を行うこと。
 キ 消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場

- 所に設置すること。(プラットホーム用の設備との兼用も可。)
- ク 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにすること。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮すること。
- ケ 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。また、照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付けの照明器具は安全に交換できる構造とすること。(プラットホーム用の設備との兼用も可。)
- コ ごみが発火した場合等の火災対策設備を設けること。なお、無人となる夜間の対策として、赤外線カメラによる監視や通報システム、自動消火散水等の対策を行うこと。
- サ 破袋・手選別作業を行う場所には、暑さ及び寒さ対策として冷暖房設備を設置すること。
- シ 本ヤード内の粉じん発生を踏まえ、必要に応じて集じんフードを設け環境集じんを行うこと。
- ス 本ヤード内の臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。

2. 2. 5 不燃性大型ごみ受入ヤード (土木建築工事に含む)

- (1) 形式 ヤード式
- (2) 数量 1 式
- (3) 主要項目
- ア 容量 【 】 m³ (有効)、【 】 日分
- イ 面積
- (ア) 荷下ろし部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m
- (イ) 保管部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m
- (ウ) 手選別・解体作業部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項

- ア プラットホーム内に不燃性大型ごみの受入ヤードを設けること。受入ヤードは、荷下ろし・保管に加え、手選別・解体作業を行う場所を設けること。
- イ 手選別・解体後の不燃性大型ごみは、投入前ヤードにホイールローダで搬送すること。
- ウ 本ヤードの保管部における有効貯留容量は、定格処理能力の3日分以上とすること。
- エ 不燃性大型ごみの搬入車の進入、荷下ろし、退出、手選別・解体作業、投入前ヤードや各所ヤードへの搬送作業等が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- オ 本ヤードは鉄筋コンクリート造とすること。
- カ 本ヤードのコンクリート躯体は、荷下ろしによる衝撃、ホイールローダ・バックホウ等の重機作業による衝撃や削れに考慮して鉄筋のかぶりを厚くする等の対策を講じること。床面は対摩耗、滑り止め対策を行うこと。
- キ 消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置すること。(プラットホーム用の設備との兼用も可。)
- ク 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにすること。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮すること。
- ケ 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。また、照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付けの照明器具は安全に交換できる構造とすること。(プラットホーム用の設備との兼用も可。)
- コ ごみが発火した場合等の火災対策設備を設けること。なお、無人となる夜間の対策として、赤外線カメラによる監視や通報システム、自動消火散水等の対策を行うこと。

- サ 手選別・解体作業を行う場所には、暑さ及び寒さ対策として冷暖房設備を設置すること。
- シ 本ヤード内の粉じん発生を踏まえ、必要に応じて集じんフードを設け環境集じんを行うこと。
- ス 本ヤード内の臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。

2. 2. 6 直接搬入ヤード（土木建築工事に含む）

- (1) 形式 ヤード式
- (2) 数量 1 式
- (3) 主要項目
- ア 容量 【 】 m³（有効）、【 】 日分
- イ 面積
- (ア) 荷下ろし・受入部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m
- (イ) 保管部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項

- ア プラットホーム内に直接搬入車両専用の受入ヤードを設けること。住民等が搬入した直接搬入ごみの荷下ろし・一時貯留を行えるようにすること。
- イ プラットホーム及び本ヤードは、動線の完全分離や、誘導線・カラーコーン等による分離を行い、住民等の安全性に十分配慮すること。
- ウ 本ヤードでは、車両4台程度の対応ができるスペースを確保すること。
- エ 直接搬入車両が安全に進入・退出して、ごみを安全に作業員に受け渡すことができる配置とスペースを確保するとともに、作業員が各受入ヤードへの搬送作業を行う動線とスペースに配慮すること。
- オ 本ヤードは鉄筋コンクリート造とすること。
- カ 本ヤードのコンクリート躯体は、荷下ろしによる衝撃、ホイールローダ・バックホウ等の重機作業による衝撃や削れに考慮して鉄筋のかぶりを厚くする等の対策を講じること。床面は対摩耗、滑り止め対策を行うこと。
- キ 消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置すること。（プラットホーム用の設備との兼用も可。）
- ク 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにすること。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮すること。
- ケ 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。また、照明は、LED照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。（プラットホーム用の設備との兼用も可。）
- コ ごみが発火した場合等の火災対策設備を設けること。なお、無人となる夜間の対策として、赤外線カメラによる監視や通報システム、自動消火散水等の対策を行うこと。

2. 2. 7 投入前ヤード（土木建築工事に含む）（必要に応じて設置）

- (1) 形式 ヤード式
- (2) 数量 1 式
- (3) 主要項目
- ア 容量 【 】 m³（有効）、【 】 日分
- イ 面積
- (ア) 貯留部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

- (イ) 展開部 (重機) 【 】m²、幅【 】m×奥行【 】m
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア 不燃ごみ受入ヤード並びに不燃性大型ごみ受入ヤードで選別された破砕処理対象物を受入れホッパへ投入する前に破砕処理の負荷調整を行うため一時的な貯留を行う場所を設けること。
- イ 本ヤードの貯留部における有効貯留容量は、定格処理能力の1日分以上とすること。
- ウ ホイールローダ等の重機による搬送作業等が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- エ 本ヤードは鉄筋コンクリート造とすること。
- オ 本ヤードのコンクリート躯体は、荷下ろしによる衝撃、ホイールローダ等の重機作業による衝撃や削れに考慮して鉄筋のかぶりを厚くする等の対策を講じること。床面は対摩耗、滑り止め対策を行うこと。
- カ 消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置すること。(プラットホーム用の設備との兼用も可。)
- キ 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにすること。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮すること。
- ク 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。また、照明は、LED照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。(プラットホーム用の設備との兼用も可。)
- ケ ごみが発火した場合等の火災対策設備を設けること。
- コ 本ヤード内の粉じん発生を踏まえ、必要に応じて集じんフードを設け環境集じんを行うこと。
- サ 本ヤード内の臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。

2. 2. 8 ダンピングボックス (必要に応じて設置)

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目 (1基につき)
- ア 寸法 幅【 】m×奥行【 】m×深さ【 】m
- イ 面積、容量 【 】m²、【 】m³
- ウ 操作方式 【現場手動】
- エ 駆動方式 【 】
- オ 主要材質 【 】
- (4) 付属品 【転落防止装置、安全装置】
- (5) 特記事項
- ア ダンピングボックス上で事前選別を行い、事前選別後に現場手動で受入ホッパへ投入するために設けること。
- イ 事前選別の機能を持たせることにより、不燃ごみ受入ヤードの破袋・手選別作業機能、並びに投入前ヤードの機能との一部兼用を可とする。
- ウ 転落や挟まれ等、投入時に対する安全対策を講じること。
- エ 動作中は回転灯等により周囲への注意喚起を行うこと。

2. 2. 9 受入ホッパ

- (1) 形式 【 】

- (2) 数量 【1】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 寸法 幅【 】m×長さ【 】m
 - イ 容量 【 】m³（有効）
 - ウ 材質 【 】、厚さ【 】mm
 - エ 付属品 【 】
- (4) 特記事項
- ア 投入前ヤードに貯留されている破砕対象物をホイールローダ等の重機で受入供給コンベヤへ安全かつ確実に投入するために設けること。
 - イ 貯留容量（有効）は、定格処理能力の1時間分以上とすること。
 - ウ 地下ピット式としホップ天端をプラットホームレベルに合わせること。
 - エ 点検用タラップや点検口（必要に応じて）を設けること。点検口は落じんを防ぐため密閉構造とすること。
 - オ 異物やブリッジ除去のためにホップ内に下りる足場を設置すること。
 - カ 耐摩耗性、耐衝撃性を考慮すること。
 - キ 投入口にはミスト設備の設置による防じん対策を施すとともに、必要に応じて環境集じん等の対策を講じること。
 - ク ごみが発火した場合等の火災対策設備を設けること。

2. 2. 10 受入供給コンベヤ

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 能力 1.84t/h 以上
 - イ 寸法 幅【 】m×長さ【 】m
 - ウ 主要材質 ケーシング【 】
コンベヤ 【 】
 - エ 駆動方式 【 】
 - オ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
 - カ 操作方式 【自動、現場手動】
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア 破砕対象物を破砕機（低速回転式破砕機）に投入するために設けること。
 - イ 点検、整備スペースを設けること。
 - ウ 耐摩耗対策を考慮すること。
 - エ 搬送部等は破砕対象物の落下衝撃に耐える構造とすること
 - オ コンベヤ上の詰まり防止のため、必要に応じて整流板等を設けること。
 - カ 緊急停止装置を設けること。
 - キ テール部及びヘッド部付近に、破砕対象物のこぼれ落ち及び堆積が生じない構造とすること。
 - ク 下流側機器とのインターロックを設けること。
 - ケ 防じん対策を施すとともに、必要に応じて環境集じん等の対策を講じること。
 - コ ごみが発火した場合等の火災対策設備を設けること。

2. 3 破砕設備

2. 3. 1 低速回転式破砕機

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 形式 | 二軸式 |
| (2) 数量 | 1 基 |
| (3) 主要項目（1 基につき） | |
| ア 処理対象物 | 【事前選別後の不燃ごみ及び不燃性大型ごみ】 |
| イ 処理対象物最大寸法 | 幅 1.8m×高 1.0m×奥行 0.6m |
| ウ 粗破砕後の最大寸法 | 【400】mm 以下 |
| エ 能力 | 1.84t/h 以上（5h/日稼働） |
| オ 操作方式 | 【自動、遠隔手動、現場手動】 |
| カ 投入口寸法 | 幅【 】m×奥行【 】m |
| キ 主要材質 | 【 】 |
| ク 駆動方式 | 【 】 |
| ケ 電動機 | 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW |
| (4) 付属品 | 【 】 |
| (5) 特記事項 | |

- ア 主に後段の高速回転式破砕機の爆発・火災事故防止や負荷軽減を目的に、不燃ごみ受入ヤード及び不燃性大型ごみ受入ヤードで事前選別を行った受入対象物を粗破砕する目的で設けること。
- イ 連続的かつ不均質に投入しても対応可能なように、強固でトルクの強い仕様とすること。
- ウ 本体内部は、閉塞やブリッジ等が起こりにくい構造とすること。
- エ 破砕物の最大寸法は、高速回転式破砕機への供給や高速回転式破砕機で処理するのに支障がない寸法とすること。
- オ 破砕物等の飛散、落下防止対策を行うこと。
- カ 緊急停止装置を設けること。
- キ 過負荷防止対策を考慮すること。
- ク 処理不適物が容易に排出できる構造とすること。
- ケ 摩耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検、整備が容易な構造とすること。また、破砕刃等は、耐摩耗性を有すること。
- コ スプレー缶やガスボンベ等の爆発性危険物の破砕により拡散した可燃性ガスに対する火災、爆発対策を講じること。
- サ 火災の自動検知を行い、本設備及び周辺設備の自動停止及び中央操作室へ警報表示を行うこと。
- シ 火災や爆発対策については自動検知からの注水や消火設備等の対応、粉じん対策では散水設備や水噴霧等の対応を行うこと。
- ス 万一の爆発に備え、頑強な構造にするとともに、周辺設備への影響を抑えるため爆風圧及び内容物の飛散対策を講じること。なお、本機器を高速回転式破砕機と一体の専用室に設置し、爆発放散口を集約することを可とする。
- セ 粉じんの飛散を防止するため、集じん設備を設置し、適所に散水できる散水設備を設置すること。
- ソ ITV 監視装置を設けること。（計装設備参照）

2. 3. 2 高速回転式破砕機

- | | |
|--------|-----|
| (1) 形式 | 縦型式 |
| (2) 数量 | 1 基 |

(3) 主要項目(1基につき)

- ア 処理対象物 【低速回転式破砕機による破砕後の粗破砕物】
イ 処理対象物最大寸法 幅【 】m×高【 】m×奥行【 】m
ウ 破砕後の最大寸法 【150】mm 以下
エ 能力 1.84t/h 以上 (5h/日稼働)
オ 操作方式 【自動、遠隔手動、現場手動】
カ 投入口寸法 幅【 】m×奥行【 】m
キ 主要材質 【 】
ク 駆動方式 【 】
ケ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
(4) 付属品 【 】
(5) 特記事項

- ア 低速回転式破砕機で粗破砕した受入対象物を、衝撃、剪断、すり潰し等の破砕機能を用いて、鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物の4種類に選別可能な粒度や状態にする目的で設けること。
イ 本体内部は、閉塞やブリッジ等が起こりにくい構造とすること。
ウ 破砕後の寸法は、機械による選別処理に支障がない寸法とすること。
エ 破砕物等の飛散、落下防止対策を行うこと。
オ 緊急停止装置を設けること。
カ 過負荷防止対策を考慮すること。
キ 処理不適物が容易に排出できる構造とすること。
ク 摩耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検、整備が容易な構造とすること。また、破砕刃等は、耐摩耗性を有すること。
ケ 爆発性危険物の混入による可燃性ガスに対する火災、爆発対策を講じること。
コ 火災・爆発対策としてガス検知器、炎検知器、熱感知器を設け、本設備及び周辺設備の自動停止及び中央操作室へ警報表示を行うこと。
サ 火災や爆発対策については自動検知からの注水や消火設備等の対応、粉じん対策では散水設備や水噴霧等の対応を行うこと。
シ 万一の爆発に備え、頑強な構造にするとともに、鉄筋コンクリート造の専用室に設置し、周辺設備への影響を抑えるため爆発放散口を設ける等、爆風圧及び内容物の飛散対策を講じること。なお、本機器を低速回転式破砕機と一体の専用室に設置し、爆発放散口を集約することを可とする。
ス 粉じんの飛散を防止するため、集じん設備を設置し、適所に散水できる散水設備を設置すること。
セ ITV 監視装置を設けること。(計装設備参照)
ソ 振動及び軸受温度を検知し中央操作室に警報を表示すること。

2. 4 選別設備

2. 4. 1 磁力選別機

- (1) 形式 【 】
(2) 数量 【 】基
(3) 主要項目(1基につき)
ア 能力 1.84t/h 以上
イ 寸法 幅【 】m×長さ【 】m
ウ 主要材質 【 】

- エ 駆動方式 【 】
 オ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
 (4) 付属品 【 】
 (5) 特記事項

- ア 破碎したごみに含まれる鉄類を回収する目的で設けること。
 イ 吸着した鉄類は、円滑に分離、排出ができるものとする事。
 ウ 密閉式とし、詰まり等がない構造とすること。また、詰まり除去作業が容易に行える構造とすること。
 エ 周辺の機器・部品は、極力磁性体の使用を避けること。

2. 4. 2 破碎鉄精選機【必要に応じて】

- (1) 形式 【 】
 (2) 数量 【 】基
 (3) 主要項目（1基につき）
 ア 能力 【 】t/h
 イ 寸法 幅【 】m×長さ【 】m
 ウ 主要材質 【 】
 エ 駆動方式 【 】
 オ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
 (4) 付属品 【 】
 (5) 特記事項

- ア 磁力選別機で選別した破碎鉄の純度を高める目的で必要と判断する場合は設けること。
 イ 破碎鉄への付着物を円滑に分離、排出ができるものとする事。
 ウ 密閉式とし、詰まり等がない構造とすること。また、詰まり除去作業が容易に行える構造とすること。
 エ 耐摩耗性に優れたものとする事。

2. 4. 3 粒度選別機

- (1) 形式 【 】
 (2) 数量 【 】基
 (3) 主要項目（1基につき）
 ア 能力 【 】t/h
 イ 篩目寸法 【 】mm、【 】mm
 ウ 主要材質 【 】
 エ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
 (4) 付属品 【 】
 (5) 特記事項

- ア 磁力選別機にて鉄類を除いた後の破碎物を不燃物、可燃物等に選別する目的で設けること。
 イ 風力等との併用によりフィルム等の軽量可燃物の対策を講じること。
 ウ 選別中のごみが飛散、発じんしない密閉構造とすること。
 エ 必要に応じ、消火用及び粉じん対策用の散水ノズルを設けること。
 オ 点検・補修・清掃が容易に行える構造とすること。
 カ 内部点検台を支障がない位置に設けること。
 キ 緊急停止装置を設けること。

2. 4. 4 アルミ選別機

- (1) 形式 永久磁石回転式
- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 能力 【 】 t/h
 - イ 寸法 幅【 】 m×長さ【 】 m
 - ウ 主要材質 【 】
 - エ 駆動方式 【 】
 - オ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア 粒度選別機で選別した破砕物に含まれるアルミ類を回収する目的で設けること。
 - イ 磁力や出力は、選別するアルミ類の大きさや重さに適合した能力とすること。
 - ウ 密閉式とすること。
 - エ 内部清掃、異物除去の作業性を考慮した点検口を設けること。
 - オ 耐摩耗性に優れたものとする。

2. 4. 5 破砕アルミ精選機【必要に応じて】

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 能力 【 】 t/h
 - イ 寸法 幅【 】 m×長さ【 】 m
 - ウ 主要材質 【 】
 - エ 駆動方式 【 】
 - オ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア アルミ選別機で選別した破砕アルミの純度を高める目的で必要と判断する場合は設けること。
 - イ 破砕アルミへの付着物を円滑に分離、排出ができるものとする。
 - ウ 密閉式とし、詰まり等がない構造とすること。また、詰まり除去作業が容易に行える構造とすること。
 - エ 耐摩耗性に優れたものとする。

2. 5 搬送設備

2. 5. 1 基本事項

搬送設備は、特に火災等が発生しやすい箇所であるため、火災対策に配慮すること。対策検討に当たっては、「ごみ処理施設の火災と爆発 事故防止対策マニュアル 社団法人全国市有物件災害共済会」等を参考とすること。

破砕後のごみを搬送するコンベヤについては、各機器の特記事項に特段の明記が無くとも、次の火災対策としての監視機能と初期消火機能を設けること。

- (1) コンベヤに設ける防じんカバーには容易に開閉可能な点検口を要所に設け、速やかな注水作業を可能にすると同時に、煙突効果による延焼を防止すること。また、点検口に速やかにアクセスできる点検歩廊を設けること。
- (2) 火災を早期発見するため、炎検知器や熱感知器、ITV 監視機能等を設けること。
- (3) 炎検知器や熱感知器と連動した消火散水設備を設けること。
- (4) 破碎機室貫通部分の延焼対策を講じること。また、コンベヤの乗継部には延焼防止のために適所に火災検知器等と連動したダンパ等を設けること。
- (5) 消火散水時の散水量に見合った排水ルートを設備内部、設備外部（建築）について計画すること。
- (6) コンベヤ底面に残留する落じんや粉じん等を清掃時に除去しやすい構造及び配置とすること。

2. 5. 2 粗破碎物搬送コンベヤ（必要に応じて設置）

- (1) 形式
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目（1 基につき）
 - ア 能力 1.84t/h 以上
 - イ 寸法 幅 m×長さ m
 - ウ 主要材質 ケーシング
コンベヤ
 - エ 駆動方式
 - オ 電動機 相× V× P× kW
 - カ 操作方式 【自動、現場手動】
- (4) 付属品
- (5) 特記事項
 - ア 低速回転式破碎機で粗破碎した受入対象物を高速回転式破碎機に搬送する目的で設けること。
 - イ 破碎物の飛散防止を講じること。
 - ウ コンベヤからの落下物が生じない構造とすること。
 - エ 点検・補修が容易に行える構造とすること。
 - オ 火災・爆発対策としてガス検知器、炎検知器、熱感知器を設けること。
 - カ ごみやベルト等が発火した場合等の火災対策設備を設けること。
 - キ 高速回転式破碎機の防爆対策に伴う爆風圧の影響を受けない構造とすること。
 - ク 緊急停止装置を設けること。
 - ケ 火災防止対策として、監視機能（各種検知器）や初期消火機能（散水装置）を設けること。
 - コ コンベヤのテールプーリーやリターンローラー等からの落じん対策を施すとともに、容易に清掃できる構造とすること。

2. 5. 3 破碎物搬送コンベヤ

- (1) 形式
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目（1 基につき）
 - ア 能力 1.84t/h 以上
 - イ 寸法 幅 m×長さ m

- ウ 主要材質 ケーシング【 】
コンベヤ 【 】
- エ 駆動方式 【 】
- オ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
- カ 操作方式 【自動、現場手動】
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア 高速回転式破砕機で破砕した受入対象物を磁力選別機へ搬送する目的で設けること。
- イ 破砕物の飛散防止を講じること。
- ウ コンベヤからの落下物が生じない構造とすること。
- エ 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- オ 火災・爆発対策としてガス検知器、炎検知器、熱感知器を設けること。
- カ ごみやベルト等が発火した場合等の火災対策設備を設けること。
- キ 緊急停止装置を設けること。
- ク 火災防止対策として、監視機能（各種検知器）や初期消火機能（散水装置）を設けること。
- ケ コンベヤのテールプーリーやリターンローラー等からの落じん対策を施すとともに、容易に清掃できる構造とすること。

2. 5. 4 その他搬送コンベヤ

その他必要になる搬送コンベヤを設けること。

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 能力 【 】t/h
- イ 寸法 幅【 】m×長さ【 】m
- ウ 主要材質 ケーシング【 】
コンベヤ 【 】
- エ 駆動方式 【 】
- オ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
- カ 操作方式 【 】
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア コンベヤ毎に名称（使用目的）、仕様を示すこと。
- イ 特記事項は、コンベヤの目的や設置個所等の条件に応じて、粗破砕物搬送コンベヤ、破砕物搬送コンベヤに準じること。

2. 6 搬出・貯留設備

貯留・搬出方法については、貯留量満載を理由とした施設全体の稼働停止を防止する、バンカ方式、コンテナ方式（アームロール車）による方法のいずれかについて提案すること。

2. 6. 1 可燃物貯留バンカ（バンカ方式とする場合）

- (1) 形式 【下部ゲート開閉式ホップ】
- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目（1基につき）

- ア 容量 【 】 m³
- イ 寸法 幅【 】 m×奥行【 】 m×高さ【 】 m
- ウ 主要材質 【 】
- エ 板厚 【 】 mm
- オ ゲート駆動方式 【 】
- カ ゲート操作方式 現場手動
- (4) 付属品 【火災検知器、消火設備、点検口】
- (5) 特記事項
- ア 選別された可燃物を本組合の岩手中部クリーンセンターへ搬送するため搬出車（深ボ
ディダンプトラック（天蓋付き・10 t・18m³））に積み込む目的で設けること。
- イ 貯留バンカの構造は、搬出車への積み込みが可能なものとする。
- ウ 容量は、2日分以上の排出量、かつ搬出車1台に積載可能な容量以上とする。
- エ 貯留バンカ内部での火災防止対策として、監視機能（各種検知器）や初期消火機能（散
水装置）を設けること。
- オ ゲートは開閉が確実にできる駆動方式とする。
- カ バンカから搬出車へ積込時の粉じん対策を講じること。
- キ 2基以上設置する場合は、連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュー
ト又は切り替えコンベヤを設けること。
- ク コンテナ方式（アームロール車）とする場合は不要とする。

2. 6. 2 可燃物貯留コンテナ（コンテナ方式とする場合）

- (1) 形式 【コンテナ】
- (2) 数量 【 】 基（貯留場【 】 基+交換用1基）
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 容量 【18】 m³
- イ 寸法 幅【 】 m×長さ【 】 m×高さ【 】 m
- ウ 主要材質 【 】
- エ 板厚 【 】 mm
- (4) 付属品 【火災検知器、消火設備】
- (5) 特記事項
- ア 選別された可燃物を本組合の岩手中部クリーンセンターへ搬送するため搬出車（コン
テナ（天蓋付き・10 t・18m³・アームロール車））に積み込む目的で設けること。
- イ 構造や作業空間はコンテナへの貯留、アームロール車へのコンテナの脱着が可能なも
のとする。
- ウ 交換用のコンテナ1基を設けること。なお、コンテナの交換に必要な作業空間を確保
すること。作業空間上の制約等により必要な場合はコンテナの移動装置を設けること。
- エ コンテナ内部での火災防止対策として、監視機能や初期消火機能（散水装置）を設け
ること。
- オ コンテナへ貯留時の粉じん対策を講じること。
- カ 2基以上設置する場合は、コンテナに連続して貯留できるように、前段に切り替えが
可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。
- キ バンカ方式とする場合は不要とする。

2. 6. 3 不燃物貯留バンカ（バンカ方式とする場合）

- (1) 形式 【下部ゲート開閉式ホッパ】

- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 容量 【 】m³
- イ 寸法 幅【 】m×奥行【 】m×高さ【 】m
- ウ 主要材質 【 】
- エ 板厚 【 】mm
- オ ゲート駆動方式 【 】
- カ ゲート操作方式 現場手動
- (4) 付属品 【火災検知器、消火設備、点検口】
- (5) 特記事項
- ア 選別された不燃物を本組合の対象市町の最終処分場へ搬送するため搬出車（深ボディダンプトラック（天蓋付き・10t・18m³））に積み込む目的で設けること。
- イ 貯留バンカの構造は、搬出車への積み込みが可能なものとする。
- ウ 容量は、2日分以上の排出量、かつ搬出車1台に積載可能な容量以上とすること。
- エ 貯留バンカ内部での火災防止対策として、監視機能（各種検知器）や初期消火機能（散水装置）を設けること。
- オ ゲートは開閉が確実にできる駆動方式とすること。
- カ バンカから搬出車へ積込時の粉じん対策を講じること。
- キ 2基以上設置する場合は、連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。
- ク コンテナ方式（アームロール車）とする場合は不要とする。

2. 6. 4 不燃物貯留コンテナ（コンテナ方式とする場合）

- (1) 形式 【コンテナ】
- (2) 数量 【 】基（貯留場【 】基+交換用1基）
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 容量 【18】m³
- イ 寸法 幅【 】m×長さ【 】m×高さ【 】m
- ウ 主要材質 【 】
- エ 板厚 【 】mm
- (4) 付属品 【火災検知器、消火設備】
- (5) 特記事項
- ア 選別された不燃物を本組合の対象市町の最終処分場へ搬送するため搬出車（コンテナ（天蓋付き・10t・18m³・アームロール車））に積み込む目的で設けること。
- イ 構造や作業空間はコンテナへの貯留、アームロール車へのコンテナの脱着が可能なものとする。
- ウ 交換用のコンテナ1基を設けること。なお、コンテナの交換に必要な作業空間を確保すること。作業空間上の制約等により必要な場合はコンテナの移動装置を設けること。
- エ コンテナ内部での火災防止対策として、監視機能や初期消火機能（散水装置）を設けること。
- オ コンテナへ貯留時の粉じん対策を講じること。
- カ 2基以上設置する場合は、コンテナに連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。
- キ バンカ方式とする場合は不要とする。

2. 6. 5 破砕鉄貯留バンカ（バンカ方式とする場合）

(1) 形式 【下部ゲート開閉式ホッパ】

(2) 数量 【1】基

(3) 主要項目（1基につき）

ア 容量 【 】 m^3

イ 寸法 幅【 】m×奥行【 】m×高さ【 】m

ウ 主要材質 【 】

エ 板厚 【 】mm

オ ゲート駆動方式 【 】

カ ゲート操作方式 現場手動

(4) 付属品 【火災検知器、消火設備】

(5) 特記事項

ア 選別された破砕鉄を資源化業者へ搬送するため搬出車（深ボディダンプトラック（天蓋付き・10t・18 m^3 ））に積み込む目的で設けること。

イ 貯留バンカの構造は、搬出車への積み込みが可能なものとする。

ウ 貯留バンカ1基当たりの容量は、搬出車1台に積載可能な容量とすること。

エ 貯留バンカ内部での火災防止対策として、監視機能（各種検知器）や初期消火機能（散水装置）を設けること。

オ ゲートは開閉が確実にできる駆動方式とすること。

カ バンカから搬出車へ積込時の粉じん対策を講じること。

キ コンテナ方式（アームロール車）とする場合は不要とする。

2. 6. 6 破砕鉄貯留コンテナ（コンテナ方式とする場合）

(1) 形式 【コンテナ】

(2) 数量 【2】基

(3) 主要項目（1基につき）

ア 容量 【18】 m^3

イ 寸法 幅【 】m×長さ【 】m×高さ【 】m

ウ 主要材質 【 】

エ 板厚 【 】mm

(4) 付属品 【火災検知器、消火設備】

(5) 特記事項

ア 選別された破砕鉄を資源化業者へ搬送するため搬出車（コンテナ（天蓋付き・10t・18 m^3 ・アームロール車））に積み込む目的で設けること。

イ 構造や作業空間はコンテナへの貯留、アームロール車へのコンテナの脱着が可能なものとする。

ウ コンテナ内部での火災防止対策として、監視機能や初期消火機能（散水装置）を設けること。

エ コンテナへ貯留時の粉じん対策を講じること。

オ 2基のコンテナに連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。

カ バンカ方式とする場合は不要とする。

2. 6. 7 破砕アルミ貯留バンカ（バンカ方式とする場合）

(1) 形式 【下部ゲート開閉式ホッパ】

- (2) 数量 【1】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 容量 【 】m³
 - イ 寸法 幅【 】m×奥行【 】m×高さ【 】m
 - ウ 主要材質 【 】
 - エ 板厚 【 】mm
 - オ ゲート駆動方式 【 】
 - カ ゲート操作方式 現場手動
- (4) 付属品 【火災検知器、消火設備】
- (5) 特記事項
- ア 選別された破碎アルミを資源化業者へ搬送するため搬出車（深ボディダンプトラック（天蓋付き・10t・18m³））に積み込む目的で設けること。
 - イ 貯留バンカの構造は、搬出車への積み込みが可能なものとする。
 - ウ 貯留バンカ1基当たりの容量は、搬出車1台に積載可能な容量とすること。
 - エ 貯留バンカ内部での火災防止対策として、監視機能（各種検知器）や初期消火機能（散水装置）を設けること。
 - オ ゲートは開閉が確実にできる駆動方式とすること。
 - カ バンカから搬出車へ積込時の粉じん対策を講じること。
 - キ コンテナ方式（アームロール車）とする場合は不要とする。

2. 6. 8 破碎アルミ貯留コンテナ（コンテナ方式とする場合）

- (1) 形式 【コンテナ】
- (2) 数量 【2】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 容量 【18】m³
 - イ 寸法 幅【 】m×長さ【 】m×高さ【 】m
 - ウ 主要材質 【 】
 - エ 板厚 【 】mm
- (4) 付属品 【火災検知器、消火設備】
- (5) 特記事項
- ア 選別された破碎アルミを資源化業者へ搬送するため搬出車（コンテナ（天蓋付き・10t・18m³・アームロール車））に積み込む目的で設けること。
 - イ 構造や作業空間はコンテナへの貯留、アームロール車へのコンテナの脱着が可能なものとする。
 - ウ コンテナ内部での火災防止対策として、監視機能や初期消火機能（散水装置）を設けること。
 - エ コンテナへ貯留時の粉じん対策を講じること。
 - オ 2基のコンテナに連続して貯留できるように、前段に切り替えが可能なシュート又は切り替えコンベヤを設けること。
 - カ バンカ方式とする場合は不要とする。

2. 6. 9 小型家電貯留ヤード（土木建築工事に含む）

- (1) 形式 ヤード式
- (2) 数量 1式
- (3) 主要項目

- ア 容量 【 】 m³ (有効)
- イ 面積
 (ア) ヤード全体 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m
 (イ) 貯留部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア 区分して搬入された小型家電、不燃ごみ受入ヤード並びに不燃性大型ごみ受入ヤードで選別した小型家電を搬出するまで貯留する目的で設けること。
- イ 各受入ヤードで選別した小型家電を本ヤードに搬送し、1 m³程度の金属製格子状保管容器等に貯留すること。
- ウ 保管容器の貯留は10個以下とすること。
- エ 保管容器の搬出車両の仕様は10 t 平ボディ車とする。
- オ 使用重機は主にフォークリフト等とすること。
- カ 他の搬出設備における貯留ヤードとの兼用は可とするが、効率的かつ安全に積込、搬出ができるよう区分け方法も含めて配慮すること。
- キ 無人となる夜間を含め赤外線カメラによる監視や通報システム、自動消火散水等の対策、貯留物間の延焼防止対策を行うこと。

2. 6. 10 リチウム電池使用製品貯留ヤード（土木建築工事に含む）

- (1) 形式 ヤード式
- (2) 数量 1 式
- (3) 主要項目
- ア 容量 【 】 m³ (有効)
- イ 面積
 (ア) ヤード全体 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m
 (イ) 貯留部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア 区分して搬入されたリチウム電池使用製品、不燃ごみ受入ヤード並びに不燃性大型ごみ受入ヤードで選別したリチウム電池使用製品を搬出するまで貯留する目的で設けること。
- イ 各受入ヤードで選別したリチウム電池使用製品を本ヤードに搬送し、金属製保管容器等に貯留すること。
- ウ 保管容器の貯留は10個以下とすること。
- エ 搬出車両の仕様は10 t 平ボディ車とすること。
- オ 使用重機は主にフォークリフト等とすること。
- カ 他の搬出設備における貯留ヤードとの兼用は可とするが、効率的かつ安全に積込、搬出ができるよう区分け方法も含めて配慮すること。
- キ 無人となる夜間を含め赤外線カメラによる監視や通報システム、自動消火散水等の対策、貯留物間の延焼防止対策を行うこと。

2. 6. 11 蛍光管貯留ヤード（土木建築工事に含む）

- (1) 形式 ヤード式
- (2) 数量 1 式

(3) 主要項目

ア 容量 【 】 m³ (有効)

イ 面積

(ア) ヤード全体 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

(イ) 貯留部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

(4) 付属品 【 】

(5) 特記事項

ア 区分して搬入された蛍光管、不燃ごみ受入ヤード並びに不燃性大型ごみ受入ヤードで選別した蛍光管を搬出するまで貯留する目的で設けること。

イ 各受入ヤードで選別した蛍光管を本ヤードに搬送し、半自動蛍光管破砕機を用いてドラム缶に貯留すること。

ウ ドラム缶の貯留は水銀含有ごみ貯留ヤード及び乾電池貯留ヤードとあわせて 125 本とすること。2 段積も可とする。

エ 搬出車両の仕様は鉄道貨物コンテナ (5 t) への積込とする。

オ 使用重機は主にフォークリフト等とすること。

カ 他の搬出設備における貯留ヤードとの兼用は可とするが、効率的かつ安全に積込、搬出ができるよう区分け方法も含めて配慮すること。

2. 6. 1 2 半自動蛍光管破砕機

(1) 形式 【 】

(2) 数量 1 基

(3) 主要項目

ア 能力 【 】 kg/h

イ 主要材質 【 】

ウ 電動機 【相】 × 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW

エ 操作方式 【現場手動】

(4) 付属品 【 】

(5) 特記事項

ア 蛍光管貯留ヤードにドラム缶で貯留する蛍光管を破砕処理するためのものであり、蛍光管貯留ヤード内、又は隣接して設けること。

イ 形式、機種を選定は、効率性、安全性、操作性に留意すること。特に、水銀の漏えい防止、フィルター交換時の安全性に配慮すること。

2. 6. 1 3 水銀含有ごみ貯留ヤード (土木建築工事に含む)

(1) 形式 ヤード式

(2) 数量 1 式

(3) 主要項目

ア 容量 【 】 m³ (有効)

イ 面積

(ア) ヤード全体 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

(イ) 貯留部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

(4) 付属品 【 】

(5) 特記事項

ア 区分して搬入された水銀含有ごみ (体温計、血圧計など)、不燃ごみ受入ヤード並びに不燃性大型ごみ受入ヤードで選別した水銀含有ごみを搬出するまで貯留する目的で設

けること。

イ 各受入ヤードで選別した水銀含有ごみを本ヤードに搬送し、ドラム缶に貯留すること。

ウ ドラム缶の貯留は蛍光管貯留ヤード及び乾電池貯留ヤードとあわせて 125 本とすること。2 段積も可とする。

エ 搬出車両の仕様は鉄道貨物コンテナ（5 t）への積込とする。

オ 使用重機は主にフォークリフト等とすること。

カ 他の搬出設備における貯留ヤードとの兼用は可とするが、効率的かつ安全に積込、搬出ができるよう区分け方法も含めて配慮すること。

2. 6. 14 乾電池貯留ヤード（土木建築工事に含む）

(1) 形式 ヤード式

(2) 数量 1 式

(3) 主要項目

ア 容量 【 】 m³（有効）

イ 面積

（ア）ヤード全体 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

（イ）貯留部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

(4) 付属品 【 】

(5) 特記事項

ア 区分して搬入された乾電池、不燃ごみ受入ヤード並びに不燃性大型ごみ受入ヤードで選別した乾電池を搬出するまで貯留する目的で設けること。

イ 各受入ヤードで選別した乾電池を本ヤードに搬送し、ドラム缶に貯留すること。

ウ ドラム缶の貯留は蛍光管貯留ヤード及び水銀含有ごみヤードとあわせて 125 本とすること。2 段積も可とする。

エ 搬出車両の仕様は鉄道貨物コンテナ（5 t）への積込とする。

オ 使用重機は主にフォークリフト等とすること。

カ 他の搬出設備における貯留ヤードとの兼用は可とするが、効率的かつ安全に積込、搬出ができるよう区分け方法も含めて配慮すること。

2. 6. 15 スプレー缶及びライター処理機

(1) 形式 【 】

(2) 数量 1 基

(3) 主要項目

ア 能力 【 】 本/h

イ 処理可能寸法

（ア）缶径 【 】 mm～【 】 mm

（イ）缶長 【 】 mm～【 】 mm

ウ 主要材質 【 】

エ 電動機 【 】 相×【 】 V×【 】 P×【 】 kW

オ 操作方式 【現場手動】

(4) 付属品 【 】

(5) 特記事項

ア 不燃ごみ受入ヤード並びに大型不燃ごみ受入ヤードで選別したスプレー缶（ボンベを含む）及びライターに対して爆発防止対策の目的からガス抜き処理を行うためのものであり、不燃ごみ受入ヤード又は大型不燃ごみ受入ヤード内、もしくは隣接して設け

ること。

イ 設置場所はガスが拡散しやすく風通しの良い場所を選定するとともに、ガス臭や塗料の飛散に支障のない場所とすること。

ウ 形式、機種を選定は、能力、効率性、安全性、操作性に留意すること。

エ ガス以外の充填物（塗料等）が広範囲に飛散しない構造とすること。

オ ガス抜き後は、投入前ヤードに搬送し破砕処理を行うものとする。

2. 6. 16 収集袋貯留ヤード（土木建築工事に含む）（必要に応じて）

(1) 形式 ヤード式

(2) 数量 1 式

(3) 主要項目

ア 容量 【 】 m³（有効）

イ 面積

（ア）ヤード全体 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

（イ）貯留部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

(4) 付属品 【 】

(5) 特記事項

ア 不燃ごみ受入ヤード並びに不燃性大型ごみ受入ヤードで破袋・選別した収集袋を搬出するまで貯留する目的で設けること。

イ 各受入ヤードで破袋・選別した収集袋を本ヤードに搬送し貯留すること。

ウ 搬出車両の仕様は平ボディ車とすること。

エ 使用重機は主にホイールローダ等とすること。

オ 破砕・選別処理ラインの可燃物との合流も可とする。ただし、破袋・選別された収集袋の特性を踏まえ、各設備で詰まり等が生じないように必要な対策を講じること。

カ 他の搬出設備における貯留ヤードとの兼用は可とするが、効率的かつ安全に積込、搬出ができるよう区分け方法も含めて配慮すること。

2. 6. 17 処理不適用貯留ヤード（土木建築工事に含む）

(1) 形式 ヤード式

(2) 数量 1 式

(3) 主要項目

ア 容量 【 】 m³（有効）

イ 面積

（ア）ヤード全体 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

（イ）貯留部 【 】 m²、幅【 】 m×奥行【 】 m

(4) 付属品 【 】

(5) 特記事項

ア 不燃ごみ受入ヤード並びに不燃性大型ごみ受入ヤードで選別した処理不適用物を搬出するまで貯留する目的で設けること。

イ 各受入ヤードで選別した処理不適用物を本ヤードに搬送し貯留すること。

ウ 搬出車両の仕様は 10 t 車とすること。

エ 使用重機は主にホイールローダ等とすること。

オ 他の搬出設備における貯留ヤードとの兼用は可とするが、効率的かつ安全に積込、搬出ができるよう区分け方法も含めて配慮すること。

2. 6. 18 資源ごみ等一時保管用ヤード（土木建築工事に含む）

- (1) 形式 ヤード式
- (2) 数量 1式
- (3) 主要項目
- ア 容量 【 】m³（有効）
 - イ 面積
 - （ア）ヤード全体 【 】m²、幅【 】m×奥行【 】m
 - （イ）貯留部 【 】m²、幅【 】m×奥行【 】m
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア 原則、搬入されない紙類、缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装等の資源物について、住民が誤って搬入された場合に搬出するまで一時保管する目的で設けること。
 - イ 搬入時に荷下ろしを行うため、直接搬入ヤードに近接して配置すること。
 - ウ コンテナバッグ貯留等とする
 - エ 貯留量はコンテナバッグ20袋分とすること。
 - オ 搬出車両の仕様は10t車とすること。
 - カ 使用重機は主にフォークリフト、ホイールローダとすること。
 - キ 他の搬出設備における貯留ヤードとの兼用は可とするが、効率的かつ安全に積込、搬出ができるよう区分け方法も含めて配慮すること。

2. 7 除じん・脱臭設備

2. 7. 1 サイクロン

- (1) 形式 【単式サイクロン】
- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 処理風量 【 】m³/h
 - イ 主要材質 【 】
 - ウ 主要寸法 胴径【 】m×高さ【 】m
 - エ 操作方式 【自動、現場手動】
 - オ 排じん方式 【 】
- (4) 集じん箇所 【 】
- (5) 付属品 【 】
- (6) 特記事項
- ア バグフィルタの前段に設置し、破砕選別処理系統、並びに施設内の要所から吸引した集じん排気において大径物の集じん物を捕集する目的で設けること。
 - イ 捕集効率や機器内の詰まり防止のため、捕集対象物の大きさにより必要に応じて複数のサイクロンを設けること。
 - ウ ダスト排出口はシールを完全に行える排出方法とすること。
 - エ 集じん物は可燃物貯留設備まで搬送、もしくは運搬可能なダストボックス等に貯留し、ダストが飛散しない対策を行うこと。
 - オ 粉じん爆発防止のために、帯電の原因となるフィルムは確実に捕集でききるようにすること。

2. 7. 2 バグフィルタ

- (1) 形式 【バグフィルタ式】
- (2) 数量 【1】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 処理風量 【 】m³/h
- イ 入口含じん量 【 】g/m³以下
- ウ 出口含じん量 【 】mg/m³以下
- エ 主要材質 【 】
- オ 寸法 幅【 】m×奥行【 】m×高さ【 】m
- カ ろ布面積 【 】m²
- キ ろ布本数 【 】本
- ク ろ布材質 【 】
- ケ 操作方式 【自動、現場手動】
- コ 排じん方式 【 】
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア 施設内のダスト類を捕集する目的で設けること。
- イ 内部閉塞が起きない構造とすること。
- ウ 逆洗機能を有するものとする。
- エ 集じんダストは運搬可能なダストボックス、又は集じん物搬送コンベヤへの搬出とし、ダストが飛散しない対策を行うこと。
- オ 捕集粉じんによる粉じん爆発防止対策として、爆発放散口及び放散用ダクトを設け、屋外に排出すること。
- カ 「局所排気装置の定期自主検査指針」（中央労働災害防止協会）に基づき、静電気等が原因の粉じん爆発への対策を行うこと。

2. 7. 3 脱臭装置

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 【1】基
- (3) 主要項目（1基につき）
- ア 容量 【 】m³N/h
- イ 充てん材
- （ア）種類 【 】
- （イ）容積 【 】m³
- ウ 駆動方式 【 】
- エ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
- オ 操作方式 【自動、現場手動】
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
- ア 排気中の臭気の脱臭を目的として設けること。
- イ バグフィルタの後段に設置し、集じん排気は全量本装置による処理を行うこと。
- ウ 必要な性能を満足しつつ維持管理費が削減できる形式を選定すること。
- エ 充填材は交換頻度が極力少ない種類を選定すること。
- オ 充てん材を容易に交換できる構造とすること。
- カ 充てん材やフィルター交換に必要な荷揚装置を設置すること。
- キ 粉じん等の詰まりが生じない構造とすること。

ク 排気口の位置及び向きは、隣接する建物位置や事業用地境界までの距離等を考慮して選定すること。

2. 7. 4 排風機

- (1) 形式 【ターボファン】
- (2) 数量 【1】基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ア 容量 【 】 m³N/h
 - イ 静圧 【 】 kPa
 - ウ 回転数 【 】 rpm
 - エ 駆動方式 【 】
 - オ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
 - カ 操作方式 【自動、現場手動】
- (4) 付属品 【サイレンサ】
- (5) 特記事項
 - ア サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置によって集じん及び脱臭された清浄な空気を場外へ搬出する目的で設けること。
 - イ 後流側に消音器を設置すること。
 - ウ 騒音、振動対策を行うこと。

2. 7. 5 集じんダクト及びフード

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 1式
- (3) 特記事項
 - ア 局所集じんを行う目的で設けること。
 - イ 粉じんが堆積しないための十分な風速を有すること。
 - ウ 湿気の多い箇所等からの集じん部は、腐食対策を行うこと。
 - エ 内部の点検・清掃が容易に行えるように考慮すること。特に、点検歩廊等に近接しない位置にダクトを設置する場合は対策を考慮すること。
 - オ 伸縮継手を必要箇所に設けること。
 - カ 点検口は、ダンパ付近の補修の容易な位置、粉じんの堆積状態が確認できる位置に設けること。
 - キ 必要に応じ消音器を設けること。
 - ク ダクトの防振対策を行うこと。
 - ケ フードは適切な大きさ及び配置とすること。
 - コ 「局所排気装置の定期自主検査指針」（中央労働災害防止協会）に基づくこと。

2. 7. 6 風道

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 1式
- (3) 特記事項
 - ア 脱臭装置から屋外排気口までを接続する目的で設けること。
 - イ 点検・清掃が容易に行えるように考慮すること。特に、点検歩廊等に近接しない位置に設置する場合は対策を考慮すること。
 - ウ 伸縮継手を必要箇所に設けること。

- エ 点検口は、ダンパ付近の補修の容易な位置に設けること。
- オ 必要に応じ消音器を設けること。
- カ ダクトの防振対策を行うこと。
- キ 屋外への排気口の位置及び向きは、周辺環境を十分考慮して計画すること。

2. 7. 7 ダンパ

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 1 式
- (3) 特記事項
 - ア 集じんダクト及び風道中の空気の遮断及び流量調整をする目的で設けること。
 - イ 原則として主要なダンパの操作は電動式とし、調整の頻度が多いものや開閉状況を確認する必要があるものは現場及び中央操作室に表示すること。
 - ウ 軸受は無給油式とすること。

2. 7. 8 集じん物搬送コンベア（必要に応じて）

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ア 能力 【 】 t/h
 - イ 速度 【 】～【 】 m/min
通常使用速度 【 】 m/min
 - ウ 寸法 幅 【 】 m×長さ 【 】 m
 - エ 主要材質
 - (ア) ケーシング 【 】
 - (イ) コンベア 【 】
 - オ 駆動方式 【 】
 - カ 電動機 【 】相× 【 】V× 【 】P× 【 】kW
 - キ 操作方式 【自動、現場手動】
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
 - ア サイクロンやバグフィルタで捕集した集じん物を搬送する目的で設けること。
 - イ 飛散防止対策を行うこと。
 - ウ コンベアから落下物が生じない構造とすること。

2. 8 給水設備

2. 8. 1 共通事項

- (1) 生活用水は上水とし、引込に必要な工事の一切を行うこと。
- (2) プラント用水は上水又は地下水とし、引込に必要な工事（井戸工事等を含む）の一切を行うこと。
- (3) 必要な箇所に流量計や量水器、その他必要な付属品 1 式を設け、系統、主要設備別に使用量が確認・記録できるようにすること。
- (4) 必要な個所に送水ポンプを設置すること。なお、重要な送水部は 2 重化すること。
- (5) 機器冷却水を必要とする場合は、機器冷却水冷却塔や機器冷却水薬注装置を設置すること。また、レジオネラ菌などの発生抑制に配慮すること。
- (6) 給水機器、配管、弁類等は各々の用途に適した形式、容量、材質のものを使用すること。

- (7) 制御については、用途に応じて自動交互運転、故障自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。
- (8) 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設けること。
- (9) 給水設備及び給水配管は、冬季の施設休止時における凍結防止のため、給水設備等を有する所要室の室温を保持する暖房設備を設けることとし、室単位の温度保持が困難な場合は、設備及び配管毎に凍結防止対策を講じること。
- (10) 上水の本管配管口径はφ150mmである。

2. 8. 2 所要水量

- (1) 使用水の用途別消費量を、所要水量表に記入すること。

所要水量表

項目	区分	所要水量 (m ³ /日)
1 プラント用水	①床洗浄水	
	②防じん散水	
	③排水処理設備	
	④機器冷却水	
	⑤防火用	
2 生活用水	①建築設備	
計		

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

2. 8. 3 水槽類仕様

- (1) 受水槽等は、必要に応じて六面点検が可能なものとする。
- (2) 水槽類は維持管理が容易に行える構造、配置とすること。
- (3) 槽内にじん芥等の異物が落下しないようにすること。
- (4) FRP製水槽を使用する場合は、複合版パネルとし、屋内設置の場合は天板を単板としてもよいものとする。マンホールの材質は重荷重用FRP製、点検用梯子の材質はステンレス鋼ポリプロピレン被覆製又は同等以上を基本とすること。
- (5) 屋外に設けるその他の水槽（受水槽以外）の材質はステンレス鋼又はコンクリート製とすること（コンクリート製の場合は土木建築工事に含む。）。
- (6) 槽内にメンテナンス用タラップを設置する場合は、落下等への安全対策を施すこと。
- (7) 地下式水槽は土木建築工事に含む。
- (8) 各水槽の数量、容量等を水槽類仕様表に記入すること。

水槽類仕様表

名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造・材質	備考 付属品
生活用水受水槽				必要に応じて設置
生活用水高置水槽				必要に応じて設置
プラント用水受水槽				
プラント用水高置水槽				必要に応じて設置
機器冷却水受水槽				必要に応じて設置
機器冷却水高置水槽				必要に応じて設置
防火用水槽				必要に応じて設置
消火用水槽				

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

2. 8. 4 ポンプ類仕様

- (1) 給水設備系統に合わせ必要なポンプを設置すること。
- (2) 生活用水系統のポンプは土木建築工事に含む。
- (3) 吐出量は、必要な能力に十分な余裕を見込んだ容量とすること。
- (4) 故障時には自動的に交互運転に切り替わるものとする。
- (5) 各ポンプの数量、形式、容量等をポンプ類仕様表に記入すること。

ポンプ類仕様表

名称	数量 (基)	形式	吐出量 (m ³ /h) × 全揚程 (m)	電動機 (kW)	主要部材質			操作 方式	備考 付属品
					ケーシング	インペラ	シャフト		
生活用水 揚水ポンプ	(交互運 転)								
プラント用水 揚水ポンプ	(交互運 転)								
機器冷却 水揚水ポン プ	(交互運 転)								
消火用ポン プ									

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

2. 8. 5 機器冷却水冷却塔（必要に応じて設置）

- (1) 形式 **【低騒音型強制通風式】**
- (2) 数量 **【 】基**
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ア 循環水量 **【 】m³/h**
 - イ 冷却水入口温度 **【 】℃**
 - ウ 冷却水出口温度 **【 】℃**
 - エ 外気温度 **乾球温度【 】℃、湿球温度【 】℃**
 - オ 主要材質
 - (ア) 本体 **【FRP】**
 - (イ) フレーム・架台 **【SS400】**
 - (ウ) 充填材 **【PVC】**
 - カ 電動機 **【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW**
- (4) 付属品 **【 】**
- (5) 特記事項
 - ア 省エネタイプ、低騒音型とすること。
 - イ 冷却水冷却塔をバイパスするラインを設けること。
 - ウ 開放型の場合はほこり等の混入を防ぐ構造とすること。

2. 8. 6 機器冷却水薬注装置（必要に応じて設置）

- (1) 形式 **【 】**
- (2) 数量 **【 】基**
- (3) 主要項目（1基につき）

- ア 薬剤 【 】
- (4) 付属品
 - ア 薬注ポンプ 【 】基
 - イ 薬剤タンク 【 】基
- (5) 特記事項
 - ア 薬剤タンクのレベルを確認できるようにすること。
 - イ レジオネラ菌殺菌剤の注入を想定すること。

2. 9 排水処理設備

2. 9. 1 共通事項

- (1) 生活排水は合併浄化槽で処理後、事業用地外に放流すること。
- (2) プラント排水は直接放流せず別途処理すること。なお、岩手中部クリーンセンターに搬出し処理することも可能である。その際の排水受入水質基準、排水受入可能量は15 t/週であるが、緊急停止や休炉等により時間単位、日単位で調整が必要となる場合もあるため、その際は都度協議すること。なお、排水基準については特に設けない。
- (3) 処理方法に応じて必要な水質基準を満足させるため必要な設備を設けること。
- (4) 雨水排水は、構内雨水集排水設備を通じて防災調整池に接続すること。
- (5) 必要な個所に排水ポンプを設置すること。なお、重要な送水部は2重化すること。
- (6) 必要に応じて中継用の排水槽を設置するとともに、排水槽にはスクリーンやオイルトラップを設置すること。
- (7) 污水配管は容易に管内清掃が行えるよう、要所にフランジ継手を設けること。
- (8) 排水機器、配管、弁類等は各々の用途に適した形式、容量、材質のものを使用すること。
- (9) 制御については、用途に応じて自動交互運転、故障自動切替及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。
- (10) 用途別排水量を、所要水量表に記入すること。

所要水量表

項目	区分	所要水量 (m ³ /日)
1 プラント排水	①床洗浄排水 (ハッカー車污水タンク排水分の余裕 (想定台数4台、1日あたり0.8 m ³) を見込む)	
	②プラント設備排水	
2 生活排水	①建築設備	
計		

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

2. 9. 2 水槽類仕様

- (1) 水槽類は定期修繕時に維持管理が容易に行える構造、配置とすること。
- (2) 污水吸引車により搬出するために必要な設備を設けること。
- (3) マンホールの材質は重荷重用 FRP 製、点検用梯子の材質はステンレス鋼ポリプロピレン被覆製又は同等以上を基本とすること。なお、点検時の酸欠対策が必要なピット、水槽類には換気設備、可搬式通風装置を設置できるように、マンホール2箇所以上を設けること。
- (4) 屋外に設ける水槽の材質はステンレス鋼又はコンクリート製とすること (コンクリート製の場合は土木建築工事に含む。)
- (5) 各水槽の数量、容量等を水槽類仕様表に記入すること。

水槽類仕様表

名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造・材質	備考 付属品
沈殿槽				必要に応じて設置
貯留槽				

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

2. 9. 3 ポンプ類等仕様

- (1) 排水設備系統に合わせ必要なポンプ等の設備を設置すること。
- (2) 生活排水系統のポンプ類は土木建築工事に含む。
- (3) ポンプ類の吐出量は、必要な能力に十分な余裕を見込んだ容量とすること。
- (4) ポンプ類は原則、故障時に自動切換えが可能なものとすること。
- (5) ポンプ類等の数量、形式、容量等を仕様表に記入すること。

ポンプ類仕様表

名称	数量 (基)	形式	吐出量 (m ³ /h) × 全揚程 (m)	電動機 (kW)	主要部材質			操作 方式	備考 付属品
					ケーシング	インペラ	シャフト		
排水ポン プ	(交互運 転)								

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

塔・機器類仕様表

名称	数量		形式	主要部材質				操作方式等	備考 付属品
	常用 (基)	予備 (基)		容量 (m ³ /h)	主要 寸法	主要 材質	電動機 (kW)		

必要に応じて項目を修正・追加すること。

薬液タンク類仕様表

名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造・材質	薬品受入方式	備考 付属品

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

薬液注入ポンプ類仕様表

名称	数量 (基)	形式	吐出量 (m ³ /h) × 全揚 (m)	電動機 (kW)	主要部材質			操作 方式	備考 付属品
					ケーシング	インペラ	シャフト		

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

2. 9. 4 生活系排水（土木建築工事に含む）

生活系排水は、原則、合併浄化槽で処理後、事業用地外に放流すること。(仕様内容は第4章土木建築工事を参照のこと。)

2. 10 雑設備

2. 10. 1 空気圧縮機

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 【2】基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ア 吐出量 【 】m³/min
 - イ 全揚程 【 】m
 - ウ 空気タンク 【 】m³
 - エ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
 - オ 操作方式 【 】
 - カ 圧力制御方式 【 】
- (4) 付属品 【冷却器、空気タンク、除湿器】
- (5) 特記事項
 - ア 施設の稼働に必要な圧縮空気を製造する目的で設けること。
 - イ 必要な空気量に対して、十分な能力を有すること。
 - ウ 無給油式（オイルフリー）とすること。
 - エ 数量は2基以上とすること。
 - オ 自動アンロード運転と現場手動ができること。
 - カ 必要な貯留量の空気タンクを設けること。
 - キ 除湿装置を設けること。
 - ク 圧縮機の腐食防止のため、冷却水は不凍液を循環冷却する方式とするか、空冷式とすること。
 - ケ 防音処理した部屋に設置すること。

2. 10. 2 見学者用設備

その他、見学ルート全般の計画として以下の設備等を設置すること。詳細は提案とする。

- (1) 見学ルートの必要箇所にプラント設備の処理フローが分かる説明パネル等を設けること。
- (2) 説明用パネル等は、老朽化による陳腐化を防ぐため、計画的な更新を行えるような仕様とすること。
- (3) 展示に使用するディスプレイのサイズは、見学ルート上において対象とする人数や視認性を踏まえ適したものとする。なお、4K以上の薄型パネルとすること。
- (4) 見学ルートにはピクチャーレールを設けること。
- (5) 施設の理解を深めるため疑似体験等ができる設備を見学ルート上に設けること。

2. 11 その他設備

2. 11. 1 機器工具類

本施設の保守点検整備に必要な機器工具類を準備すること。

2. 11. 2 不燃性大型ごみ解体等工具類

不燃性大型ごみの解体に必要な工具類を準備すること。

2. 11. 3 測定検査器具類

プラント設備関係測定、作業環境測定等に必要な測定器具類を準備すること。

2. 1 1. 4 機器搬出入用ホイストクレーン、ホイストガイドレール及びフック

補修・点検時等機器の搬出入、点検・補修等、施設の維持管理を行うために、機械室、その他の必要な箇所に設置すること。また、ホイストクレーンのほか要所に機器類搬出入のための吊上げ用フックを設けること。

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ア 設置場所 【 】
 - イ 吊上げ荷重 【 】 t
 - ウ 揚程 【 】 m
 - エ 操作方式 現場手動
 - オ 電動機 【 】 kW
- (4) 付属品 【 】
- (5) 特記事項
 - ア 吊上げ荷重を設置個所に表記すること。
 - イ 巻上荷重は、対象物に応じ十分な荷重を見込むこと。
 - ウ 本仕様は設置個所毎に示すこと。

2. 1 1. 5 可搬式排水ポンプ

- (1) 形式 水中汚水ポンプ
- (2) 数量 【 】基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - ア 吐出 【 】 m³/h
 - イ 全揚程 【 】 m
 - ウ 口径 【 】 mm
 - エ 電動機 【 】相×【 】V×【 】P×【 】kW
- (4) その他機器
 - ア ホース 巻取り式、長さ 10m×6本
 - イ 電気コード 本体接続コード以外、巻取り式の長さ 20m接続コード
 - ウ 収納庫 ポンプ本体、ホース、電気コードを整理して格納できる収納庫を場内の通路並びに作業に支障がない箇所に設置する。
- (5) 特記事項
 - ア 場内における非常の出水等の排水を目的に設けること。
 - イ ホース及び電気コードは巻取り式（使用しない場合）とし、使用時容易に脱着可能とすること。

2. 1 1. 6 掃除用煤吹装置

- (1) 形式 【 】
- (2) 数量 【 】
- (3) 主要項目
 - ア 使用流体 【空気】
 - イ 常用圧力 【 】 kPa

- ウ チューブ材質 【 】
- エ 配管箇所 【 】箇所
- (4) 付属品 【チューブ、ホース】
- (5) 特記事項
 - ア 場内の清掃に使用する目的で設けること。

2. 11. 7 可搬式掃除機

- (1) 形式 業務用クリーナ
- (2) 数量 【 】台
- (3) 主要項目（1台につき）
 - ア 風量 【 】m³/min
 - イ 集じん器 【 】
 - ウ その他付属品 1式
- (4) 特記事項
 - ア 場内の床清掃に使用する目的で設けること。

2. 11. 8 予備品・消耗品

予備品、消耗品として必要なものを納入すること。

2. 11. 9 施設パンフレット

本組合と協議の上、一般向け及び小学生（小学4年生対象）向けパンフレットを作成すること。内容は、本施設の概要説明とする。また、加工可能な電子データを納品すること。

- (1) 形式
 - 一般向け：カラー印刷、A4版、8ページ程度（英語併記）
 - 小学生向け：カラー印刷、A4版、8ページ程度（英語併記）
- (2) 部数
 - 一般向け：5,000部
 - 小学生向け：5,000部

2. 11. 10 説明用映像ビデオ

本組合と協議の上、一般向け及び小学生（小学4年生対象）向けの説明用ビデオを作成すること。説明用ビデオの内容は、本施設の処理設備と工程を説明するものとして、10分～15分程度の長さで専門業者が作成したものとする。なお、上映は岩手中部クリーンセンター会議室内で実施するものとし、本施設内に上映スペースは設置しない。

- (1) 枚数
 - 一般向け：3枚
 - 小学生向け：3枚
- (2) メディア DVD

第3章 電気計装設備工事仕様

3. 1 電気設備

本施設内に高圧受変電設備を設置し、東北電力の配電線から本施設へ引き込むこと。工事範囲は、東北電力との取合点（責任分界点）以降の、本施設の運転に必要なすべての電気設備とする。

3. 1. 1 計画概要

- (1) 受変電設備については、十分な容量を有する適切な形式の設備とすること。場内第一柱からの引込は地中埋設を基本とすること。
- (2) 使用する電気設備機器は、関係法令、規格を遵守し、使用条件を十分満足するように合理的に設計・製作されたものとし、各系列・負荷・系統別に定期整備・保守点検ができるような設備構成とすること。更に、運転・保守管理の容易性、安全性及び耐久性に優れた設備とすること。なお、高調波対策については、資源エネルギー庁策定の「高調波抑制対策ガイドライン」に基づいて決めるものとする。
- (3) 負荷・系統別に定期整備が行えるものとし、毎年行う定期修理中における共通設備の全停電は、ごみの受入がない日で、かつ、1日程度で行えるようにすること。
- (4) 瞬時停電対策を施すとともに、施設内外に起因する停電等の事故に対応し安全に本施設を停止するのに必要な設備とすること。
- (5) 雷サージ対策を講じること。
- (6) 各機器は特殊なものを除いて、形式、定格等は統一し、メーカーについても極力統一を図ること。
- (7) 設置される盤については、塵埃、水気あるいは湿気、ガス、高温等の悪環境下でも長年にわたり問題が生じないように、配置、構造等について十分留意すること。

3. 1. 2 電気方式

本設備は、以下の事項を満たすものとする。

- (1) 受電電圧 交流3相3線式 6.6kV、50Hz
- (2) 配電種別 常用線
- (3) 配電方式及び電圧

ア 高圧配電	交流3相3線式 6.6kV
イ プラント動力	交流3相3線式 420V
ウ 建築動力	交流3相3線式 420V、交流3相3線式 210V
エ 保安用動力	交流3相3線式 210V
オ 照明、計装	交流単相3線式 210/105V、交流単相2線式 100V
カ 操作回路	交流単相2線式 100V、直流 100V
キ 直流電源装置	直流 100V
ク 電子計算機電源	交流単相2線式 100V
- (4) 特記事項
 - ア 使用する電気装置、機器は、関係法令、規格を遵守し、使用条件を十分満足するように、合理的にかつ安全面を考慮して設計、製作されたものとする。
 - イ 施設で使用する全電力に対して、十分な容量を有する適切な形式の電気設備とすること。
 - ウ 受変電・配電設備は、機器の事故等により電力供給が極力停止しないシステムとすること。
 - エ 変圧器等、施設が長期にわたって運転不能となる機器の事故が考えられる場合には、

適切な対策を講じること。

オ 変圧器は、トップランナー基準とすること。

カ 高圧変圧器二次側低圧幹線は、原則としてバスダクト方式とすること。

キ 配電盤・電気機器のメンテナンスのため、十分なメンテナンススペースを設けること。

ク 配電盤の扉を開けたとき、充電部に触れる危険性があるところには、透明な保護カバーを設置すること。また、外線・盤間端子台にもカバーを設置すること。

3. 1. 3 高圧受配変電設備

本設備は、高圧引込盤、高圧配電盤等で構成され、受変電室に設置するものとし、以下の事項を満たすものとする。各盤の扉は十分な強度を有するとともに、盤内機器から発生する熱の放散を十分考慮した設計とすること。

(1) 高圧引込盤

ア 形式	鋼板製垂直自立閉鎖形 (盤の構造は「3. 1. 9 盤の構造」に準ずる)
イ 数量	各1式
ウ 主要機器	
(ア) 真空遮断器	1式
(イ) 計器用変圧器	1式
(ウ) 計器用変流器	1式
(エ) 保護継電器類、電圧計、電流計等必要な計器	1式

(2) 高圧配電盤

ア 形式	鋼板製垂直自立閉鎖形 (盤の構造は「3. 1. 9 盤の構造」に準ずる)
イ 数量	1式
ウ 主要機器	
(ア) 真空遮断器	1式
(イ) 計器用変圧器	1式
(ウ) 計器用変流器	1式
(エ) 保護継電器類、電圧計、電流計等必要な計器	1式
エ 盤構成	
(ア) プラント動力盤	1式
(イ) 建築動力盤	1式
(ウ) 進相コンデンサ盤	1式
(エ) その他必要な盤	1式

オ 特記事項

(ア) 真空遮断器の遮断電流、遮断容量は、仕様条件に応じた最適な値とすること。

(イ) 配電回線は、過電流、短絡、地絡保護を行うこと。

(ウ) 配電盤は、作業性、保守管理の容易性、能率性、安全性を考慮し、盤の面数、配置、大きさ、構造等は施設の規模に適合したものとする。

(3) 進相コンデンサ盤

ア 形式	乾式型
イ 数量	1式
ウ 主要項目	
(ア) 使用電圧	6.6kV、50Hz
エ 主要機器	

(ア) 開閉器	1 式
(イ) 放電抵抗	1 式
(ウ) 直列リアクトル	1 式
(エ) 進相コンデンサ	1 式
(オ) その他	1 式

オ 特記事項

- (ア) 自動力率調整装置を設けること。
- (イ) 大容量機器には個別に進相コンデンサを設けること。
- (ウ) 容器の変形等、異常を早期に発見できること。
- (エ) 必要に応じて複数の異なる容量のバンクに分割し、最適な力率を維持できる構造とすること。

(4) 変圧器盤

ア 形式	鋼板製垂直自立閉鎖形 (盤の構造は「3. 1. 9 盤の構造」に準ずる)
イ 数量	1 式
ウ 主要機器	
(ア) 変圧器	1 式
(イ) 付属品	1 式
エ 盤(負荷)構成	
(ア) プラント動力用変圧器	
① 形式	モールド形
② 数量	1 式
(イ) 建築動力用変圧器	
① 形式	モールド形
② 数量	1 式
(ウ) 電灯用変圧器	
① 形式	モールド形
② 数量	1 式
(エ) その他必要な変圧器	
① 形式	モールド形
② 数量	1 式

3. 1. 4 低圧配電設備

低圧動力盤(プラント・建築)、照明主幹盤で構成し、電気室に設置するものとし、以下の事項を満たすものとする。容量の大きい配線用遮断器には、ハンドルの操作力軽減のための補助アダプタを用意すること。

(1) 低圧動力盤(プラント・建築)

ア 形式	鋼板製屋内自立閉鎖形 (盤の構造は「3. 1. 9 盤の構造」に準ずる)
イ 数量	1 式
ウ 主要項目	
(ア) 使用電圧	420V、210V/105V
エ 主要機器	
(ア) 配線用遮断器(MCCB)	1 式
(イ) 表示灯(LED)	1 式

(ウ) 地絡保護装置	1 式
(エ) 零相変流器	1 式
(オ) その他必要なもの	1 式

オ 特記事項

- (ア) 省エネルギー管理の観点から、最新機器を採用して計画すること。
- (イ) 統括(一元)管理・機能分散制御方式を基本に置いて計画すること。
- (ウ) 地絡事故を他負荷又はフィーダに波及させないこと。
- (エ) 漏電による遮断は原則末端で行うこと。

(2) 照明主幹盤

ア 形式	鋼板製屋内自立閉鎖形 (盤の構造は「3. 1. 9 盤の構造」に準ずる)
イ 数量	1 式
ウ 主要項目	
(ア) 使用電圧	210V、105V
エ 主要機器	
(ア) 配線用遮断器(MCCB)	1 式
(イ) 補助変圧器(乾式モールド)	1 式
(ウ) 表示灯(LED)	1 式
(エ) 地絡保護装置	1 式
(オ) 零相変流器	1 式
(カ) その他必要なもの	1 式

オ 特記事項

- (ア) 省エネルギー管理の観点から、最新機器を採用して計画すること。
- (イ) 統括(一元)管理・機能分散制御方式を基本に置いて計画すること。
- (ウ) 地絡事故を他負荷又はフィーダに波及させないこと。
- (エ) 漏電による遮断は原則末端で行うこと。

3. 1. 5 動力配電設備

本設備は、制御盤、監視盤、操作盤等から構成し、運転、監視及び制御が確実にできるものとする。遠隔操作方式を原則とするが、現場にて単独操作もできる方式とすること。

(1) 一般事項

- ア 各装置、機器の運転及び制御が容易にかつ効率的に行う事ができるもので、操作、監視は遠隔制御監視方式とし、中央操作室にて集中監視制御ができ、また現場において装置、機器の試験運転等のために単独操作が行えるものとし、この場合現場操作盤に操作場所の切換スイッチを設けること。
- イ 現場に設置される盤について、特に PLC 等の電子装置が収納される盤については、塵埃、水気あるいは湿気、ガス、高温等の劣悪な環境下でも長年にわたり問題が生じないように、配置、構造等について十分留意すること。
- ウ 各機器フィーダ(末端のフィーダ)の ELCB 又は MCCB は、そのフィーダに短絡事故が発生したとき、上位の ELCB 又は MCCB に頼ることなく自身で短絡電流を遮断(全容量遮断)できるように設計すること。
- エ 落雷等による系統の瞬時停電時(1秒程度以下)、施設が運転継続するのに必要な機器は電圧復帰後運転を再開できること。
- オ インバータを使用する場合は高調波対策を施すこと。
- カ 保守用電源として動力と電灯の電源を必要箇所に設けること。

キ 内線規程に準じて力率調整は極力低圧負荷で行うこと。

(2) 低圧動力制御盤

ア 形式 鋼板製屋内自立閉鎖形
(盤の構造は「3. 1. 9 盤の構造」に準ずる)

イ 数量 1 式

ウ 主要機器 (収納機器 1 ユニットにつき)

(ア) 配線用遮断器 (トリップ警報接点付) 1 式

(イ) 電磁接触器 (モータ負荷の場合) 1 式

(ウ) サーマルリレー (モータ負荷の場合) 1 式

(エ) 補助継電器 (必要なユニット) 1 式

(オ) 運転、警報表示灯 (モータ負荷の場合) 1 式

(カ) その他必要なもの 1 式

エ 特記事項

(ア) 保安動力、その他動力ごとに適切なブロックに分けること。

(イ) 盤面には、表示灯等を取り付けること。

(ウ) 瞬停時に継続運転が必要な機器は、継続運転が対応可能な機能を有すること。

(3) 現場制御盤

ア 形式 鋼板製屋内自立閉鎖形
(盤の構造は「3. 1. 9 盤の構造」に準ずる)

イ 数量 1 式

ウ 主要項目

(ア) 使用箇所 高速回転式破砕機制御盤、破砕物用選別機制御盤、その他必要な制御盤

(4) 現場操作盤

ア 形式 鋼板製閉鎖式壁掛又はポスト型

イ 数量 1 式

ウ 主要機器

(ア) 電流計 (広角、赤針付) 1 式

(イ) 操作スイッチ 1 式

(ウ) 運転表示灯 1 式

(エ) その他必要なもの 1 式

エ 特記事項

(ア) 操作盤は各機器の機側にて、発停操作が行えるとともに、保守点検時に使用するもので、インターロック機構を設けること。

(イ) 現場操作盤にて現場優先操作から中央優先操作へ切り換え時でも運転が継続する制御回路とすること。

(ウ) 電流計は、過負荷監視機器及び現場にて作動状況が確認できない機器に設置すること。

(エ) 停止スイッチは必要に応じてオフロック付とすること。

(オ) 現場操作に適するように各装置、機器の近くに個別又は集合して設けること。

(5) 電動機

ア 形式 全閉外扇三相誘導電動機を原則とする。

イ 数量 1 式

ウ 主要項目

(ア) 定格電圧 420V、210V

- (イ) 絶縁種別 E又はF種
- (ウ) 適用規格 原則、JIS規格又はJEM規格によること。

エ 特記事項

- (ア) 原則としてトッランナーモータ (IE3) を採用すること。
- (イ) 電動機は、汎用性、経済性、施工の容易性、ケーブルの電圧降下等を考慮して選定すること。
- (ウ) 始動時のトリップ容量を検討すること。
- (エ) インバータは、各種流量制御等を効率良く行うことが要求される場合に使用すること。
- (オ) 高圧電動機を使用する場合は、電動機指定の起動頻度を超えないよう制御すること。

3. 1. 6 無停電電源装置

- (1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形
(盤の構造は「3. 1. 9 盤の構造」に準ずる)
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - ア 容量 必要負荷の30分間以上
 - イ 蓄電池 シール型焼結式アルカリ蓄電池又は長寿命型陰極吸収式鉛蓄電池
 - ウ 充電装置 1式
- (4) 主要機器
 - ア 充電器 1式
 - イ 蓄電池 1式
 - ウ インバータ 1式
 - エ 自動無瞬断切替装置 1式
 - オ その他必要なもの 1式
- (5) 特記事項
 - ア 負荷の種類は以下のとおり。
 - (ア) 計量機
 - (イ) シーケンス制御回路
 - (ウ) 中央操作表示灯
 - (エ) 電気室表示灯
 - (オ) その他必要な負荷
 - イ 電力を供給する負荷の特性、容量、用途、周辺環境条件等を検討し、機器の性能等を選定すること。
 - ウ 負荷回路は、各系統別に分けること。
 - エ 装置は点検時には、安全に点検できるよう考慮すること。(別系統から電源供給等)
 - オ 直流電源装置との一体構成を可とする。
 - カ 原則として1台で集中管理する構成とするが、維持管理等で分散設置の優位性が明らかかな箇所については、受注後の協議による。

3. 1. 7 直流電源設備

- (1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖形
(盤の構造は「3. 1. 9 盤の構造」に準ずる)

- (2) 屋外設置の場合は SUS 製とすること。
- (3) デスク形及び垂直自立形盤は、原則として前面・裏面共丁番式扉付きとすること。
- (4) 表示ランプ、照光式スイッチ、アナンシェーター等の光源は LED とすること。
- (5) 扉を鍵付とする場合は、キーNO は協議後決定とする。
- (6) 塗装方法は、メラミン焼付塗装又は粉体塗装（いずれも半艶）とし、盤内外面とも指定色とすること。（プラント及び建築設備関係も統一すること。）
- (7) 設置する環境に応じた仕様とすること。（粉じん、防水等）
- (8) 塗装膜厚は外面 60 μm 以上、内面 40 μm 以上とすること。
- (9) 自立盤は立ったまま操作可能な扉ロックを設けること。

3. 1. 10 補修用電源

補修用電源として、補修用電源盤を必要箇所に補修用アーク溶接機用として設置すること。また、電動工具用電源を必要箇所に設けること。

3. 1. 11 電気配線工事

電気配線工事にあつては、電力供給の信頼性、安全性、省エネルギー、省力化、経済性やリサイクルの観点からエコ電線・エコケーブル、配線器具等の機器材料の新製品、新配線工法、配線工事用工具等を検討すること。

- (1) 配線、配管、配線棚、器具類、盤類及び施工については、関係規格に適合するとともに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準図（電気設備工事編）」に準拠すること。
- (2) 高圧・低圧幹線・動力各回路のケーブルサイズ算定計算書を提出すること。
- (3) 配線ダクト・ケーブルラックの断面サイズ算定計算書を提出すること。
- (4) 幹線の配管・配線・盤類は、可能な限り EPS(配線室)内に設置できるように建築と整合をとって計画すること。
- (5) 防火区画貫通処理に当たっては(財)日本建築センター(BCJ)の性能評定を受けた工法で実施すること。
- (6) 接地工事は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び解釈を遵守して施工すること。また、誘導雷により電位差が生じない処置を計画すること。
- (7) 電線太さは電圧降下等を検討して決定すること。
- (8) 油の漏えいの可能性がある所等、危険と判断される場合の電気配線の措置は、関係法令に規定された防爆構造とすること。

3. 2 計装設備

本設備は、プラント設備の運転操作、監視、制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント設備の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うことを目的としたものである。

3. 2. 1 計画概要

- (1) 運転制御は、オペレーションコンソールと液晶モニターを用いた集中監視操作とすること。
- (2) 本施設内（計量棟含む）に光ファイバ等を用いたデータウェイ（構内 LAN）を敷設し、本施設の運転・制御・監視に係る全ての情報（計量関係データ及び監視用モニタ画像を含む）をこれに接続すること。
- (3) 中央操作室には、計量棟の計量システムと接続した専用端末を設け、計量データを把握・編集可能とすること。

- (4) 計量データを含め、岩手中部クリーンセンター内の本組合事務室に情報を送信できる設備を、当該合事務室側の機器を含め設けること。
- (5) 計装関係で使用する計器、機器類は、互換性及び信頼性等に配慮し、特殊なものを除き、統一的に使用すること。
- (6) 操作、保守及び管理の容易性と省力化を考慮した設備とすること。
- (7) 事故防止及び事故の波及防止を考慮した設備とすること。
- (8) 設備の増設、更新等、将来的な対応を考慮した設備とすること。
- (9) サーバやクライアント PC がダウンした場合でも、処理が引き継げるシステムとし、また、データのバックアップシステムを設けること。
- (10) データ通信、記憶媒体の二重化（制御 LAN インターフェース、シリアル I/O 通信部等の二重化は基本とする）、データバスの二重化を図ること。
- (11) 中央操作室での警報表示は一括表示ではなく、詳細内容を表示し、維持管理性の向上を図ること。
- (12) 使用するセンサー類は、信頼性が高く精度のよいものを選定すること。
- (13) 主要な機器の運転監視制御は、原則として中央操作室に中央監視操作盤を設け全ての機器の操作制御が行えるよう計画すること。また、必要に応じて現場操作盤による操作とすること。

3. 2. 2 計装制御計画

計装制御計画は以下のとおりとする。

(1) 計装・制御方針

ア 制御系

- (ア) 処理系列の各設備、装置、機器の起動動作は、下流の装置、機器から順次起動するシステムとすること。また、各電動機は、通常下流側からのみ順次起動できるようインターロック回路を組む。また、下流側機器の過負荷時には、自動的に停止、速度調整が可能とすること。
- (イ) 運転中にある機械が異常のため停止した場合、同一系列の上流側設備の運転を一斉停止させると共に、中央操作室と現場の警報を発報すること。
- (ウ) 本施設の一連の流れ作業を構成する設備、装置、機器のうち、いずれかの機器が停止した場合には、対象機器の上流側の機器は自動的に停止するシステムとすること。
- (エ) 破碎機の過負荷防止等のため、ごみの供給量の制御を可能とすること。
- (オ) 装置の発停は手動介入により行う。ただし、その発停が手動介入では不具合や危険を生じさせる場合は、自動発停とすること。
- (カ) 中央監視操作装置は、中央操作室、電気関係諸室、現場等に分散して配置すること。ただし、粉じん、高温、多湿等の影響を受ける場所に配置する場合には、中央監視操作装置（盤を含む）に保護策を講じること。
- (キ) 中央監視操作装置を配置する場合、メンテナンス用スペースと照明を設けること。
- (ク) 使用するセンサー類は、運転期間が長期に渡ることを考慮し、点検頻度や耐用年数を考慮した箇所に設置すること。
- (ケ) 安全対策として、温度検知、炎検知、ガス検知器等を単独又は複合的に計画すること。
- (コ) 爆発が発生した場合は瞬時にそれを検知できるよう、高速回転式破碎機本体又は爆発放散用ダクトに、爆発検知器を設けること。

イ 手動介入

- (ア) 通常時においては、装置の発停は中央操作室から行うこと。また、その設定値の変更等も中央操作室から可能とすること。
 - (イ) 装置の発停は現場においても行うこと。現場には発停用のスイッチ、切換スイッチ等を現場制御盤や現場操作盤に設けること。
 - (ウ) 単独で配置された電動機には機側に現場制御操作盤を設け、ここから発停を可能とすること。
 - (エ) 破砕機、コンベヤ等の機側には、緊急停止装置を設けること。特に機側での日常作業が必要な装置には、作業場所付近に緊急停止装置(コンベヤの引綱スイッチ等)を設ける。緊急停止した場合は、対象装置だけでなく、関連性や安全面を考慮して停止が必要と考えられる全ての装置を一括して停止すること。
- (2) 一般項目
- ア 一部の周辺機器の故障及びオペレータの誤操作に対しても、システム全体が停止することがないように、フェイルセーフ、フェイルソフト、フールプルーフ等を考慮したハードウェア、ソフトウェアを設けること。
 - イ 環境対策を十分考慮の上、ごみ処理プロセスに適したシステム構成とし、停電、電圧の変動及びノイズ等に対して十分な保護対策を講じること。
 - ウ 感震器を設置し、原則として 250 ガル以上の加速度を感知した場合には、ごみ処理を自動的に停止できるシステムを組み込むこと。
 - エ 緊急地震速報を利用した早期警戒システムを構築し、緊急停止システムを計画すること。
- (3) 監視項目
- ア 煙検知、温度検知、炎検知、ガス検知、火災検知の表示、監視
 - イ レベル、温度、圧力等プロセスデータの表示、監視
 - ウ 主要機器の運転状態の表示
 - エ 受変電設備運転状態の表示、監視
 - オ 電力デマンド監視
 - カ 各種電動機電流値の監視
 - キ 機器及び制御系統の異常の監視
 - ク その他運転に必要なもの
- (4) 自動制御機能
- ア 動力機器制御
 - 回転数制御、発停制御、交互運転、その他
 - イ 給排水関係運転制御
 - 水槽等のレベル制御、排水処理装置制御、その他
 - ウ 車両管制制御
 - 車両待機の指示、その他
 - エ 建築設備関係運転制御
 - 発停制御、その他
 - オ その他必要なもの
 - 施設機能の発揮及び運転に必要な自動運転制御装置を設けること。
- (5) データ処理機能
- ア 搬入データ
 - イ 搬出データ
 - ウ 受電、電力管理データ
 - エ 各種プロセスデータ

- オ ユーティリティ使用量等のデータ
- カ 各機器の稼働状況のデータ
- キ アラーム発生記録
- ク その他必要なデータ

(6) 計装リスト

計装リストを作成すること。

3. 2. 3 計装機器

(1) 一般計装センサー

以下の計装機器を必要な箇所に、適切な形式、測定レンジ幅のものを設けること。

- ア 重量センサー等
- イ 煙検知、温度検知、炎検知、ガス検知、火災検知等
- ウ 電流、電圧、電力、電力量、力率等
- エ 水槽レベル等
- オ 温度、圧力センサー等
- カ 流量計、流速計等
- キ 開度計、回転数計等
- ク 感震器
- ケ その他必要なもの

(2) ITV 装置

- ア 運転上必要かつ十分なカメラ及びモニタを設置すること。設置場所は「表 2-1 6 ～ 表 2-1 7 カメラ設置場所」、「表 2-1 8 ～表 2-2 0 モニタ設置場所」を参考とし、同程度もしくはそれ以上の仕様・箇所に設置すること。詳細は協議の上決定する。
- イ 計量の待ち台数を確認できるカメラ、門扉の監視カメラ等も併せて設けること。
- ウ 屋外に設置するカメラには、積雪及び内部結露防止対策を講じること。
- エ モニタに表示する文字は漢字対応とすること。
- オ デジタルカメラシステムの採用等、最新の機器を導入すること。

表 2-1 6 カメラ設置場所（工場棟）

記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考
a	プラットホーム	1 式	カラー	電動ズーム	防じん	回転雲台、録画機能
b	各受入ヤード	1 式	カラー	電動ズーム	防じん	回転雲台、録画機能
c	各受入ホッパ	1 式	カラー	電動ズーム	防じん	回転雲台
d	各破碎機入口（内部）	1 式	カラー	標準	防じん	録画機能
e	各破碎機出口	1 式	カラー	標準	防じん	縦形高速回転式破碎機出口は必要に応じて
f	各搬送設備	1 式	カラー	標準	防じん	
g	磁力選別機	1 台	カラー	標準	防じん	
h	アルミ選別機	1 台	カラー	標準	防じん	
i	粒度選別機	1 台	カラー	標準	防じん	
j	貯留バンカ	1 式	カラー	標準	防じん	ライト
k	搬出設備室	1 式	カラー	電動ズーム	防じん	回転雲台
l	玄関	1 式	カラー	電動ズーム	防水	ワイパー
m	その他必要な箇所	1 式	カラー			設置場所による

表 2-17 カメラ設置場所（計量棟・屋外）

記号	設置場所	台数	種別	レンズ形式	ケース	備考
(i)	計量機（入口）	1式	カラー	電動ズーム	防水	回転雲台、ワイパー
(ii)	計量機（出口）	1式	カラー	電動ズーム	防水	回転雲台、ワイパー
(iii)	門扉（入口）	1台	カラー	電動ズーム	防水	ワイパー
(iv)	門扉（入口）～計量棟 付近	1式	カラー	電動ズーム	防水	ワイパー
(v)	構内道路	1式	カラー	電動ズーム	防水	回転雲台、ワイパー
(vi)	事業用地境界	1式	カラー	電動ズーム	防水	回転雲台、ワイパー
(vii)	その他必要な場所	1式	カラー			設置場所による

表 2-18 モニタ設置場所（工場棟）

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
中央操作室	1台	カラー	分割表示型 50インチ以上	a～m (i)～(vii)	切替式、4分割表示可
	【 】台	カラー	20インチ以上	a～m (i)～(vii)	4画面以上
事務室（SPC）	1台	カラー	【 】インチ以上	a～m (i)～(vii)	切替式、4分割表示可 能とする
見学者ルート	1台	カラー	50インチ以上	a～k, m (i)～(vii)	切替式、4分割表示可 能とする

※ズーム及び回転雲台の操作は中央操作室及び本組合事務室から行えるよう計画すること。

表 2-19 モニタ設置場所（計量棟）

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
計量棟	1式	カラー	【 】インチ	a, k (i)～(iv)	

表 2-20 モニタ設置場所（岩手中部クリーンセンター）

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
岩手中部クリーン センター内事務室 （本組合）	1台	カラー	分割表示型 50インチ以上	a～m (i)～(vii)	切替式、4分割表示可

3. 2. 4 中央監視操作装置

(1) 中央監視盤

プラント監視用モニタを設置すること。モニタは必要かつ十分な台数とし、画面切替、分割表示が可能なものとする。また、必要に応じて、プラントの警報表示灯、各種記録計等を設置すること。なお、見学の主要な箇所であるため、見学者に対応した設備としても配慮すること。

(2) オペレータコンソール（機械設備、電気設備）

形式は、提案によるものとする。プラント運転・監視用に複数台を設置し、不具合発生時でも運転・監視ができる冗長構成とすること。

(3) 建築設備関係運転制御装置

建築設備機器の発停制御その他を建築総合監視制御盤で集中的に行うこと。

3. 2. 5 データ処理装置

(1) データログ

ア 冗長化により、プライマリーがダウンした場合でも、継続運用ができる信頼性の高い構成とすること。

イ 記憶装置（ハードディスクドライブ等）への記録は2台平行して行い装置の故障によるデータの損失、破損、焼失等がないようにすること。

ウ 運転管理に必要な出力装置を設けること。形式、数量は提案によるものとする。

(2) 汎用プリンタ

3. 2. 6 ローカル制御装置

(1) ごみ計量機データ処理装置

ア 計量機台数分の計量が同時、並行に行える仕様とすること。

イ 冗長化により、プライマリーがダウンした場合でも、継続運用ができる信頼性の高い構成とすること。

ウ 自動計量システムのソフトウェアは、広範に使用されている OS 上で起動すること。

エ 手動計量、データの修正、検索機能を有すること。

オ 本計量機によるデータは、中央操作室に設置するデータ処理装置に連結し、車両、ごみ種別に日報、月報、年報が作成できること。

カ 伝票の表記方法は、本組合と協議すること。

キ その他の仕様は、「2. 2. 1 ごみ計量機」に準じる。

3. 2. 7 その他制御装置

その他の施設機能の発揮及び運転に必要な自動運転制御装置を設けること。

第4章 土木建築工事仕様

4. 1 計画基本事項

4. 1. 1 計画概要

(1) 工事範囲

本施設の工事範囲は、下記工事1式とする。

- ア 工場棟建設工事
- イ 計量棟建設工事
- ウ 駐車場整備工事
- エ 構内道路整備工事
- オ 門、囲障設置工事
- カ 構内照明設置工事
- キ 構内排水設備設置工事
- ク 植栽、芝張整備工事
- ケ その他関連するもの

(2) 測量及び地質調査（必要に応じて）

- ア 事業用地及びその周辺を工事前に測量すること。
- イ 地質に関する資料は、本組合が提示するもののほか、事業者が必要と判断する場合は、建設事業者において調査を行うこと。

(3) 掘削工事

地下掘削に伴う仮設工事においては「国土交通省大臣官房技術調査室監修土木工事安全施工技術指針（第8章基礎工事）」に従い、調査を実施すること。

掘削工事着工に先立ち、地下水の圧力等の検討（透水試験及び観測井の調査等）を十分にを行い、工事の進捗状況に支障を来さないよう考慮すること。また、掘削に伴う残土は建設事業者による自由処分とする。

4. 2 建築工事

4. 2. 1 計画概要

- (1) 本施設を構成する各建物の規模は、必要な設備を収納しメンテナンスを行うためのスペースを効率的に配置して決定すること。
- (2) 本施設は居室を中心として、十分な断熱を行う、空調設備は運転効率の高いインバータ運転を行う、熱損失を抑制し空調負荷を軽減する換気機器を使用する、空調機の冷暖房効果を高める設備（全熱交換器）を設置する等、省エネ対策を行うこと。
- (3) 照明は、人員配置や業務内容から必要にして十分な照度を設定するが、トップライトによる自然光を利用する、人感センサー型の照明にする、自然エネルギー（太陽光、風力等）を利用した照明にする等、設備の省エネ対策を行い、二酸化炭素の排出抑制に貢献すること。
- (4) 機種、機能、目的の類似した機器は、専用室へ集約した配置とし、点検整備作業の効率化、緊急時への迅速な対処ができるように設けること。
- (5) 主要な専用室については室名札を設けること。
- (6) 地震・風水害等の大規模災害による被害に対し、費用対効果を踏まえつつ、構造的かつ機能的に強固な施設とすること。
- (7) 作業員の日常作業の安全性、快適性に配慮し、機能的なレイアウトや必要設備を確保すること。特に、工場棟内は清掃がしやすいように配慮すること。
- (8) 建築階高とプラント機械歩廊階高は、可能な限り一致させるとともに、建築床からプラント機械歩廊へ水平移動可能となるよう配慮すること。

- (9) 地球環境問題への対応として、各種リサイクル法、省エネ法等を考慮し、計画・設計を行うこと。
- (10) 騒音・振動・悪臭等、周辺環境への悪影響を及ぼす要因をできるだけ防止するとともに、レイアウトにも配慮すること。
- (11) 地下部の外面（土と接する部分）には、塗膜防水などの浸水対策を計画すること。
- (12) 特定化学物質障害予防規則に該当する薬品等を取り扱う室には出入り口を2箇所以上設けること。また、適切な標識を設けること。
- (13) 関係者以外が立ち入ることが危険な場所や、作業者に危険性を喚起する必要がある場所は、安全対策を行った上で標識設置（危険標識、安全標識等）を行うこと。
- (14) 見学者の来場を見込み、啓発設備や見学者スペースを確保すること。
- (15) 児童、高齢者及び障がい者を含む見学者の対応として以下の対策を行うこと。また、管理諸室へ見学者スペースは高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に準拠すること。その他、岩手県ひとにやさしいまちづくり条例に従って計画するとともに、本条例の目的を十分に踏まえた上で整備基準に適合させること。
- ア 見学者動線及び説明用スペースは、小学生の視点や多人数の見学にも配慮し広くすること。
- イ 設備の全体が見学できるように、点検歩廊を見学者通路からの視界を妨げない位置に設置するなど、機械設備や歩廊の配置や形状に配慮すること。
- ウ 見学窓は、可能な限り大面積とし、手すりを設置するなど寄りかかりに配慮すること。また、使用するガラスは耐衝撃性を有し、万が一破損した場合、破片が飛散しない材料とすること。
- エ 見学者動線には、適切な箇所に平面、断面図などを用いた順路や位置を明示した案内板を設けることとし、統一したイメージのデザインとすること。
- オ 通常の維持管理作業動線を考慮し、見学者通路の臭気、騒音、振動対策を行うこと。
- カ 見学はグループ分けで見学が行えるように、ルート、周回、案内設備などに配慮すること。
- キ 採光、日照を十分考慮し、明るく清潔感があるものとする。
- ク 予定する見学者は、「表2-21 施設見学者」に示すとおりとする。ただし、本施設内の見学については、班割を行うことで見学時間を分けることを前提とし、最大40人が同時に見学を行うことを条件として計画すること。なお、岩手中部クリーンセンターとの連携に係る詳細については本組合との協議すること。

表2-21 施設見学者

項目	内容
団体数	小学生最大3クラス、110名程度
来場方法	バス、自家用車、タクシー、自転車
見学日時	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
引率の有無	案内あり

4. 2. 2 全体平面計画

- (1) 明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、安全快適な室内環境、部位に応じた耐久性などに留意し、各部のバランスを保った合理的な計画とすること。

- (2) 一般の建築物と異なり、振動、騒音、粉じん、臭気などが発生する特殊な形態の大空間を形成するため、プラント機器の配置計画、構造計画並びに設備計画は、適切な係を保ち、総合的にバランスのとれた計画とすること。
- (3) 主要機器、装置はすべて屋内配置として、点検、整備、補修のためのスペースを十分確保するとともに、諸室配置と動線は作業の効率化及び緊急時の迅速な対応が可能な計画とすること。
- (4) 作業員が使用する居室・管理諸室は、工場棟内に設置すること。管理諸室をプラットホームなどの臭気区画や機械設備の部屋に隣接して配置する場合は、構造と設備の両面から防臭対策、騒音対策、振動対策などを講ずること。
- (5) 作業動線と見学者動線は、できるだけ分離し、交錯しない計画とすること。やむを得ず共用、若しくは交錯する場合は、案内表示や施錠を行い、設備と運用の両面から安全性に配慮すること。
- (6) 本施設は寒冷地に設置するものであることから、十分な断熱を行うこと。
- (7) 本施設内の機器配置については作業員の日常作業（清掃や片付けを含む）の安全性、快適性に配慮したものとする。
- (8) 騒音・振動・悪臭など、周辺環境への悪影響を及ぼす要因をできるだけ防止するように配慮すること。
- (9) 関係者以外が立ち入ることが危険な場所や、作業員に危険性を喚起する必要がある場所は、安全対策を行った上で標識（危険標識、安全標識など）を設置すること。
- (10) 避難経路は二方向避難を原則とする。また、経路は単純明快な動線とし、安全な構造とすること。
- (11) 配置する居室は、「表 2-2 2 主要居室」を標準とする。なお、表中の床面積の数値は目安である。各室の備品については、運営事業者が管理事務、運転管理等に必要な備品類は運営事業者が調達し、見学者用の備品類、造り付けの家具・棚等については本施設の建設工事に含むものとする。

表 2-22 主要居室

No.	諸 室	床面積 (m ²)
1	プラットホーム	*
2	受入ヤード	*
3	投入前ヤード	*
4	受入ホッパ室	*
5	破砕機室	*
6	選別設備室	*
7	搬出設備室	*
8	空気圧縮機室・油圧装置室・排風機室・建築設備室など	*
9	電気室	*
10	排水設備室	*
11	工作室	*
12	前室（臭気、粉じんのある部屋に付設）	*
13	作業員控室兼プラットホーム監視室（トイレ含む）	*
14	中央操作室	*
15	【事務室（SPC用）】	*
16	【会議室（SPC用）】	*
17	【休憩室（SPC用・男女別）】	*
18	【食堂兼ミーティングルーム（SPC用）】	*
19	【更衣室（SPC用・男女別）】	*
20	【洗濯・乾燥機室（SPC用）】	*
21	【浴室・脱衣室（SPC用・男女別）】	*
22	【倉庫（SPC用）】	*
23	【書庫（SPC用）】	*
24	【廊下・階段（SPC用）】	*
25	【エレベータ室（SPC用）】	*
26	【トイレ・洗面所（SPC用）】	*
27	玄関（風除室）・ホール（SPC用・見学用）	*
28	見学者通路・見学溜まり・傾斜路・階段（見学用）	*
29	エレベータ室（見学用）	*
30	トイレ・洗面所（見学用）	*
31	トイレ・洗面所（外部用）	*
32	その他必要な室 （室毎に記入のこと）	*
		建築面積 *
		延床面積 *

4. 2. 3 工場棟管理諸室計画

(1) 作業員控室兼プラットホーム監視室

ア 各種受入ヤード及びプラットホームで従事する作業員が一時的に休憩するための控室として計画すること。

イ 室内よりプラットホームの監視ができるものとする。

ウ トイレを設けること。（外部用トイレと近接している場合は併用も可とする。）

エ 近傍に長靴などの洗い場を設けること。

(2) 中央操作室

ア 施設全体を統括管理するのに相応しい位置とすること。

イ フリーアクセスフロアとすること。

ウ 見学ルート上の主要箇所とすること。

エ 打合せテーブル、書棚等を置く広さを確保すること。

オ 各種データ集計用の電子演算装置を置く広さを確保すること。

(3) 【事務室（SPC用）】

ア 作業員のうち運営管理職員や事務員が事務作業を行う場所として計画すること。

イ 運営事業者が本施設の運営・維持管理業を行うにあたり、設置是非も含めて必要な仕様として提案すること。なお、以降、第2編 4. 2. 3 (15) までの「(SPC 用)」と表記のある場合ものは同様とするが、設置しない場合において見学者用の常用や外部に設置することは不可とする。

(4) 【会議室 (SPC 用)】

ア 施設関係者が会議をする場所として計画すること。

(5) 【休憩室 (SPC 用)】

ア 作業員が休憩する場所として計画すること。

イ 男女別室として計画すること。

(6) 【食堂 (兼ミーティングルーム) (SPC 用)】

ア 作業員の食事、ミーティングの場所として計画すること。

イ 給湯室を設けること。

(7) 【更衣室 (SPC 用)】

ア 出退勤時に着替えをする場所として計画すること。

イ 男女別室として計画すること。

(8) 【洗濯・乾燥機室 (SPC 用)】

ア 作業服の洗濯を目的に計画すること。

イ 更衣室や浴室・脱衣室と近接した配置とすること。

ウ 物干しスペースを計画すること。

(9) 【浴室・脱衣室 (SPC 用)】

ア 作業終了後に体を洗うために計画すること。

イ 更衣室と併設もしくは一体的な配置とすること。

ウ 浴室はシャワーのみでも可とする。

エ 男女別室として計画すること。

(10) 【倉庫 (SPC 用)】

ア 薬品、油、器具、備品などを保管するために計画すること。

イ 目的に応じた棚を計画すること。

(11) 【書庫 (SPC 用)】

ア 事務用品、備品、書類などを保管するために計画すること。

イ 目的に応じた棚を計画すること。

(12) 【廊下 (SPC 用)】

ア 作業員の管理通路として計画すること。

イ 有効幅員は【 】mm 以上を確保すること。

(13) 【階段 (SPC 用)】

ア 作業員の上下階の移動のために計画すること。

(14) 【エレベータ (SPC 用)】

ア 作業員の上下階の移動のために必要に応じて計画すること。

イ 備品などの輸送を兼ねる場合は人荷用とすること。

(15) 【トイレ・洗面所 (SPC 用)】

ア 作業員用とし、居室部に男子、女子、多目的を必要箇所に計画すること。

(16) 玄関・ホール (見学・SPC 兼用)

ア 見学者及びごみ搬入以外の目的の来場者の出入り口として計画すること。

イ 居室は上足とし下駄箱、滞留スペース、傘立てを設けること。なお、見学者用の下駄箱は長靴サイズまでは想定しない。

ウ 自動ドアを設置し、風除室を設けること。

- エ 駐車場と玄関に高低差がある場合は傾斜路を設けること。
- オ SPC 職員玄関を兼ねるものとし、SPC 職員用の下駄箱等を設けること。
- カ 近傍に長靴などの洗い場を設けること。

(17) 廊下（見学者用）

- ア 見学者が見学場所を移動するための通路として計画すること。
- イ 見学ルートの主通路は2,000 mm以上とすること。
- ウ 主要設備を見渡せるスペースを通路上の要所に配置すること。当該スペースには人溜まりが可能なスペースを確保すること。

(18) 傾斜路（見学者用）

- ア 階段に代わるもの、又は階段に併設するものとして必要により設けること。

(19) 階段室（見学者用）

- ア 見学者の上下階の移動のために計画すること。
- イ 有効幅は1,400mm以上とすること。

(20) エレベータ（見学者用）

- ア 障がい者の上下階の移動のために計画すること。
- イ 利便性、安全性に配慮した仕様とすること。

(21) トイレ・洗面所（見学者用）

- ア 男子用、女子用、多目的使用者用を必要箇所に計画すること。
- イ 原則として出入口扉は無しとする。
- ウ 多目的トイレの仕様は、岩手県ひとにやさしいまちづくり条例に準拠し、車いす移動に配慮した十分な入口幅や空間の確保、腰掛け便座、手すり、オストメイト、乳幼児ベッド等の配置、非常用の呼び出し装置、荷物台を設置すること。

(22) トイレ・洗面所（外部用）

- ア 搬入待機車両、外部作業車用に、建屋外又は建屋外部から利用できるトイレ（男女別）を設置すること。
- イ 独立して設置する場合は、建屋内部進入の是非、施錠の考え方等配慮すること。
- ウ 必要により、近傍に長靴などの洗い場を設けること。

4. 2. 4 工場棟機械諸室計画

(1) プラットホーム

- ア ごみの荷下ろし、破袋・選別・解体作業を行う各種受入ヤード、直接搬入ヤードなどにアプローチするための動線として計画すること。
- イ 面積は【 】m²程度（各種受入ヤードを除く）とすること。
- ウ 床仕上げは、耐摩耗、滑り止め仕上げを標準とする。
- エ 壁面はRC腰壁（高さ2.5m程度）を全周に設置すること。
- オ ごみ搬入車（直接搬入車を除く）の動線上や荷下ろし場所、高さの必要な重機が作業するために必要で十分な高さを確保すること。
- カ 発じんが想定される箇所の天井部分には集じんフードを設け環境集じんを行うこと。（換気機能と兼用）
- キ 臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。
- ク 進入、退出は一方通行で風通しを良くし、収集車両や許可搬入車両と直接搬入車両との動線分離、荷下ろし場所の分離に配慮すること。
- ケ 換気や涼風の取り込みを兼ねた採光窓を設置するとともに、必要に応じて冷暖房設備を設置すること。
- コ 床洗浄排水のための排水溝を設けること。

- サ 床面は排水のため 1.5～2.0%の床勾配をとること。
- シ パッカー車汚水タンク排水を行う箇所及び設備について配慮すること。

(2) 受入ヤード

- ア プラットホームに併設したコンクリートスラブ上に、不燃ごみ・不燃性大型ごみの荷下ろし、展開、破袋・選別、解体作業・一時貯留のための貯留・作業場所として計画すること。
- イ 不燃ごみ・不燃性大型ごみの全量の展開・破袋・選別・解体作業を行うため、受入ヤードは作業性、安全性を考慮して十分な広さを確保すること。
- ウ 換気や涼風の取り込みを兼ねた採光窓を設置するとともに、冷暖房設備を設置すること。
- エ 天井部分には集じんフードを設け環境集じんを行うこと。(換気機能と兼用)
- オ プラットホームと連続して存在するため、床仕上げ、腰壁高さや天井高さ、排水設備や水勾配はプラットホームと共通とすること。
- カ 直接搬入ヤードの作業場所は、収集車両や許可搬入車両の受入ヤードの動線と分離し、誘導線やバリケードなどを活用して安全性に十分配慮すること。

(3) 投入前ヤード

- ア 受入れヤードに併設又は近接したコンクリートスラブ上に受入ヤードで事前選別した処理対象物を一時貯留するための場所として計画すること。
- イ 受入ホッパへの投入を行うため、投入前ヤードは作業性、安全性を考慮して十分な広さを確保すること。
- ウ 天井部分には集じんフードを設け環境集じんを行うこと。(換気機能と兼用)
- エ プラットホームと連続して存在するため、床仕上げ、腰壁高さや天井高さ、排水設備や水勾配はプラットホームと共通とすること。

(4) 受入ホッパ室

- ア 受入れホッパを収納する部屋として計画すること。

(5) 破碎機室

- ア 不燃ごみ、不燃性大型ごみを処理する破碎機を収納する部屋として計画すること。
- イ 鉄筋コンクリート造の独立した部屋とすること。
- ウ 壁面には防音材や吸音材を施工し、騒音対策を施すこと。
- エ 大型機器搬入のための十分な開口面積を持つ、防音防爆仕様の扉を設けること。
- オ 作業員が点検するための扉には、作業員が室内に入った際(入っている際)に破碎機が停止するようリミットスイッチを設けること。
- カ 高速回転式破碎機の基礎は独立基礎とすること。
- キ 上部には、積雪を考慮した爆風口を設けること。
- ク 万が一爆発が生じた場合でも、破碎機室の外側(爆風口を除く)に爆風が漏れ、機器の破損や作業員へのけがに至らないように計画すること。
- ケ 万が一爆発が生じた場合、爆風口の蓋が飛散しないよう、カバー、チェーン等による対策を講じること。

(6) 選別設備室

- ア 各種の選別設備、搬送設備などが配置される部屋を総称して選別設備室と呼称する。
- イ 要所にマシンハッチを設ける等、点検、整備、補修などの利便性を確保すること。
- ウ 点検歩廊は原則として設備ごとに階高を統一することとし、保守点検時の機械荷重にも耐えうる構造とし、かつ機器の振動が伝播しないように配慮すること。
- エ 必要な場所に機械換気モニタを設置し、十分な換気を行うこと。
- オ 必要に応じてトップライトや窓を設け、作業環境に配慮すること。

カ 各機器、設備の周辺には点検、整備、補修のためのスペースを確保すること。

(7) 搬出設備室

ア 貯留バンカ又は貯留コンテナを設置し、車両で積み出すための部屋として計画すること。

イ 積込時の粉じんの飛散対策、集じん対策を施すこと。

ウ 床仕上げは、耐ひび割れ、耐摩耗、滑り止め仕上げを標準とすること。

エ 各搬出設備を可能な限り一室にまとめて設置し搬出時の粉じん対策を講じること。

(8) 空気圧縮機室・油圧装置室・排風機室・建築設備室など

ア 空気圧縮機、油圧装置、排風機、空調設備など騒音・振動の大きな機器を専用室に収納することとして計画すること。

イ 騒音・振動対策のために、原則として区画された専用の部屋とすること。

ウ 壁面（必要に応じて天井も）には防音材や吸音材を施工すること。

(9) 電気室

ア 中央操作室からの保守・監視業務が円滑に行えるように、可能な限り中央操作室に近接した位置に設置すること。

イ 配置計画と用途に応じて必要な電気室を配置すること。

ウ 設置する電気機器の内容に応じて系統的に配置し、点検・整備に支障がない十分な面積を確保し、将来の増設スペースも確保すること。

エ 床面はフリーアクセスフロアとし、計画に当たってはケーブル等の配線及び保守点検が余裕を持って行える十分な有効空間を確保すること。

オ 電気室の上部には水を扱う諸室を配置しないこと。

(10) 排水設備室

ア 排水設備を収納するための部屋として計画すること。

イ 悪臭、湿気、漏水の対策を講じること。

ウ 酸欠雰囲気になる恐れのある汚水槽などが収納されている部屋の入口には、目立つ所に「酸欠注意」の標識を設けるとともに、作業時には十分な換気が行える設備を設けること。

エ 砂取りや清掃が必要な水槽については、作業が容易な位置、構造とすること。

(11) 工作室

ア 機器の修理や工作を行うための場所として計画すること。

イ 機器の保守点検・整備に必要な備品、それらを保管、整理するための棚を設けること。

(12) 前室

ア 機械諸室（ごみや汚水を扱う部屋に限る）から管理諸室への粉じんや臭気の漏洩を防止するために計画すること。

イ 前室内部は正圧とし、出入口扉はエアタイト仕様とすること。

ウ 必要に応じて靴箱や備品棚を設置すること。

4. 2. 5 計量棟計画

(1) 計量室

ア 未登録車両（直接搬入車両等）の受付、計量・検収事務を行う場所として計量棟内に計画すること。

イ 屋外との出入りに風除室を設けること。

ウ 窓口を設け、直接搬入者の受付が可能な計画とすること。対面受付を考慮し、計量室床レベルは計量機上面よりも20 cm程度高くし、外部受付カウンターの高さは計量室床レベルから90 cm程度とすること。

- (2) 構内道路上に配置して、計量機はごみ搬入出車動線上に設けること。
- (3) 照明・空調・居住性について十分配慮すること。
- (4) 居室には、計量中の車両の排ガスが入り込まないようにすること。
- (5) 計量棟内に計量室、休憩スペース、ミニキッチン及びトイレ（運転要員用）を設けること。
- (6) 計量棟は、金銭を取り扱うため、防犯対策を行うこと。
- (7) 計量棟は、直接搬入者の受付窓口を含め、計量棟、計量機の全体を屋根で覆うこと。屋根については、十分な強度とともに、風雨や風雪時にも受付場所やリーダポストが、できるだけ雨や雪に直接さらされないことがないよう、仕舞や大きさに配慮すること。また、計量機から屋根までの有効高さは4.5m以上とすること。
- (8) 受付のための退避スペースは、受付申請者が雨や雪に濡れることがないよう、屋根の仕舞や大きさに配慮すること。
- (9) 窓は、計量機に進入してくるごみ搬入出車両、直接搬入車両が良く見える位置にも設けること。

4. 2. 6 構造計画

(1) 一般事項

- ア 工場棟は特殊な建築物であり、プラント機器類は重量が大きいことから、十分な構造耐力を持つ建築構造とすること。
- イ 地震時を考慮し、重量の大きい設備は、堅固な地盤に支持させること。
- ウ 主要なプラント機器は自立構造、又は独立した鉄骨で支持し、地震時などの水平荷重は建築構造部材へ負担させない計画とすること。

(2) 基礎構造

- ア 基礎は、良質な地盤に支持させること。基礎構造は上部構造の形式、規模、支持地盤の条件及び施工性等を総合的に検討し建物に有害な障害が生じないように配慮すること。
- イ 建築物の基礎構造は、地質調査の結果を基に、強固で荷重の遍在による不同沈下を生じない基礎とすること。
- ウ 原則として異種基礎構造はさけること。また、周辺条件、荷重条件、地質条件、施工条件を十分に考慮し、地震時、強風時の水平力を十分に検討して決定すること。

(3) 躯体構造

- ア 各部の構造的な特殊性及びプラント機器類の維持管理などを考慮して、構造架構形式を選定すること。重量機器及び振動発生機器類を支える架構はSRC造あるいはRC造とし、それによらない場所はS造を基本とすること。
- イ 騒音、振動などが発生する室、防止する必要のある室はRC造を基本とすること。また、低周波の発生と伝播に留意すること。
- ウ 上部構造形式は軽量化に留意し、下部構造は十分に剛性を備えたものとする。
- エ S造となる屋根面、壁面はブレースを十分に配置し、剛性を高めること。大スパン架構となることが予想される部分については、変形量をできるだけ少なくするよう考慮すること。
- オ 地下水槽を採用する場合は、水密性の高いRC造とし、槽内部からの漏水及び槽外部からの地下水などの流入対策を行うこと。
- カ 地下構造物の外面（土に面する外壁）には、融雪期や豪雨時などの地下水位の上昇に備えて、必要に応じて塗膜防水などによる浸水対策を計画すること。また、配管貫通部における漏水や浸水にも留意して止水対策を行うこと。

(4) 屋根構造

- 屋根は、上層部の中・大空間を覆う目的から大スパンになることが多いため、自重の軽い

S造を標準とする。ただし、破砕機室の屋根は騒音・振動・防爆対策としてRC造とし、一部に爆風を逃がすための開口部を設けること。

(5) 床構造

重量の大きな機器や振動が発生する設備を設置する床は、スラブを厚くし小梁を有効に配置して剛性を高め、振動を抑える計画とすること。また、工場棟1階の床は、埋戻土などの沈下の影響を受けないスラブ構造とすること。なお、水洗いが必要な床は防水対策を施すこと。

4. 2. 7 一般仕上計画

(1) 外部仕上

建屋を構成する外壁、屋根などの外部仕上は、寒冷地における地域特性や不燃ごみ処理施設に必要とされる性能や機能に配慮して選定すること。また、違和感がない、清潔感のあるものとし、隣接する岩手中部クリーンセンターとの連続性や一体感に配慮したものとする。なお、主な外壁の外部仕上は「表2-23 外部仕上(標準仕様)」を標準仕様とするが、同等又はそれ以上の仕様となることを妨げないものとする。また、外部との出入りに使用する扉上部には、落雪対策で屋根を設置すること。

表2-23 外部仕上(標準仕様)

部位・場所		仕様・材質		
工場棟	屋根	プラットホーム 受入ヤード		デッキコンクリート+アスファルト防水 又はガルバリウム鋼板及びフッ素樹脂焼付塗装
		機械関係諸室		デッキコンクリート+断熱材+アスファルト防水 又はガルバリウム鋼板及びフッ素樹脂焼付塗装
		管理関係諸室		デッキコンクリート+断熱材+アスファルト防水 又はガルバリウム鋼板及びフッ素樹脂焼付塗装
	外壁	RC造、SRC造部分		コンクリート打ち放し補修の上、複層塗材(低汚染型・弾性系)、適宜、断熱材吹付 鉄筋コンクリート部の厚さは180mm以上
		S造部分		押出成形セメント板の上、複層塗材(低汚染型)、適宜、断熱材吹付 又は金属成形板+焼付塗装(断熱パネル、低汚染型)
	各部	トップライト		強度、防錆、凍結、積雪、太陽光の集中による発火、防眩に留意した仕様のもの
		ルーフドレイン		鋳鉄製(高耐食性)
		縦樋	外樋	ステンレス製
			内樋	ライニング鋼管
		丸環		ステンレス製
		タラップ		ステンレス製
		笠木		アルミ製(雪庇、鳥避け対策共)
		軒天	RC造	複層塗材(低汚染型・弾性系)
	ケイ酸カルシウム板		耐候性塗装	
	建具	サッシ		カラーアルミ
ガラリ		カラーアルミ(防鳥網付き)		
スチールドア		外部	耐候性塗装	
		内部	SOP	
計量棟	屋根	計量機上部の大屋根		ガルバリウム鋼板及びフッ素樹脂焼付塗装
		計量室		アスファルト防水又はシート防水(断熱)
	外壁	RC造(腰壁部分)		コンクリート打ち放し補修の上、複層塗材(低汚染型・弾性系)、適宜、断熱材吹付
		S造		押出成形セメント板の上、複層塗材(低汚染型)、適宜、断熱材吹付
	各部	縦樋	外樋	ステンレス製
	建具	サッシ		カラーアルミ
		ガラリ		カラーアルミ(防鳥網付き)

	スチールドア	外部	耐候性塗装
		内部	SOP

※凍結に留意した仕様とする。

(2) 内部仕上

内部仕上は各部屋の機能、用途に応じて必要かつ適切な仕上材とすること。また、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防煙、防湿、防汚、防水等）を満足しつつ、意匠や施工性、メンテナンス性にも配慮すること。

なお、主な諸室の内部仕上は「表 2-2 4 工場棟・内部仕上（標準仕様）」「表 2-2 5 工場棟管理諸室・内部仕上（標準仕様）」「表 2-2 6 計量棟・内部仕上（標準仕様）」を標準仕様とするが、同等又はそれ以上の仕様となることを妨げないものとする。

表 2-2 4 工場棟・内部仕上（標準仕様）

No.	室名	床	巾木	壁	天井	その他 (付属品等)
1	プラットフォーム	保護コンクリート 耐摩耗仕上げ	コンクリート打放し 目地切り	外壁材素地表し (腰壁はコンクリート打放し)	直天井、 一部吸音材貼付	床勾配 1.5～ 2.0%、排水溝
2	受入ヤード	保護コンクリート 耐摩耗仕上げ	コンクリート打放し 目地切り	外壁材素地表し (腰壁はコンクリート打放し)	直天井、 一部吸音材貼付	床勾配 1.5～ 2.0%、排水溝
3	投入前ヤード	保護コンクリート 耐摩耗仕上げ	コンクリート打放し 目地切り	外壁材素地表し (腰壁はコンクリート打放し)	直天井、 一部吸音材貼付	床勾配 1.5～ 2.0%、排水溝
4	受入ホッパ室	保護コンクリート 耐摩耗仕上げ	コンクリート打放し 目地切り	外壁材素地表し (腰壁はコンクリート打放し)	直天井、 一部吸音材貼付	床勾配 1.5～ 2.0%、排水溝
5	破砕機室	コンクリート打放しの上、 防じん塗装	—	ガラスカーボート	ガラスカーボート	爆風口、 防油堤 (耐油塗装)
6	選別設備室	コンクリート打放しの上、 防じん塗装	—	押出成形セメント板表し、 又は ALC 板素地表し、 又はコンクリート打放し	デッキプレート表し、 又はコンクリート打放し	—
7	搬出設備室	保護コンクリート 耐摩耗仕上げ	—	押出成形セメント板表し、 又は ALC 板素地表し、 又はコンクリート打放し	デッキプレート表し、 又はコンクリート打放し	—
8	空気圧縮機・室油 圧装置室・排風機 室・建築設備室な ど	コンクリート打放しの上、 防じん塗装	—	ガラスカーボート	ガラスカーボート	防油堤 (耐油塗装)
9	電気室	帯電防止置敷きビニル 床タイル	ビニル巾木	ALC 板素地表し	デッキプレート表し	フリーアクセスフロア
10	排水設備室	コンクリート打放しの上、 防じん塗装	—	コンクリート打放し	コンクリート打放し	—
11	工作室	コンクリート打放しの上、 防じん塗装	—	押出成形セメント板表し、 又は ALC 板素地表し、 又はコンクリート打放し	デッキプレート表し	棚
12	前室	コンクリート打放しの上、 防じん塗装	—	ALC 板素地表し、 又はコンクリート打放し	デッキプレート表し、 又はコンクリート打放し	—

表2-25 工場棟管理諸室・内部仕上（標準仕様）

No.	室名	床	巾木	壁	天井	その他 (付属品等)
1	作業員控室兼プラットホーム 監視室	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	化粧石膏ボード	キッチン、机、椅子、 監視窓(ステンレス製)、放送 設備
2	作業員控室兼プラットホーム 監視室(トイレ)	磁器質タイル (防水)	—	化粧ケイカル板	化粧ケイカル板	手洗い器、鏡
3	中央操作室	帯電防止置敷 きビニル床タイル	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	岩綿吸音板、プラ スチックボード捨張	フリーアクセスフロア、 見学窓(ステンレス 製)
4	事務室(SPC用)	置敷きビニル床タ イル	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	岩綿吸音板、 プラスチックボード捨張	フリーアクセスフロア、 ミニキッチン
5	会議室(SPC用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	岩綿吸音板、 プラスチックボード捨張	机、椅子
6	休憩室(SPC用・男女別)	長尺ビニル床シ ート、畳	ビニル巾木、畳寄	プラスチックボード、 クロス	ビニールクロス (木目)	押入れ
7	食堂兼ミーティングルーム (SPC用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	化粧石膏ボード	長机、椅子
8	食堂兼ミーティングルーム (SPC用)(給湯室)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	化粧ケイカル板	化粧ケイカル板	流し台、IHヒ ータ、吊戸棚
9	更衣室(SPC用・男女別)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	化粧石膏ボード	ロッカー
10	洗濯・乾燥機室(SPC用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	化粧ケイカル板	化粧ケイカル板	洗濯機パン、物 干し金物
11	浴室・脱衣室(SPC用・男女別)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	化粧ケイカル板	化粧ケイカル板	浴槽、棚
12	倉庫(SPC用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	化粧石膏ボード	棚
13	書庫(SPC用)	ビニル床タイル	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	化粧石膏ボード	書棚
14	廊下(SPC用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	化粧石膏ボード	壁付手摺(2 段)
15	階段(SPC用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	最上階：岩綿吸 音板、 段裏：コンクリート打 放し(塗装仕上げ)	壁付手摺(2 段)、ノズリップ
16	トイレ・洗面所(SPC用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	化粧ケイカル板	化粧ケイカル板	トイレブース、洗面 カウンター、化粧 鏡、汚垂石タイル
17	玄関・風除室(SPC用・見学用)	磁器質タイル	磁器質デザインタ イル	磁器質デザインタ イル	岩綿吸音板、 プラスチックボード捨張	下駄箱、傘立 て
18	玄関ホール(SPC用・見学用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	岩綿吸音板、 プラスチックボード捨張	壁付手摺(2 段)、サインボード
19	見学者通路・傾斜路・見学溜まり (見学用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	岩綿吸音板、 プラスチックボード捨張	壁付手摺(2 段)、ノズリップ
20	見学階段(見学用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	プラスチックボード、 クロス	最上階：岩綿吸 音板、 段裏：化粧石膏 ボード(塗装仕上げ)	壁付手摺(2 段)、ノズリップ
21	トイレ・洗面所(見学用)	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	化粧ケイカル板	化粧ケイカル板	トイレブース、洗面 カウンター、化粧 鏡、汚垂石タイル、オストメイト
22	トイレ・洗面所(外部用)	磁器質タイル (防水)	—	化粧ケイカル板	化粧ケイカル板	手洗い器、鏡

表 2-26 計量棟・内部仕上（標準仕様）

No.	室名	床	巾木	壁	天井	その他 (付属品等)
1	風除室（計量室出入口）	磁器質タイル	床材立上げ	プラスチック、 クロス	化粧石膏ボード	—
2	計量室	帯電防止敷 きビニル床タイル	ビニル巾木	プラスチック、 クロス	化粧石膏ボード	フリーアクセスフロア カウンター
3	休憩室	ビニル床タイル	ビニル巾木	プラスチック、 クロス	化粧石膏ボード	—
4	湯沸スペース	ビニル床タイル	ビニル巾木	化粧ケイカル板	化粧石膏ボード	ミニキッチン
5	トイレ	長尺ビニル床シート	ビニル巾木	化粧ケイカル板	化粧石膏ボード	—

(3) 内壁

- ア 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防煙、防湿、防汚、防水等）を満足するとともに、意匠についても配慮すること。
- イ 不燃材料、防音材料等は、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性等、他の機能と適切な施工方法をも考慮し選定すること。

(4) 建具

- ア 必要に応じて、防火性、防臭性、防音性、耐震性、耐風性、耐食性、防水性などの機能を有するものを採用すること。
- イ 用途に応じて、材質、色、意匠などの他、使い勝手や機能性にも配慮すること。
- ウ 外部に面する建具は、耐風圧性及び降雪降雨を考慮し、水密性並びに気密性の高いものとする。特に重要機器などへの浸水防止を目的とした建具は、原則として止水仕様のものを採用すること。
- エ 資機材の搬出入を行う扉は、搬出入が想定される機材の最大寸法を考慮して形状や大きさを決めること。特に大きいものは防音扉とすること。
- オ 臭気のある室内に出入りする扉や防音性が要求される扉はエアタイト構造とすること。
- カ 居室のガラスはペアガラスとし、夏季や冬季の断熱性に優れたものを選定すること。
- キ 夜間照明による昆虫類の誘引防止のため、ブラインドなどを設置し日没後は光の漏洩を防止できるようにすること。
- ク 外部に面した全ての窓に、網戸（ステンレス製）を設置すること。
- ケ プラットホームや受入ヤードにはできるだけトップライトやハイサイドライトを設置し、自然光による採光を取り入れる計画とすること。
- コ 玄関外部に施設名称を明示する館銘板を設置し、また、必要に応じて場内の適当な箇所に案内表示板等を設置すること。設置場所、材質、仕上及び名称は本組合との協議による。
- サ 足洗い場、手洗場をプラットホーム内、受入れヤード内、1 F 其他必要場所に適宜、設けること。
- シ ブラインド又はカーテン、掲示板、ピクチャーレール、室名札、流し台、吊戸棚、備付本棚、収納棚、その他必要な備品を納めること。また、竣工後、施設運営に必要な後付け困難な備品について本組合と協議の上、適正な規模、数量の範囲内で完備すること。

4. 3 土木工事及び外構工事

4. 3. 1 造成工事（防災調整池工事を含む）

- (1) 造成面積 【 】 m²
- (2) 造成レベル 【 】 m
- (3) 法面の保護・仕上げ 1 式
- (4) 防災調整池 1 式
- (5) 特記事項

ア 本工事における造成範囲は、事業用地内の本事業の実施に必要な範囲とすること。

イ 計画地盤高さ（仕上がり高さ）は、施設の維持管理、雨水排水計画、市道（和賀中部後藤7号線）からのアクセス、岩手中部クリーンセンター、クリーンドームを考慮して設定すること。

ウ 残土が発生した場合は、「表土」を含め建設事業者による自由処分とする。

4. 3. 2 外構工事

(1) 構内道路・駐車場

ア 構内道路の計画は、交通量などの計画条件から「舗装設計便覧」、「アスファルト舗装要綱」（ともに社団法人 日本道路協会）を適用すること。

イ 舗装構成の決定に当たっては、施工前に現場 CBR 試験を実施して決定すること。

ウ 駐車場は、必要駐車台数に応じたスペースを確保すること。

エ 路面に白ライン等、誘導矢印を表示すること。

オ 積雪対策用の視線誘導標など必要なサイン工事を行なうこと。

カ 必要箇所に道路標識、指示及びカーブミラーを設置すること。

キ 適宜植栽帯スペースを設けること。

ク 凍上被害等、寒冷地対策を施すこと。

表 2-27 構内道路及び駐車場の計画条件

構成施設	施設規模、数量など
利用車両台数	登録車両（収集車両など）、未登録車両（直接搬入車両など）については、「添付資料 4 搬入車両台数及び搬入量実績」を参照すること。 メンテナンス車・搬出車（年間最大）：【 】台/日
構内道路	一方通行：【6】m以上（車道幅員【4.5】m以上×路肩【0.75】m×2） 対面通行：【8】m以上（車道幅員【3.25】m以上×路肩【0.75】m×2）
駐車場	職員用：【 】台 見学用：大型バス 2 台 外来用：10 台（普通車）うち、車いす使用者用 2 台 駐車場内の通行帯幅員：一方通行【5】m以上、対面通行【6】m以上

(2) 雨水排水

ア 事業用地内の雨水を適切に排除するため排水設備（側溝、暗渠管）を設置すること。

イ 雨水排水の接続位置は、防災調整池とすること。

ウ 盛土部に構造物を設置する場合は、沈下対策を施すこと。

エ 積雪・寒冷地対策を施すこと。

オ 砂溜桝等の土砂流入出防止設備を必要に応じて設置すること。

(3) 構内照明

ア 構内道路及び駐車場の交通安全、防犯などを目的に、必要かつ適切な位置に構内照明を設置すること。

イ LED 照明を使用すること。

- ウ 点滅は、自動操作（自動点滅器、タイマー併用）とすること。
- (4) 門扉・囲障
 - ア 事業用地外周にフェンスや門扉を設けること。
 - イ 正門は、実施設計時の配置・動線に従い、事業用地内外の車両出入口となる場所に設置すること。
 - ウ 門扉は積雪時の開閉作業の容易性や耐久性に十分配慮すること。
 - エ フェンスは、高さ 1.1m以上の積雪用フェンスとすること。
 - オ 岩手中部クリーンセンター用地との境界上のフェンスには、扉を設けること。
 - カ 隣接するクリーンドームの出入口との混同を回避するため、門扉の構造を工夫すること。
- (5) 植栽
 - ア 事業用地外周部及び建屋周辺部の適切な場所に植樹を行うこと。
 - イ 北上市みどりのまちづくり条例に準拠し、事業用地面積の 10%以上の緑地を確保すること。
 - ウ 樹木の枯保証期間は引渡しの日から 2 年とする。

4. 4 建築機械設備工事

4. 4. 1 計画概要

- (1) 空調設備を計画し、畜熱槽、空調機、風道、配管等により構成すること。室の用途に応じて 24 時間、時間及び随時の 3 系統でゾーニングを行うこと。
- (2) 各種事務室、会議室、見学者廊下及びホール、中央操作室、各種休憩室及び控室、計量室、プラットホーム監視室等の居室の外気取入れ風量は $30\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$ を最小単位として計画すること。
- (3) 換気方式は、対象とする室の用途、作業環境等に応じて第一種換気、第二種換気、第三種換気、自然換気を計画すること。
- (4) 換気風量については、外気取入れ風量、室内温度等の室内条件を満足するよう計画すること。
- (5) 給排水衛生設備は、建築設備に係る給水設備、給湯設備、衛生器具設備、排水設備で構成すること。
- (6) 給水設備は、各種受水槽、高置水槽からの用水（生活用水、建築設備用水等）の供給を受け、必要各所で利用する設備とすること。生活用水への給水量は、施設内従事者を $200\text{L}/\text{日}\cdot\text{人}$ （8 時間）、見学者・来場者を $30\text{L}/\text{日}\cdot\text{人}$ （3 時間）を最小単位として計画すること。
- (7) 給湯設備は、流し台用、浴室用、手洗い用等に給湯する設備とすること。
- (8) 洗面化粧台、洗面器等の給水栓は省エネタイプの自動水栓とするほか、凍結の可能性のある場所の器具は凍結防止対策を講じること。
- (9) 排水設備は、建築設備排水（プラント排水系を含む）、雨水を各々排水するための設備とすること。
- (10) 計量機ピット、プラットホーム、床洗浄等で油分を含む可能性のある排水は、スクリーン及びオイルトラップを介して排水すること。
- (11) 消火設備は、電気火災、油火災及び普通火災に対処し、消防の用に供する設備、消火活動上必要な施設で構成すること。消火設備は、関係機関と協議の上、消防関係法令に基づいて計画すること。
- (12) 必要に応じて洗眼水洗を設置すること。

4. 4. 2 空気調和設備工事

- (1) 原則として、各居室、見学者通路、電気室、計量棟等を対象とする。
- (2) 諸室の用途、環境、使用時間を考慮して、原則としてゾーニングにより複数の諸室を中央の熱源で空調する中央方式、諸室毎に個別の熱源で空調する個別方式の併用とすること。また、24時間、8時間、随時の3系統とすること。
- (3) 電気関係諸室は、原則としてパッケージ形冷房専用とし、漏水、結露による漏電等の電気事故を防止する対策を施すこと。
- (4) 空調室内機は、電気関係諸室等の床置きを除いて、天井カセット式を基本とし、必要に応じて天井埋込型とすること。
- (5) 設計外気条件は、建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部・環境課監修）を基本とし、本施設の立地条件を加味して適切に設定すること。また、設計室内条件は、下記とする。
 - ア 夏季 温度 26℃(DB) 湿度 50%(RH)
 - イ 冬季 温度 22℃(DB) 湿度 40%(RH)
- (6) 諸室の用途に応じ、中間季・冬季の外気冷房や室内の二酸化炭素濃度管理による導入外気削減等、省エネルギー運転に配慮すること。なお、事務室、会議室等の外気取入れ風量は、原則として 30m³/h・人とする。

4. 4. 3 換気設備工事

- (1) 本施設の作業環境を良好に維持し、各機器の機能を保持するため、換気を必要とする部屋に応じた換気を行うこと。また、省エネを考慮した全熱交換器を設置すること。
- (2) 換気方式は、対象とする室の用途、作業環境等に応じて第一種換気、第二種換気、第三種換気、自然換気を計画すること。
- (3) 建物全体の換気バランスをとるとともに、位置及び構造を十分に考慮すること。
- (4) 換気風量については、外気取入れ風量、室内温度等の室内条件を満足するよう計画すること。
- (5) 臭気の発生する部屋では、他の系統のダクトと確実に分離するとともに、できるだけ単独に離して排気する計画とすること。また、建築プラン上でも前室を設ける等気密化を計ること。
- (6) 換気設備の機器及び風道等は、工場棟の特殊性を考慮して使用材料を選定すること。
- (7) 換気設備は、合理的なゾーニングに基づいて、可能な限り系統分けを行い、実際の運転状態に合う省エネにも対応できるものとする。また、建築的に区画された壁を貫通してダクトを共用する場合は、運転を停止する時も、臭気等の拡散が起らないように考慮すること。
- (8) 耐食性を必要とするダクトの材質は、原則としてガルバリウム又はステンレス製を使用すること。また、耐火区画の貫通部については、耐火性のダクト又は、サヤ管式を採用すること。
- (9) 送風機の機種及び材質は、使用目的に適した物を選定すること。
- (10) 騒音、車両排ガス、粉じん等から給排気口の設置場所に考慮すること。
- (11) 室温が高い電気室等や、粉じん・臭気が問題となる諸室等は、室内条件を十分把握して、「表 2-28 換気風量の条件（参考）」を参考として必要な換気を行うこと。

表 2-28 換気風量の条件（参考）

室名	換気風量
プラットホーム、工作室等	10回/h以上
地下の諸室	30m ³ /h・m ² 以上
機械・電気関係諸室、通路、ホール等	5回/h以上
倉庫等	4回/h以上
洗濯室、浴室、トイレ	10回/h以上
湯沸室	8回/h以上
書庫等	4回/h以上

4. 4. 4 給排水衛生設備工事

- (1) 給排水衛生設備は、建築設備に係る給水設備、給湯設備、衛生器具設備、排水設備で構成すること。
- (2) 生活水の給水水量は、運営事業者職員の必要人員に基づき計画すること。また、小学生の社会科見学として1日当たり110人を最大人数として計画すること。
- (3) 給水設備は、上水及び地下水からの給水を受け、必要各所で利用する設備として計画し、方式は提案とする。
- (4) トイレの手洗いは自動水栓、浴室の水栓はサーモスタット付き水栓（シャワー付き）とすること。
- (5) 洋式トイレは温水洗浄便座、小便器はセンサー付きとすること。
- (6) 給湯設備は、流し台用、浴室用、手洗い用等に給湯する設備とすること。
- (7) 洗面化粧台、洗面器等の給水栓は節水タイプの自動水栓とするほか、凍結の可能性のある場所の器具は凍結防止対策を講じること。
- (8) 排水設備は、建築設備排水（プラント排水系を含む）を各々排水するための設備とすること。
- (9) 計量機ピット、プラットホーム、床洗浄で油分を含む可能性のある排水は、スクリーン及びオイルトラップを介してプラント排水処理設備へ排水すること。
- (10) 屋外の給水配管は、凍結深度を考慮した根入れ深さを十分確保すること。

4. 4. 5 浄化槽設備工事

- (1) 形式 合併浄化槽
- (2) 放流基準 BOD 【20】mg/L以下
- (3) 数量 1基
- (4) 容量 【 】人槽
- (5) 材質 FRP
- (6) 特記事項
 - ア 算定方針は JIS A 3302 算定基準によること。
 - イ 凍結防止対策を施すこと。

4. 4. 6 消火設備工事

- (1) 消火設備は、電気火災、油火災及び普通火災に対処し、消防の用に供する設備、消火活動上必要な施設で構成すること。
特にプラットホーム、受入ヤード、投入前ヤード、搬出設備室等には火災感知用センター

及び赤外線カメラを監視設備として整備し、泡消火、散水設備、放水銃は提案とする。

消防法規に基づくものとし、実際の施工に際しては、所轄の消防署等関係機関と協議の上計画すること。

4. 4. 7 給湯設備工事

各室及び対象室に給湯設備を設けること。なお、給湯水栓は混合水栓とし、給湯方式は提案とする。

4. 4. 8 エレベータ設備工事

- (1) エレベータは障がい者向けを基本とした見学者用と、必要に応じて荷物等の運搬を基本とした作業用をそれぞれ設けること。
- (2) 停電や地震等の災害発生時に最寄階に停止しドアが開く等、安全対応が可能な機種とすること。
- (3) 見学者用エレベータは障がい者対応型とし、点字・音声案内を設けること。
- (4) 見学者用並びに作業用のエレベータはストレッチャー対応型とすること。
- (5) 作業用エレベータは、日常点検、補修用機材や油脂類、薬品類の運搬等を考慮して、停止階を決定すること。

4. 5 建築電気設備工事

4. 5. 1 計画概要

- (1) 動力設備は建築機械設備のエレベータ、各種ポンプ、送・排風機、空調、給水、排水設備等の電動機類の電源設備とする。
- (2) コンセントは、一般用、保安用、0A用及び機器用コンセントを設置すること。用途、周囲条件に応じて防じん、防水、防爆等を備えた器具とすること。また、必要な箇所の分電盤内個別回路用ブレーカーは、漏電トリップ機能付を使用すること。
- (3) 照明及び配線は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮した計画とすること。照明器具は、省エネに配慮したLED照明を優先し、用途及び周辺条件に応じて防じん、防水、防湿、防爆タイプを使用すること。
- (4) 非常用照明、誘導灯等は建築基準法、消防法に準拠して設置すること。
- (5) 外灯は、構内道路及び搬入道路の道路沿いに25～40m間隔を標準として設置すること。
- (6) 高天井付器具については、安全に交換でき、保守点検上支障のない構造とすること。
- (7) 弱電設備は、放送設備、テレビ受信設備、インターネット設備(LAN設備)、インターホン設備、自動火災報知器設備、時計設備等より構成すること。
- (8) 構内連絡放送用として構内放送設備を設ける。マイクは中央操作室、事務室等に設置し、スピーカーは構内各所に、適切な音量で聴取可能となるように設置すること。
- (9) 構内PHSを構築し、事業用地内に不感地帯がないよう計画すること。
- (10) インターネット設備(LAN設備)は、運営事業者が執務に必要な範囲で計画すること。
- (11) 消防法や北上地区消防組合火災予防条例に準拠し、自動火災報知器を設けること。
- (12) 外部及び構内相互連絡のための電話設備を設けること。
- (13) 建築基準法に従い、必要に応じて施設上部に建屋の全体を保護するよう避雷設備を設置すること。設備構成は避雷針、棟上導体、避雷導線、接続端子、接地測定用端子箱、測定用接地棒、接地極等より構成すること。その他、弱電避雷対策を計画すること(アレスター、サージキラー等)。

4. 5. 2 動力設備

- (1) 本設備は、建築設備の各種ポンプ、送排風機、空調、給水、排水設備等に含まれる電動機類の電源設備とすること。
- (2) 電気室に主幹盤を設け、各制御盤、電灯分電盤にケーブル配線を行うことを原則とすること。
- (3) 機器の監視は、中央操作室での集中監視とし、制御は各現場制御盤による分散制御を基本とすること。なお、中央操作室でも運転停止操作が可能にようにすること。
- (4) 電動機の分岐回路は、原則として1台ごとに専用の分岐回路とすること。
- (5) やむを得ず地階等湿気の多い場所に制御盤等を設置する場合は、簡易防滴形とし、スペースヒータ組み込みとすること。
- (6) 床面に機器、盤類を据え付ける場合は、コンクリート基礎を設けること。

4. 5. 3 照明コンセント設備工事

- (1) 照明コンセント設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を図った設計とすること。
- (2) 照度は、適用規格（JIS 基準）によること。
- (3) 非常用照明、誘導灯等は建築基準法、消防法に準拠し、省電力に心掛けて設置すること。
- (4) 保安照明は、常に人の使用する部分の点検通路、廊下、階段、中央操作室、事務室に設置すること。
- (5) 照明器具は、省エネに配慮した LED 照明を採用し用途及び周辺条件により、防湿、防水、防じん、防爆型を使用すること。なお、破損の危険性がある場所は、ガード付とすること。
- (6) 高天井付器具については、安全に交換でき、保守点検上支障がない構造とすること。
- (7) 屋外部分に設置する外灯は LED 照明を使用すること。
- (8) コンセントは、維持管理性を考慮した個数を設置し、用途及び使用条件に応じて防水、防爆、防湿型とすること。
- (9) 照明は、消し忘れ防止対策として中央操作室からも点滅状況の確認が可能にようにすること（アナンシェーター設置）。
- (10) 床洗浄を行う部屋のコンセントについては原則、床上 80cm 以上の位置に取り付けること。
- (11) 主な仕様は以下のとおりとする。

ア 材料	配線【エコケーブル】
	配管【厚鋼・薄鋼電線管、ねじなし電線管、PF 管、ライニング鋼管、波付硬質ポリエチレン管】
イ 主要機器	
（ア）照明器具	1 式
（イ）配線配管器具	1 式
（ウ）その他必要な機器	1 式

各室の照度は、用途に応じ十分なものとし、機器の運転管理上特に必要な箇所には局部照明装置を設けること。

照度設計基準（平均照度）は、「表 2-2 9 照度設計基準（平均照度）」の値を参考にすること。記載なき室名の照度については、同じ用途に準拠すること。

表 2-29 照度設計基準（平均照度）

場所名	照度（lx 以上）
事務室、中央操作室、会議室、計量室	750
電気室、食堂、休憩室	300
浴室、洗面、洗濯室	200
機械室、プラットホーム、受入ヤード	150
湯沸し室、トイレ、脱衣室、更衣室	150
通路	100
非常照明	2
構内外灯	25～40m間隔に1本

4. 5. 4 その他工事

(1) 自動火災報知設備

ア 主受信機

(ア) 型式 【R 型】

(イ) 設置場所 中央操作室

イ 副受信機

(ア) 型式 【 】

(イ) 設置場所 運営事業者事務室、本組合事務室、その他必要箇所

ウ 感知器

(ア) 型式 【埋設型及び露出型】

(イ) 数量 1 式

エ 非常電源 1 式

オ 特記事項

(ア) 消防法規に基づくものとし、実際の施工に際しては、所轄の消防署と協議の上行うこと。

(イ) 薬品及び粉じんの発生する場所については耐酸型、耐アルカリ型、防爆型とすること。

(ウ) 計量棟等からの移報を受信できるように計画すること。計画に当たっては、所轄の消防署と協議の上行うこと。

(エ) プラットホーム、受入ヤード、搬出設備室には赤外線カメラを監視設備として整備すること。

(2) 電話設備工事

ア 外線用 【 】回線

イ 内線用 【 】回線

ウ 光通信 【 】回線

エ 構内電話

(ア) 型式 【PBX】方式

(イ) 台数 一般用【 】台 停電用【 】台

オ 配管配線工事 1 式

カ 特記事項

(ア) 外線は、施設代表用（電話 2 回線以上、FAX 1 回線）及びを想定し、それ以上は事業者において必要数を確保すること。

- (イ) 内線電話設備を設け、必要な箇所から、局線への受発信、内線の個別、一斉呼出、内線の相互通話ができること。
- (ウ) 工場棟内は騒音が大きいため、居室関係以外の内線電話は PHS 等の移動体通信設備とすること。
- (エ) 拡声放送設備でのページング機能付とすること。
- (オ) 外線電話・インターネット設備 (LAN 設備) は、事業用地内を埋設配管工事で配管し、公道上の電柱付近に電柱を立上げ、引き込み先と架空接続すること。
- (カ) 内線電話設備については、本施設内の用途の他に、岩手中部クリーンセンター内の本組合事務室と直接連絡を取れる内線電話設備を用意すること。なお、有線、無線等の詳細は提案とするが複数回線同士の連絡ができるようにすること。

(3) 拡声放送設備工事

ア 主要機器

- (ア) 増幅器 1 式
- (イ) 遠隔操作器 1 式
- (ウ) スピーカー 1 式
- (エ) その他必要な付属品 1 式

イ 特記事項

- (ア) AM、FM ラジオチューナー内蔵型 (AM、FM アンテナ)、一般放送、非常放送兼用、BGM 放送 (CD/DVD) 機能を有すること。
- (イ) スピーカーは、必要な場所に、必要な台数を設置すること。また、事業用地外周への放送設備も設けること。
- (ウ) マイクロホン、事務室、中央操作室等に設置すること。
- (エ) 会議室、プラットホームにはローカル放送設備を設けること。
- (オ) スピーカーを設置するそれぞれの箇所で、音量調整が可能とすること。
- (カ) 非常放送が流れた場合、ローカル放送設備はカトリレーにより遮断されること。

(4) インターホン設備

ア 主要機器

- (ア) インターホン設備 1 式 (カメラ付)
- 設置場所 【建屋玄関】

イ 特記事項

相互通話式のものを設置すること。設置場所は本組合と協議の上決定すること。

(5) テレビ受信設備

- ア アンテナ形式 地上デジタル用
- イ 受信 地上デジタル
- ウ 数量 1 式
- エ 材質 配線【 】
配管【 】

オ 主要機器

- (ア) UHF アンテナ 1 台
- (イ) 配線、配管材料 1 式
- (ウ) その他必要な付属品 1 式

カ 特記事項

- (ア) 北上ケーブルテレビ (有線) 利用も可とする。

(6) 避雷設備 (必要に応じて)

- ア 形式 建築基準法に基づく新 JIS 規格

イ 突針

(ア) 建物 【 】 基

ウ 特記事項

誘導雷対策も考慮すること。

(7) 防犯警備設備

工場棟、計量棟について、防犯上の警備設備の設置が可能なように電気配管工事等を行うこと。

(8) 時計設備

工場棟、計量棟の時計は電気時計とし、親機を中央操作室に設置すること。タイムサーバによる時間同期をとること。

(9) インターネット設備（LAN 設備）及びサーバ設備

ア 本組合事務室等とのデータ送受信に利用するインターネット設備（LAN 設備）及びサーバ設備を設置すること。

イ 必要な各室に LAN ケーブル及び HUB を敷設すること。

ウ サーバの仕様、容量については十分な余裕を見込むこと。

エ 外部との接続を行う場合等にはセキュリティ対策を施すこと。

オ 外線電話・インターネット設備（LAN 設備）は、事業用地内を埋設配管工事で配管し、公道上の電柱付近に電柱を立上げ、引き込み先と架空接続すること。

(10) トイレ呼出表示装置

ア 親機は、中央操作室、事務室に設置すること。また、相互通話が可能な方式とすること。

イ 高齢者、障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）に準拠すること。

(11) 火災監視設備

プラットホーム、受入ヤード、搬出設備室には赤外線カメラを監視設備として整備すること。

(12) その他

必要に応じて ITV 設備や予備配管等を設けること。

第3編 運営・維持管理業務

第1章 総則

1. 1 運営・維持管理業務の基本事項

1. 1. 1 適用範囲

本要求水準書第3編は、本組合が発注する「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業」のうち、運営・維持管理業務に適用する。

1. 1. 2 運営・維持管理業務の概要

(1) 運営・維持管理する施設

ア 工場棟

イ 計量棟

ウ 関連施設・外構施設

(2) 本施設の基本計画

「第2編 1. 2 計画主要目」に準ずる。

(3) 運営・維持管理業務期間

令和13年(2031年)4月1日から令和33年(2051年)3月31日まで(20年間)

1. 1. 3 一般事項

(1) 本業務における対象施設

本事業で整備された全ての施設・設備(構内道路、駐車場等を含む)を対象とする。

(2) 計画処理量

運営・維持管理業務期間における計画処理量等は、「第2編 1. 2. 1 (3) 計画処理量」に準じる。

(3) 公害防止基準

本施設の公害防止基準は、「第2編 1. 2. 6 公害防止基準」に準ずる。

(4) 用役条件

本施設の用役条件は、「第1編 2. 8. 4 事業用地周辺設備」に準ずる。

(5) 搬入出条件

本施設の搬入出条件(ごみの搬入形態、搬入出台数、搬入・搬出車両の最大仕様、搬入・搬出日及び時間)は、「第2編 1. 2. 2 搬入出条件」に準ずる。

1. 1. 4 運営事業者の業務範囲

運営事業者が行う業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 引渡性能試験方法に定める保証条件を満足しながらプラント設備を運転し受入対象物を適正に処理するとともに、保守点検、維持補修、更新、用役管理等を含む本施設の包括的な維持管理業務を行う。

(2) ごみ処理の過程において、金属類等の資源物の回収に努めるとともに、回収した資源物を本施設内に適切に貯留・保管する。

(3) ごみ処理の過程において発生する焼却対象物(可燃物)を本施設内に適切に貯留・保管し、適宜、岩手中部クリーンセンターに運搬する。

(4) ごみ処理の過程において発生する埋立対象物(不燃物)の発生量を抑制するとともに、本施設内に適切に貯留・保管し、本組合が指定する一般廃棄物最終処分場に運搬する。

- (5) 受入ヤード等において手選別等により小型家電、リチウム電池使用製品、スプレー缶、ライター、処理不適合物等を取り除き、適切に処理・貯留・保管する。
- (6) 収集車、直接搬入車等によるごみの受け入れ、可燃物、不燃物、資源物、処理不適合物等の搬出に係る計量、誘導、案内等の対応を行う。
- (7) 本施設の維持管理のほか、車両の通行、資機材の搬入等、本施設の稼働に伴う一切について、安定した稼働を維持する上での対応と安全管理を行う。
- (8) 本施設の運営・維持管理業務期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を本組合と連携して行う。

1. 1. 5 本組合の業務範囲

本組合が行う業務の概要は、以下のとおりである。

- (1) 運営・維持管理業務の運営モニタリングを行う。
- (2) 運営事業者に運営委託費を支払う。
- (3) 焼却対象物の焼却処理及び資源物の売却等を行う。
- (4) 住民等からのごみの受入等に関する電話問合せに対応する。
- (5) 本施設への見学者及び視察者等の、予約受付から説明までを行う。
- (6) 本事業を実施する上で必要な各種行政手続を運営事業者と連携して行う。
- (7) 本施設の運営・維持管理業務期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を運営事業者と連携して行う。

1. 2 関係法令等の遵守

「第2編 1. 2. 8 関係法令の遵守」に準ずる。

1. 3 運営・維持管理業務の基本条件

運営事業者は以下の基本条件を遵守すること。

1. 3. 1 本要求水準書の遵守

本要求水準書に記載される要件について、運営・維持管理業務期間中遵守すること。

(1) 記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、運営・維持管理業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営することを妨げるものではない。本要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設を運営するために必要な措置については、全て運営事業者の責任において行うこと。

(2) 「(参考)」の取扱い

本要求水準書の図、表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものに基づき、それ以外のものであっても本施設を運営するために必要な事項については、全て運営事業者の責任において行うこと。

(3) 契約金額の変更

上記(1)及び(2)の場合、契約金額の増額の手続きは行わない。ただし、本組合の事由により、施設仕様や運営業務の内容に変更が生じる場合は、本組合と運営事業者の間で協議すること。また、本組合との合意の上で施設内容及び運営・維持管理方法が変更となった場合は、本組合と運営事業者の間で協議すること。

1. 3. 2 生活環境影響調査書の遵守

運営・維持管理業務期間中、広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る生活環境影響調査を遵守すること。また、運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本組合と協議の上、対策を講じること。

1. 3. 3 疑義

本要求水準書等に疑義が生じた場合、本組合と運営事業者で協議の上、疑義に係る解釈の決定を行う。

1. 3. 4 関係官公署等の指導

運営・維持管理業務期間中、本事業の実施に当たっては、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は本組合とする。

1. 3. 5 運営情報の公開

本組合は、操業データ等を公開し、開かれた施設運営に努める。その際、運営事業者は、本組合に協力すること。本組合と関係団体との協議の場合への出席等を含め、本組合の要請に基づき協力すること。

1. 3. 6 本組合及び関係官公署への報告

本施設の運営に関して、本組合及び関係官公署が必要とする資料、記録書等の提出、あるいは報告の指示があった場合は、速やかに対応すること。なお、関係官公署から直接報告、記録、資料提供等の要求が運営事業者に対してあった場合については、本組合の指示に基づき対応するものとし、費用が発生する場合は、運営事業者の負担とする。

1. 3. 7 基本性能の確保

本施設の基本性能の継続的な確保に努めること。本要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ本施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここでいう完成図書とは「第2編 1. 8 完成図書」に示す、本施設に係る設計を最終的に取りまとめたものを表す図書のことである。

1. 3. 8 本施設の基本性能の維持

本施設の基本性能を確保した状態での長期保全及び事故防止を図り、運営・維持管理業務期間終了後10年間は適正に本施設の稼働ができるようにすること。

1. 3. 9 車両等

本施設の運営（試運転期間を含む）に必要な車両、重機等は、運営事業者が用意すること。当該車両に係る維持管理費用等は、運営事業者の負担とする。

1. 3. 10 災害発生時等の協力

本組合圏域において、風水害・地震等の大規模災害、その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画処理量を超え、処理可能量の上限までの多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本施設にて実施することを本組合が判断した場合、運営事業者は本組合との協議の上、その処理に協力すること。変動費を除く費用は本組合と運営事業者で協議すること。

1. 3. 1 1 組織計画

本施設を適切に運転維持管理するための組織を構築すること。なお、運転維持管理体制を変更した場合は、速やかに本組合に報告し、本組合の承諾を得ること。

1. 3. 1 2 教育訓練

本施設に関して、運営・維持管理業務期間を通じた運転教育計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。また、策定した運転教育計画書に基づき、運営事業者が自ら確保した従業者等に対し、適切な教育訓練を行うこと。

1. 3. 1 3 試運転期間中の運転管理

建設事業者が実施する試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施に係る業務については、運営事業者が受託して行うことができる。なお、その際の責任分担等は運営事業者、建設事業者の協議の上決定し、本組合の承諾を得ること。

1. 4 運営モニタリング

本組合は、運営事業者による運営・維持管理業務の状況が、基本契約書、運營業務委託契約書及び本要求水準書に定める要件を満たしていることを確認するために運営モニタリングを行う。運営事業者は、本組合が行う運営モニタリング及びそのマニュアル作成に対して、必要な協力を行うこと。本組合が予定しているモニタリングの概要は、以下に示すとおりである。

1. 4. 1 確認項目

- (1) ごみ処理状況の確認
- (2) ごみ質（測定結果）の確認（受入対象物、並びに副生成物及び資源物）
- (3) 各種用役の確認
- (4) 可燃物、不燃物、破碎鉄、破碎アルミ、処理不適物の発生量の確認
- (5) 点検、補修、更新状況の確認
- (6) 安全体制、緊急連絡等の体制の確認
- (7) 安全教育、避難訓練等の実施状況の確認
- (8) 事故記録と予防保全の周知状況の確認
- (9) 緊急時対応の評価及び実施状況の確認
- (10) 初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認
- (11) 公害防止基準等の基本性能への適合性の確認
- (12) 運転状況の確認
- (13) プラント施設の稼働状況の確認
- (14) 建築物及び建築設備（機械設備、電気設備）の稼働状況、維持管理状況の確認
- (15) 外構設備の保守状況、維持管理状況の確認
- (16) 財務状況の確認
- (17) その他、事業者提案に係る確認

1. 4. 2 確認方法

本組合は、運営事業者が提出する、運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書、決算報告書（外部監査報告書含む）等の書面により、運営事業者の業務実施状況を確認する。また、現地調査等を行うことができる。

1. 4. 3 セルフモニタリング

運営事業者は、運営・維持管理業務期間中、セルフモニタリングを行うこと。詳細は運營業務委託契約締結後、セルフモニタリング実施計画書を作成して本組合へ提出し、協議の上、本組合の承諾を得ること。

第2章 運営・維持管理業務の実施

2. 1 施設運営の基本方針

施設運営の基本方針は、「第1編 2. 1. 3 施設整備の基本方針」に示す本施設の姿を、継続的に維持できることとする。

2. 2 業務実施体制

運営事業者は、本業務に係る組織として、以下により適切な業務実施体制を構築すること。

- (1) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者講習（破砕・リサイクル施設）を修了した者を配置すること。なお、一般廃棄物処理施設（高速回転式破砕機を有する）の現場総括責任者として1年以上の経験を有する技術者を、本事業の現場総括責任者として運営開始後1年間以上配置すること。
- (2) 運営事業者は、電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。なお、当該有資格者については、本施設における電気事業法上の主任技術者として選任し、電気事業法に定められた法令上の責任を負うものとする。なお、岩手中部クリーンセンターの電気主任技術者と連携する必要が発生する場合は協力してこれを実施すること。
- (3) 運営事業者は、本事業を行うに当たり、上記の技術者の他、以下の表を参考として、必要な有資格者を配置すること。また、専任が必要な場合は、有資格者を専任すること。
- (4) 障がい者雇用については、業務内容を適切に考慮の上、積極的な対応に努めること。

表3-1 必要有資格者（参考）※1

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	当該一般廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員の監督
安全管理者※2	安全に係る技術的事項の管理(常時50人以上の労働者を使用する事業場)
衛生管理者※2	衛生に係る技術的事項の管理(常時50人以上の労働者を使用する事業場)
防火管理者	施設の防火に関する管理者
酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第1種圧力容器取扱作業主任者	第1・2種圧力容器の取扱作業
公害防止管理者	特定施設に係る公害防止
電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
粉じん作業に係る特別教育修了者	粉じん発生が想定される作業の管理
化学物質管理者	危険有害性のある化学物質の製造・取り扱う全事業場で化学物質リスクアセスメントを行う

※1：その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

※2：提案内容により、安全衛生推進者でも可。

2. 3 運営マニュアル及び運営計画書等の作成、改訂業務

運営事業者は、以下により各種マニュアル等を作成し、それに基づき運営維持管理業務を実施し、必要なその報告を適切に行うこと。

2. 3. 1 運営マニュアル及び運営計画書の作成、改訂

- (1) 運営維持管理業務開始日の30日前までに運営マニュアル（保守管理に関する各種の検査マニュアル等を含む。以下同じ。）を、試運転の結果等を踏まえ、適宜追加、変更等を行い、運営・維持管理業務期間の開始前に本組合の承諾を得ること。
- (2) 本組合の承諾を得た運営マニュアルを踏まえ、プラント設備及び本施設全体に係る詳細な実施内容を記載した運営計画書を作成し、本組合の承諾を得た上で、本施設の運営業務を行うこと。
- (3) 必要に応じて、本組合と協議の上、運営マニュアル及び運営計画書の更新を適宜行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を本組合に提出すること。
- (4) 本施設の運営・維持管理業務期間終了に際しては、運営・維持管理業務期間の運営実績及び運営事業者の提案事項を反映させた運営マニュアル及び運営計画書を提出すること。
- (5) プラント設備について本要求水準書における基本性能を維持し、運営するため、常に運営マニュアル及び運営計画書を適正なものに更新するよう努めること。
- (6) 運営マニュアルには、保守管理に関する各種の検査マニュアルも含むこと。運営計画書においては、運営・維持管理業務期間を通じた計画を明確にし、特に主要設備の交換サイクルを明記すること。運営マニュアルには、次に示す内容も含むこと。
 - ア 受付・計量マニュアル
 - イ プラントホーム管理マニュアル
 - ウ 緊急対応マニュアル
 - エ その他必要なマニュアル
- (7) 運営計画書は、次に示す内容とし、これらに関する報告書様式も作成すること。なお、各計画書については年間分を月別等で整理する年間運営計画書と、20年間にわたる運営・維持管理を見据えた長期運営計画書により構成する。
 - ア 長期運営計画書
 - (ア) 運転計画書、運転管理マニュアル
 - (イ) 点検・検査計画書
 - (ウ) 補修計画書
 - (エ) 更新計画書
 - (オ) 調達計画書
 - (カ) 維持管理計画書
 - (キ) 事業継続計画書
 - (ク) 長期保全計画 ※必要な時期に作成
 - (ケ) その他必要な計画書
 - イ 年間運営計画書
 - (ア) プラント設備に係るもの
 - ① 運転計画書（月間含む）
 - ② 点検・検査計画書
 - ③ 補修計画書
 - ④ 更新計画書
 - ⑤ 調達計画書
 - ⑥ その他必要な計画書
 - (イ) 本施設全体に係るもの
 - ① 維持管理計画書
 - ② 労働安全衛生管理計画書
 - ③ 作業環境管理計画書

- ④ 防火管理計画書
- ⑤ 防災管理計画書
- ⑥ 施設警備・防犯計画書
- ⑦ 清掃計画書
- ⑧ 除雪計画書
- ⑨ 運転教育計画書
- ⑩ 環境保全計画書
- ⑪ その他必要な計画書

(8) 事業継続計画書においては、大雪、風水害、地震等の非常災害を想定した緊急対応や事業の継続、早期の再開等の内容を作成し、本組合の承諾を得ること。なお、事業継続計画書は、見直しを行うものとし、この場合についても本組合に提出して承諾を得ること。

2. 3. 2 業務報告書の作成

(1) 本施設における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、本組合に提出すること。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、本組合と運営事業者の協議により定めるものとする。運営事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、運営事業者の事業所内に作成後契約期間にわたって保管し、運営維持管理業務期間終了後に本組合に引き渡ししなければならない。運営事業者は、本組合の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を本組合の閲覧又は謄写に供しなければならない。

2. 4 受付、計量、搬入業務

運営事業者は、受付事務や搬入管理等を以下により適切に行うこと。

2. 4. 1 受付管理、計量及び計量データ管理

- (1) ごみ搬入者に対して、ごみの排出地域、内容等について、正しくごみが分別されていることを確認すること。基準を満たしていないごみを確認した場合は、受入れないものとする。併せて、その旨を速やかに本組合に報告すること。
- (2) 別途本組合が指示する種類ごとに車両を管理して計量を行うこと。ごみ搬入に係る全ての車両について、種類毎（搬入コードごと）の計量を行うこと。
- (3) 住民の直接搬入及び事業系ごみの直接搬入について、搬入を受け付けること。
- (4) 岩手中部クリーンセンター又は場外へ搬出する可燃物、不燃物、資源物等について、品目毎に計量を行うこと。
- (5) 処理対象物、搬出物等の計量データを記録し、定期的に本組合へ報告すること。
- (6) 計量データ品目の変更・追加や帳票様式の変更を、本組合の求めに応じて適宜行うこと。

2. 4. 2 ごみ処理手数料の収納等

- (1) 許可業者及び直接搬入者からのごみ処理手数料については、本組合が定める金額を本組合が定める方法で収納すること。ごみ処理手数料は原則として現金収納とする。なお、後納分は本組合の業務範囲である。
- (2) 収納したごみ処理手数料は、その金額を本組合に報告した上で、本組合が定める方法によって本組合の指定金融機関へ払い込むこと（翌日を想定）。
- (3) 本組合は、ごみ処理手数料の滞納者に対し、「岩手中部広域行政組合一般廃棄物処理手数料の後納に関する事務取扱要領」に準じ手続きを行う。運営事業者は、その対応に協力すること。

2. 4. 3 搬入管理

- (1) 安全に搬入が行われるように、ごみ計量機周辺及びプラットホーム内及びその周辺において搬入車両を誘導、指示できるよう誘導員を配置し、適切な誘導、指示を行うこと。なお、繁忙期においても待車指示を含め安全に誘導できる体制を構築すること。
- (2) 受入ヤード等に搬入指導員を配置し、搬入されたごみの荷下ろし時に必要な監視、指示を行うこと。受入対象物以外の搬入物が搬入された場合には、処理方法を説明の上、持ち帰り等の指導を行うこと。
- (3) 受入ヤードへの誘導、指示は、プラットホーム作業員が行うこと。
- (4) 荷下ろしされたごみについて手選別を行い、処理不適物については、本施設の運転に支障がないように取り除き、処理不適物貯留ヤードに搬送し保管すること。

2. 5 運転管理業務

運営事業者は、本施設の安全性、健全性を継続的に担保するため、本施設において以下の運転管理を行うこと。

2. 5. 1 運転管理業務に関する基本的事項

(1) 運転条件

第2編第1章に示す条件に基づき、本施設の運転を行うこと。ただし、処理能力を超えて搬入され、全量処理できない場合や、機器トラブル等により即日処理が困難となる場合には、本組合へ報告するとともに、貯留ヤードにおける火災対策等を行った上で翌日以降の処理とすること。

(2) 物質収支

運営・維持管理業務期間においては、処理対象物の投入から副生成物の回収に至るまでの物質収支を把握すること。

(3) 非常時の対応

突然の事故、故障、災害、インフラ断絶等が発生した場合には、安全を優先した対応を行うとともに、速やかに本組合に連絡して事後対応について協議の上、必要な対策を講じること。また、各種マニュアルにおいて対応方法をイベントツリーで整理するなどして効率的に管理・実施できるようにすること。

2. 5. 2 運転計画書、運転管理マニュアル等の作成

- (1) 本組合と協議の上、計画処理量に基づく本施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画書を毎年度作成し、当該年度開始前までに本組合に提出すること。
- (2) 年間運転計画書に基づき、毎月、月間運転計画書を作成し、本組合に提出すること。
- (3) 作成した年間運転計画書及び月間運転計画書に変更が生じる場合、本組合と協議の上、計画を変更すること。
- (4) 施設の運転操作に関して、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを運営維持管理業務開始日の30日前までに作成し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。運営事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。

2. 5. 3 法定有資格者の配置

- (1) 「2. 2 業務実施体制」で示す法定有資格者等の配置を行うこと。

2. 5. 4 適正処理、適正運転

- (1) 関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された処理対象物について適正に処理を行うこと。
- (2) 本施設の運営が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- (3) 適正処理、適正運転に当たり、特に以下の事項に留意すること。
 - ア 貯留については、ねずみ、蚊や蠅等の害虫等が発生しないようにすること。また、汚水の発生がないようにすること。
 - イ 不燃ごみは、原則として受入ヤードにて全量を作業員が確認し、処理不適物、危険ごみ、有害ごみ等を取り除くこと。
 - ウ 受入ヤードに持ち込まれた不燃ごみや不燃性大型ごみは、一時貯留後、分解を含む選別工程を経て受入ホッパに投入すること。
 - エ 受入ヤードに持ち込まれた資源物等については、資源ごみ等一時保管ヤードに搬送すること。
 - オ 処理不適物については、区分に基づき分別し、各ヤードに搬送すること。

2. 5. 5 各種データの計測管理

(1) 計測項目と計測頻度

本施設の運営に当たって、「表3-2 計測項目及び計測頻度」に示した回数以上の計測を実施、記録、データの保存を行うこととし、計測結果を速やかに組合に報告すること。なお、独自の判断でより詳細な計測を行った場合は、本組合の要請に従い同様に扱うこと。

本組合が独自に計測管理を行う場合は、本組合の負担とするが、運営事業者はその計測管理作業に協力すること。また、各種データは、本組合がインターネット等で公開する。

表3-2 計測項目及び計測頻度

対 象	計 測 項 目	計測頻度
処理対象物	種類組成、単位容積重量	12回/年
可燃物、不燃物、破碎鉄、破碎アルミ	純度、回収率 ※回収率は破碎鉄、破碎アルミのみ	12回/年
	種類組成、単位容積重量	2回/年以上
排気口粉じん	粉じん	1回/年
その他公害防止基準 (事業用地境界)	騒音	2回/年
	振動	2回/年
	悪臭	2回/年
作業環境基準	粉じん	2回/年

※測定箇所数は「表2-13 粉じんに係る作業環境基準」及び「表2-15 引渡性能試験方法」に準じる。

(2) 基準値超過時の対応

「第2編 1. 2. 6 公害防止基準」を超過する場合、また、「第2編 1. 2. 7 金属類の選別・回収に係る基準」を満たせない場合は、次に示す手順で復旧を行うこと。

- ア プラント設備を停止する。
- イ 基準を満足できない原因を把握する。
- ウ 復旧計画書（復旧期間のごみ処理を含む）を作成し、本組合の承諾を得る。
- エ プラント設備の改善作業を行う。
- オ 改善作業の終了を報告し本組合は検査を行う。

- カ 試運転を行い、その報告書について本組合の承諾を得る。
- キ 改善作業実施後、継続して計測を行いながら維持管理を行う。

2. 5. 6 試運転期間中の教育訓練

建設事業者より、本施設の運営に必要な教育訓練を、本施設の試運転期間中に受けること。

2. 6 環境管理業務

運営事業者は、本施設の運営維持管理における作業環境及び周辺環境の保全、管理を、以下により適切に行うこと。

2. 6. 1 環境保全基準

- (1) 公害防止基準、関係法令、生活環境影響調査書等に基づき環境保全基準を定めること。
- (2) 本施設の運営維持管理に当たり、環境保全基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、本組合と協議すること。

2. 6. 2 環境保全計画

- (1) 運営維持管理業務期間中、本施設からの騒音、振動、悪臭等により周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 環境保全計画書に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 環境保全基準の遵守状況について、環境保全報告書を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (4) 報告書の提出頻度、時期、詳細項目は、法令等で定められた内容以外については本組合と協議の上、決定すること。
- (5) 環境管理関連データは、印刷物としては原則3年以上保存するものとし、必要なものについては本組合と協議の上年数を定め保管すること。電子データについては、運営・維持管理業務期間終了まで保存し、本組合に引き渡すこと。

2. 6. 3 作業環境管理基準

- (1) 労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- (2) 本施設の運営維持管理に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- (3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、本組合と協議の上、決定すること。

2. 6. 4 作業環境管理計画

- (1) 運営・維持管理業務期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 作業環境管理計画書に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 作業環境管理基準の遵守状況について、作業環境管理報告書を作成し、本組合の承諾を得ること。
- (4) 報告書の提出頻度、時期、詳細項目は、法令等で定められた内容以外については本組合と協議の上、決定すること。
- (5) 作業環境管理関連データは、印刷物としては原則3年以上保存するものとし、必要なものについては本組合と協議の上年数を定め保管すること。電子データについては、運営・維持管理業務期間終了まで保存し、本組合に引き渡すこと。

2. 7 副生成物及び資源物に係る業務

運営事業者は、本施設から搬出される副生成物及び資源物について、以下により適切に保管、管理すること。

2. 7. 1 副生成物及び資源物の取扱い

(1) 破碎鉄、破碎アルミ等

ア 破碎鉄等、破碎処理に伴い発生する各金属類を本組合が手配する搬出車両への積み込みを行うこと。

イ 小型家電、リチウム電池使用製品、蛍光管、水銀含有ごみ、乾電池、ライター等の危険ごみ・有害ごみを本組合が手配する車両への積み込みを行うこと。

(2) 埋立対象物（不燃物）

ア 埋立対象物を搬出車両への積み込み、本組合が指定する最終処分場までの運搬を行うこと。

(3) 焼却対象物（可燃物）

ア 焼却対象物を搬出車両への積み込み、岩手中部クリーンセンターまでの運搬を行うこと。

(4) 処理不適物等

ア 適切な搬入管理を実施していても混入される可能性がある受入対象物以外のもの、及び受入ヤード上の選別等による処理不適物は分けて保管すること。処理不適物等を本組合が手配する搬出車両への積み込みを行うこと。

2. 8 プラント設備の点検、検査、補修、更新業務

運営事業者は、以下により本施設の点検、検査、補修等を適切に行い、運営・維持管理業務期間の終了まで本施設を良好な状態で適正に管理・保全していくこと。

2. 8. 1 機器履歴台帳の管理

(1) 建設事業者が作成した、プラント設備に係る機器履歴台帳（変更前後の図面を含む。以後同様の取扱いとする。）を管理すること。

(2) 点検、検査、補修、更新の結果に基づき、機器履歴台帳及び機器台帳を改訂して常に最新版を一括で保管することとし、改訂した機器履歴台帳及び機器台帳を本組合に提出すること。

2. 8. 2 補修に関する考え方

(1) 補修は、本施設の基本性能を確保した状態での長期保全及び事故防止を図り、運営・維持管理業務期間終了後も10年間適正に本施設の運転ができるようにすることを目的とする。

(2) 想定外の経年変化等によって生じる改修、補修工事については本組合と協議すること。

(3) 契約期間満了の3年前に、本組合が主体となって運営・維持管理業務期間終了後の補修計画書を作成する。なお、本計画書の作成に当たって運営事業者は協力すること。

(4) 処理能力の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事については本組合と協議すること。

2. 8. 3 維持・補修計画書の作成

(1) 機器履歴台帳に含まれる設備、機器について、運営・維持管理業務期間を通じた維持・補修計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。なお、運営・維持管理業務期間を通じた補修計画書の策定に当たっては、処理対象物の搬入量に係る月変動を十分考慮すること。

- (2) 運営・維持管理業務期間を通じた維持・補修計画書は、点検、検査、補修、更新の結果及びごみの年間搬入量等に基づき毎年度更新し、本組合の承諾を得ること。
- (3) 本組合は、維持・補修計画書について、補足、修正又は更新が適宜できるものとする。
- (4) 点検、検査結果に基づき、設備、機器の耐久度と消耗状況を把握し、運営・維持管理業務期間中の各年度で実施すべき補修について、当該年度の開始前までに維持・補修実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

2. 8. 4 補修の実施

- (1) 各年度の補修実施計画書に基づき、プラント設備の基本性能を維持するために補修を行うこと。
- (2) 補修の作業が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行い、作業が完了したことを本組合に報告すること。
- (3) 本組合は、当該補修の検査を実施し、必要に応じて補修計画書、運営マニュアル及び運転計画書等を改訂するように運営事業者に求めることができる。
- (4) 補修の履歴を運営・維持管理業務期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本施設全体分を設備ごとに一覧表で継続整理し、これらを運営・維持管理業務期間終了後、又は本組合の要請に応じて適宜本組合に提出すること。
- (5) 運営事業者が行うべき補修の範囲は「表3-3 補修の範囲(参考)」に示すとおりとする。
 - ア 点検、検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整
 - イ 設備が故障した場合の修理、調整
 - ウ 再発防止のための修理、調整

表3-3 補修の範囲(参考)

作業区分		概要	作業内容(例)	
補修工事	予防保全	定期点検整備 (オーバーホール、 中間点検の補修)	定期的点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。 ・部分的な分解点検検査 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等	
		更正修理 (補修)	設備性能の劣化を回復させる。(原則として整備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。)	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	予知できる故障を事前に補修する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全 (突発修理)	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 (事後修理)	異常の初期段階に不具合箇所を復元する。	故障の修理、調整

2. 8. 5 臨機の措置

本施設の設計、施工に起因しない故障、不可抗力による損傷等、運営事業者の責に帰さないものについても臨機の措置を講じ、遅滞なく本組合に報告すること。

2. 8. 6 点検、検査計画書の作成

- (1) 機器履歴台帳に含まれる設備、機器について、運営・維持管理業務期間の開始までに、運営・維持管理業務期間を通じた点検、検査計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 点検、検査計画書には、日常点検、定期点検、法定点検、検査（表3-4 法定点検項目（参考））、自主検査等の内容について、機器の項目、頻度等を記載すること。
- (3) 点検、検査計画書に基づき、運営・維持管理業務期間中の各年度で実施すべき点検、検査について、当該年度の開始前までに点検、検査実施計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。
- (4) 全ての点検、検査は、安全性及び運転の効率性を考慮し計画すること。

表3-4 法定点検項目（参考）

No.	項目	法令・通知等	期間
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3年毎
2	計量機	計量法 定期検査	2年毎
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	1年毎 1月毎 2年毎
4	第2種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号） 定期自主検査	1年毎
5	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	本施設建設時に定める保安規程による
6	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期
7	重機等	労働安全衛生規則第151条の21 特定自主検査 定期自主検査	1月毎 1年毎
8	酸素濃度計、ガス検知計等の校正及び定期点検	計量法 定期検査	2年毎
9	自動車検査（車検）	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	種別・用途による
10	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規程による

2. 8. 7 点検、検査の実施

- (1) 点検、検査は、毎年度本組合に提出する点検、検査実施計画書に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で、異常又は故障が発見された場合等は、臨時点検を実施すること。

- (3) 点検、検査結果報告書を速やかに作成し本組合に提出すること。
- (4) 点検、検査の履歴を運営・維持管理業務期間中にわたり電子データとして残すとともに、運営・維持管理業務期間終了後に本組合に引き渡すこと。

2. 8. 8 精密機能検査

- (1) 本施設の設備、機器について、3年に1回以上、機能状況、耐用の度合い等について、第三者機関による精密機能検査を受けること。精密機能検査の費用は運営事業者の負担とする。
- (2) 事業期間終了前（18年目等）に行う精密機能検査は、事業期間終了後も継続して10年間にわたり使用することが可能な状態であることを事業期間終了時に確認を行うことを踏まえ、必要になる補修や更新の計画に資する検査内容にするとともに、「2. 8. 2 補修に関する考え方」に示す運営・維持管理業務期間終了後の補修計画書の精査が行える内容にすること。なお、当該精密機能検査の実施前に検査計画を本組合に報告すること。
- (3) 精密機能検査報告書を本組合に提出すること。
- (4) 精密機能検査の履歴を運営・維持管理業務期間中にわたり電子データとして残すとともに、運営・維持管理業務期間終了後に本組合に引き渡すこと。

2. 8. 9 更新計画書の作成

- (1) 機器履歴台帳に含まれる設備、機器について、運営・維持管理業務期間の開始までに、運営・維持管理業務期間を通じた更新計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 機器更新終了後、更新結果報告書を作成し本組合に提出すること。
- (3) 更新の履歴を運営・維持管理業務期間中にわたり電子データとして残すとともに、運営・維持管理業務期間終了後に本組合に引き渡すこと。

2. 8. 10 更新の実施

- (1) 各年度の更新実施計画書に基づき、本施設の基本性能を維持するために機器の更新を行うこと。
- (2) 機器更新の作業が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行い、作業が完了したことを本組合に報告すること。
- (3) 本組合は、当該機器更新の施工検査を実施し、必要に応じて更新計画書、運営マニュアル及び運営計画書を改訂するように運営事業者を求めることができる。
- (4) 機器更新の履歴を運営・維持管理業務期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営・維持管理業務期間終了後に本組合に引き渡すこと。
- (5) 法令改正、不可抗力による機器更新は、本組合と協議の上実施する。

2. 8. 11 改良保全

本組合又は運営事業者は、プラント設備の機能向上のため、新たに開発された技術の採用による改良等の計画を提案することができる。提案された場合、本組合と運営事業者は当該提案の実施及び費用の負担について協議すること。

2. 8. 12 点検、検査、補修、更新等により発生する残材の取扱い

点検、検査、補修、更新等で発生する取り換え部品等の残材（金属類のスクラップ、部品、廃材等）の処分（廃棄・リサイクル）とそれに伴う費用（支出・収入）は全て運営事業者の業務範囲に含むものとする。

2. 9 用役管理業務

運営事業者は、本施設で使用する各種用役を、以下により適切に調達、管理すること。

2. 9. 1 用役の調達及び管理

- (1) 年間運転計画及び月間運転計画に基づき、調達計画書を作成すること。
- (2) 運営・維持管理業務期間中、調達計画書に基づき必要な燃料、薬品、油脂等を調達すること。
- (3) 調達した燃料、薬品、油脂等は常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (4) 電気、用水、ガス等のユーティリティに係る調達及び費用負担等の条件については、運営事業者の「表3-5 ユーティリティの調達及び費用負担等の条件」のとおりとする。
- (5) 各用役については、使用量の節減に努めること。特に使用料の負担のない条件で本組合から提供するユーティリティの使用量が、提案書類に明記された計画使用量を超過している場合には、理由や原因を本組合に説明すること。また、本組合が改善を要請した場合には、運営事業者はその要請に従って改善策を提案し、本組合の承諾を受けて改善策を実施すること。

表3-5 ユーティリティの調達及び費用負担等の条件

種類	調達及び費用負担の条件
電気	電力は必要な電力量を受電柱中より引込み、基本料金、従量制使用料金を運営事業者で負担する。
上水	上水（生活用水）は必要な水量を事業用地外既設給水管から引水して使用し、使用料を運営事業者で負担する。 プラント用水をさく井して井水を使用する場合は、使用料は発生しない。
排水	プラント排水の処理は、岩手中部クリーンセンターへの移送をはじめとした事業者提案による手法とすることから、費用負担は選定方式による。なお、処理先と十分協議の上決定すること。 生活排水は浄化槽を介して場外放流とするため、費用は発生しない。ただし、浄化槽管理に係る費用は運営事業社負担とする。
燃料	燃料は、必要な量を運営事業者の手配、負担により購入する。
通信	運営事業者が電気通信事業者と契約し、契約料や使用料を負担する。

2. 10 機器等の管理業務

運営事業者は、本施設で使用する各種備品について、以下により適切に調達、管理すること。

2. 10. 1 消耗品、予備品の調達及び管理

- (1) 年間運転計画及び月間運転計画に基づき、調達計画書を作成すること。
- (2) 運営・維持管理業務期間中、調達計画書に基づき必要な消耗品、予備品を調達すること。
- (3) 調達した消耗品、予備品は常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。なお、運営・維持管理業務期間中、外部対応にて消耗する消耗品についても、運営事業者において調達すること。主に以下のとおりとする。

ア 本施設の見学者に配布するパンフレット

(ア) 運営準備期間（当初） 建設事業者の手配とする（英語併記大人用 100 部）。

(イ) 運営期間中 大人用 800 部、小学生用 2,000 部

（年間、各英語併記）

※最大数とし、実納品部数は本組合と協議による。

2. 10. 2 工作機械、測定機器等の管理

本施設の運営に必要な工作機械、測定機器等を、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

2. 10. 3 工作機械、測定機器等の更新

本施設の運営に必要な工作機械、測定機器等について、更新の必要がある場合は、運営事業者において調達すること。

2. 11 建築物等の保守管理業務

運営事業者は、本施設の建築物である工場棟、計量棟、関連施設・外構施設等において、以下の保守管理を行うこと。

2. 11. 1 建築物の保守管理

建築物の保守管理については、次に示すとおり行うものとし、詳細は維持管理計画書に定めるものとする。

- (1) 安全性及び防災性を確保し、事故を未然に防止すること。
- (2) 突発的な事故等を未然に防ぎ、経済的損失を抑制すること。
- (3) 建築物の資産価値の維持を図ること。
- (4) 美観及び品位を維持し、地域社会の良好な環境の保全に貢献すること。
- (5) エレベータ、消防用設備、AED（自動体外式除細動器）についても保守、点検を行うこと。
- (6) 対象となる建築物の照明、採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な補修、更新等を次のとおり行う。

ア 建築物について、運営・維持管理業務期間の開始までに、運営・維持管理業務期間を通じた維持管理計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。

イ 維持管理作業が終了したときは、必要な検査等を行い、作業が完了したことを本組合に報告すること。

ウ 本組合は、当該維持管理作業の施工検査を実施し、必要に応じて維持管理計画書、運営マニュアル及び運営計画書を改訂するよう運営事業者に求めることができる。

エ 維持管理の履歴を運営・維持管理業務期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営・維持管理業務期間終了後に本組合に引き渡すこと。

- (7) 屋根、外壁、建具、天井・内壁、床、階段等について、以下の項目を中心にセルフモニタリングを行う。

ア 漏水等がないこと

イ 腐食等がないこと

ウ ひび割れ等がないこと

エ 稼働部の異常作動等がないこと

オ 変形等がないこと

カ その他運営上で支障となる項目等がないこと

2. 11. 2 外構、植栽等の保守管理

事業用地内全ての外構、植栽、緑地、事業用地進入出道路等の保守管理を次に示すとおり行うものとし、詳細は維持管理計画書に定めるものとする。

- (1) 資産価値の維持を図ること。
- (2) 美観及び品位を維持し、周辺環境の向上に貢献すること。

- (3) 外構、植栽等の点検を定期的に行い、適切な維持管理等を次のとおり行う。
 - ア 外構、植栽等について、運営・維持管理業務期間の開始までに、運営・維持管理業務期間を通じた維持管理計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。
 - イ 維持管理作業が終了したときは、必要な検査等を行い、作業が完了したことを本組合に報告すること。
 - ウ 本組合は、当該維持管理作業の施工検査を実施し、必要に応じて維持管理計画書、運営マニュアル及び運営計画書を改訂するように運営事業者に求めることができる。
 - エ 維持管理の履歴を運営・維持管理業務期間中にわたり電子データとして保存するとともに、運営・維持管理業務期間終了後に本組合に引き渡すこと。
- (4) 以下の項目を中心にセルフモニタリングを行う。
 - ア 整然とした状態であること（植栽）
 - イ 雑草等の除去等が行われていること（植栽）
 - ウ コンクリート表面・舗装等が適切に保たれていること（構内道路、駐車場）
 - エ ロードマーキング等が適切に保たれていること（構内道路、駐車場）
 - オ その他運営上で支障となる項目等がないこと

2. 11. 3 警備、防犯

運営・維持管理業務における警備、防犯業務を以下により実施すること。

- (1) 本施設の警備、防犯体制を整備するとともに、運営・維持管理業務期間を通じた施設警備、防犯計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 整備した警備、防犯体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 本施設の警備を実施し、第三者、従業員の安全を確保すること。
- (4) 以下に示すセルフモニタリングを行うこと。
 - ア 施設内への不法侵入の確認、通報
 - イ 施設の施錠、開錠確認
 - ウ 不要照明の消灯確認
 - エ 本施設内の火気の確認、初期消火、通報
 - オ その他、施設保安上必要な事項
- (5) 万が一、不法侵入者や事故が発生した場合には、運営事業者の責任者に速やかに報告するとともに「施設警備・防犯計画書」に沿って関係各所にも報告すること
- (6) 機械警備等を活用し、夜間警備についても留意すること。また夜間においても各種設備の監視・発報により適切に施設が管理できるようなシステム、体制を構築すること。

2. 11. 4 清掃

運営・維持管理業務における清掃業務を以下により実施することで本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等の第三者が立ち寄る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

- (1) 本施設の清掃計画書を作成して本組合の承諾を得ること。
- (2) 清掃の内容は概ね以下を想定すること。
 - ア 日常清掃：毎日1回程度行う清掃作業
 - (ア) 床清掃（タイル、塩ビシート、カーペット、畳等）
 - (イ) トイレ清掃
 - (ウ) その他の清掃
 - イ 定期清掃：月1回程度
 - (ア) 床清掃（タイル、塩ビシート、カーペット、畳等）

- (イ) 見学窓洗浄
- (ウ) その他の清掃
- ウ 特別清掃①：特殊な部位の清掃を年1～3回程度行う清掃作業
 - (ア) 外壁窓ガラス洗浄
 - (イ) 外壁サッシ洗浄、シャッター清掃（シャッターを設ける場合）
 - (ウ) ブラインド洗浄、照明器具清掃、吸込口及び吹出口清掃、ダクト内清掃
 - (エ) 排水溝清掃、マンホール清掃
 - (オ) 屋根、樋の清掃
 - (カ) 空調設備の清掃
 - (キ) その他の清掃
- エ 特別清掃②：特殊な部位の清掃を数年に1回程度行う清掃作業
 - (ア) 機器、ダクト、梁等の上部清掃
 - (イ) 外壁の清掃
- (3) 以下の項目を中心にセルフモニタリングを行うこと。
 - ア 目に見える埃、シミ、汚れがない状態を維持していること。
 - イ 外構の排水構が定期的に清掃され、詰まりがない状態に保たれていること。
 - ウ 廃棄物置き場は常時廃棄物を捨てられる状態に、且つ清潔に保たれていること。
 - エ その他、諸室等が衛生的に保たれていること。
- (4) 清掃の実施においては以下に注意して行うこと。
 - ア 清掃の実施状況を記録して管理すること。特に、年1回程度の定期清掃や特別清掃は清掃の場所、方法、内容、清掃前後の写真等を掲載した清掃報告書を作成すること。
 - イ 特別清掃①、②の具体的な頻度は、汚れの状況に応じて増減し、適切な状況を保つこと。
 - ウ 機器、ダクト、梁等の上部の塵、埃の除去については、エア吹きや吸塵等、状況に応じた効果的な方法によるものとし、必要に応じて高所作業車や仮設足場を利用すること。
 - エ 各種コンベヤの落下防止板やごみ受け、選別機等の各機器・設備の清掃は、機器の日常点検、定期点検の範囲とする。

2. 1 1. 5 除雪

事業用地内の除雪を以下により実施すること。

- (1) 道路、駐車場、屋根、外構等の除雪の必要性、判断基準、方法等をまとめた除雪計画書を作成して本組合の承諾を得ること。
- (2) 事業用地内の道路や駐車場の除雪を行い、搬入車両の走行、施設の稼働・運転に支障がないようにすること。また、必要に応じて本組合が指定する範囲（事業用地内）の除雪作業を行うこと。特に、屋根からのつらら、落雪が生じないように配慮すること。止むを得ず危険が生じる場合には、立ち入り禁止措置等を行うこと。
- (3) 除雪作業は、日常業務に支障を来さないように行うこと。
- (4) 除雪に重機を使用する場合は、本施設のホイールローダの兼用を可とするが、専用重機が必要な場合は、運営事業者で手配すること。

2. 1 2 運営事務

運営事業者は、労働環境の保全や防災体制の充足、対外者対応などについて、以下に示すように実施すること。

2. 1 2. 1 労働安全衛生管理

運営・維持管理業務に係る労働安全衛生管理を、以下により実施すること。

- (1) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者の安全と健康を確保するために、運営事業に必要な管理者、組織等を整備するとともに、運営・維持管理業務期間を通じた労働安全衛生管理計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (3) 作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従業者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態を保つこと。
- (4) 日常点検、定期点検等を実施した結果、労働安全衛生上問題がある場合は、本組合と協議の上、本施設の改善を行うこと。
- (5) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施すること。
- (6) 従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (7) 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に本組合に連絡し、本組合の参加について協議すること。
- (8) 場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

2. 1 2. 2 連絡体制、防災管理、事故対応

運営事業に係る連絡体制、防災管理、事故対応として、以下により実施すること。

- (1) 平常時及び緊急時の本組合等への連絡体制を整備すること。台風、大雪、大雨等の気象警報が発令された場合や、火災、事故、従業者の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本組合等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。
- (2) 本施設の防災管理体制を整備するとともに、運営・維持管理業務期間を通じた防災管理計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。
- (3) 風水害・地震等の大規模災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるように安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- (4) 緊急時における人身の安全確保、機器の安全停止と復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本組合の承諾を得ること。緊急時には緊急対応マニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改訂すること。
- (5) 緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。
- (6) 事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を本組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (7) 夜間については、機械警備等を活用しながら、施設全体における火災、事故等の確認・対処、相互連絡・緊急連絡等の対処が可能な体制を構築すること。

2. 1 2. 3 防火管理

運営・維持管理業務に係る防火管理を、以下により実施すること。

- (1) 消防法等関係法令に基づき、本施設の防火体制を整備するとともに、運営・維持管理業務期間を通じた防火管理計画書を策定し、本組合の承諾を得ること。
- (2) 整備した防火管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

- (3) 日常点検、定期点検等を実施した結果、設備に防火管理上問題がある場合は、本組合と協議の上、改善を行うこと。

2. 12. 4 見学者対応及び必要機能の更新

(1) 見学者対応

見学者対応は、以下により実施する。

ア 見学者や視察者等の対応は、受付から引率や説明、その他の対応について本組合が行う。ただし、説明補助や作業調整など本組合から協力要請があった場合は、協議の上これに協力すること。

イ 見学対応は、月曜日から金曜日を基本とする。対応時間、対応方法等については本組合と協議を行うこと。

(2) 必要機能の更新

見学者対応設備等の内容（パンフレット、映像ソフト等も含む）について、計画的な更新を行い、陳腐化を抑制すること。

2. 12. 5 住民への対応

(1) 本施設を常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得るものとする。

(2) 住民等による意見等を運営事業者が受け付けた場合には、速やかに本組合に報告し、対応等について本組合と協議を行うこと。また本組合が住民等と協議の場を設ける場合、組合の要請のもと、必要によりこれに参加すること。

2. 12. 6 協議の場の設置

(1) 運営事業者と本組合は、本業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的とした協議を行う場を設ける。

(2) 運営事業者と本組合は、協議の上、前項の協議の場に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができる。

2. 12. 7 環境報告書等の作成

(1) 運営事業者は、必要に応じて毎年の環境負荷低減内容等を整理した環境報告書等を作成すること。

2. 12. 8 保険への加入

本施設の運営に際して、火災保険、労働者災害補償保険、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。なお、保険契約の内容及び保険証書の内容について、事前に本組合の承諾を得ること。

2. 12. 9 運営開始前の許認可

本施設の運営に当たって、運営事業者が取得する必要がある許認可は、運営事業者の責任においてすべて取得し、本組合に報告すること。

2. 12. 10 帳票類の管理

運営事業者は運営に必要な帳票類を整備し、管理運用すること。なお、帳票類の管理運用に当たっては、地元企業への業務発注額が判別可能となるようにすること。

2. 1 3 情報管理業務

運営事業者は、運営・維持管理業務期間における本施設の各種状況の記録と、その保管・報告等を以下のように実施すること。

2. 1 3. 1 運転記録報告

- (1) ごみの搬入データ、搬出データ、ごみ処理データ、用役使用量等の運転データ、業務報告書（日次、月次、年次）等を記載した運転記録報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度、時期、詳細項目は、法令等で定められた内容以外については本組合と協議の上、決定すること。
- (3) 運転記録関連データは、印刷物としては原則3年以上保存するものとし、必要なものについては本組合と協議の上年数を定め保管とすること。電子データについては、運営・維持管理業務期間終了まで保存し、本組合に引き渡すこと。
- (4) 本組合が行う操業データ等の公開について、データの作成や提示に協力すること。

2. 1 3. 2 点検、検査報告

- (1) 点検、検査結果を記載した点検、検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書は、点検、検査実施後適宜提出すること。
- (3) 点検、検査関連データは、印刷物としては原則3年以上保存するものとし、必要なものについては本組合と協議の上年数を定め保管すること。電子データについては、運営・維持管理業務期間終了まで保存し、本組合に引き渡すこと。

2. 1 3. 3 補修、更新報告

- (1) 補修結果を記載した補修結果報告書、更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書は、補修、更新実施後適宜提出すること。
- (3) 補修、更新関連データは、印刷物としては原則3年以上保存するものとし、必要なものについては本組合と協議の上年数を定め保管すること。電子データについては、運営・維持管理業務期間終了まで保存し、本組合に引き渡すこと。

2. 1 3. 4 施設情報管理

- (1) 本施設に関する各種マニュアル、図面等を運営・維持管理業務期間にわたり適切に管理すること。
- (2) 補修、更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- (3) 本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については、本組合と協議の上、決定すること。

2. 1 3. 5 その他管理記録報告

- (1) 本施設の設定により管理記録が可能な項目、及び運営事業者が自主的に管理記録する項目で、本組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告書を作成し、本組合に提出すること。
- (2) 報告書の提出頻度、時期、詳細項目は、法令等で定められた内容以外については本組合と協議の上、決定すること。

- (3) 本組合が要望する管理記録データについては、印刷物としては原則3年以上保存するものとし、必要なものについては本組合と協議の上年数を定め保管すること。電子データについては、運営・維持管理業務期間終了まで保存し、本組合に引き渡すこと。

2. 1 4 地域貢献事業

2. 1 4. 1 地域経済等への配慮

運営事業者は、運営・維持管理業務の実施に当たっては、関係法令に基づく雇用基準等を遵守した上で、対象市町内での人材雇用に十分配慮するとともに、材料の調達、納品等を含め対象市町内に本店所在地を有する地元企業を活用する等、運営・維持管理業務期間を通して、地域経済及び地域社会への貢献について積極的な配慮を行うこと。

第3章 事業期間終了時の取扱い

3. 1 事業期間終了時の機能検査

本施設の標準的な耐用年数は30年程度とする中で、基本性能としては運営・維持管理業務期間終了後10年間は適正に稼働できることを条件としている。そのため、事業期間終了時に、事業期間終了後も継続して10年間にわたり使用することに支障がない状態であることを確認するものとし、事業期間最終年度に第三者機関による精密機能検査と同等以上の機能検査を、本組合の立会の下に実施すること。

当該検査の結果、本施設が事業期間終了後も継続して10年間にわたり使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、本組合は事業期間終了時の確認とする。

また、当該検査の結果、本施設が事業期間終了後も継続して10年間にわたり使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修等を実施すること。

- (1) プラント設備が、当初の完成図書において保証されている基本性能を満たしていること。
(引渡性能試験と同等の試験を実施すること。)
- (2) 建物の主要構造部等に、大きな破損や汚損等がなく良好な状態であること。
- (3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな破損や汚損等がなく良好な状態であること。

なお、ここでいう「継続して10年間にわたり使用する」とは、事業期間終了後の10年間の運営を担当する事業者（又は本組合）が、運営事業者が事業期間中に立案する長期保全計画の内容を基本とした適切な維持管理のもと、点検、補修等を行いながら使用することをいう。

また、「プラント設備が、当初の完成図書において保証されている基本性能を満たしている」とは、本施設が本要求水準書「第2編 第1章」に定められる条件を満たすために求められる各設備機器の能力を満たすことをいう。

3. 2 事業期間終了後の運営方法の検討

- (1) 本組合と運営事業者は、本組合の申出により事業期間終了前の36ヶ月前までに、事業期間終了後の本施設の運営について協議すること。運営事業者は、本組合請求に応じて必要な情報及び資料の提供等に協力すること。
- (2) 本組合が、事業期間終了後の本施設の運営を自ら行う場合、又はこれについて公募等の方法により新たな運営事業者を選定する場合、運営事業者は次の事項に関して協力すること。
 - ア 新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示
 - イ 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察
 - ウ 事業期間中の引継ぎ業務（最長3ヶ月）
 - エ 合理的な条件における特許品等の調達
 - オ その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- (3) 本組合が、事業期間終了後の運営事業者を公募しないと判断した場合は、運営事業者は本施設の運営・維持管理業務について本組合と次に示す協議に応じること。
 - ア 本組合と運営事業者は、事業期間の終了日の36ヶ月前に、将来の運営について協議を開始する。事業期間終了日の12ヶ月前までに、本組合と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき新たな運営事業契約締結に向けた対応を開始する。
 - イ 本組合が運営事業者と事業期間終了後の運営事業について協議する場合、事業期間終了後の運営事業に関する委託費は、運営・維持管理業務期間中の委託費に基づいて決定する。このために、運営・維持管理業務期間中の費用明細（人件費、運転経費、維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）、用役費、運営・維持管理業務期間中の財務諸

表、その他必要な資料)及び事業終了翌年度の諸実施計画を事業終了の9ヶ月前までに提出すること。

ウ 事業期間終了日の12ヶ月前までに合意が整わない場合には、運営・維持管理業務委託契約は、運営・維持管理業務期間満了日をもって終了するものとする。

(4) 事業期間終了時には、本施設の運転に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡すこと。また、予備品や消耗品等については、6ヶ月間程度使用できる量を補充した上で、引き渡すこと。